

2 0 2 6

= ディスクロージャー誌 =



山形おきたま農業協同組合

目 次

ごあいさつ	1
1. 経営理念	2
2. 経営方針	2
3. 経営管理体制	3
4. 事業の概況（令和7年度）	3
5. 農業振興活動	8
6. 地域貢献情報	9
7. リスク管理の状況	10
8. 自己資本の状況	13
9. 主な事業の内容	13
【経営資料】	
I 決算の状況	
1. 貸借対照表	20
2. 損益計算書	21
3. 注記表	22
4. 剰余金処分計算書	38
5. 会計監査人の監査	38
6. 部門別損益計算書	39
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	41
II 損益の状況	
1. 直近の5事業年度の主要な経営指標	42
2. 利益総括表	42
3. 資金運用収支の内訳	42
4. 受取・支払利息の増減額	43
III 事業の概況	
1. 信用事業	43
（1）貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
（2）貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤ 貸出金の用途別内訳残高	
⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑪ 貸出金償却の額	
（3）内国為替取扱実績	
（4）有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	
② 商品有価証券種類別平均残高	
③ 有価証券残存期間別残高	
（5）有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報	
② 金銭の信託の時価情報	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	
（6）預かり資産の状況	
① 投資信託残高	
② 残高有り投資信託口座数	
2. 共済取扱実績	49
（1）長期共済保有高	
（2）医療系共済の共済金額保有高	
（3）介護系その他の共済の共済金額保有高	
（4）年金共済の年金保有高	
（5）短期共済新契約高	

3. 農業・生活その他事業取扱実績	50
(1) 購買事業取扱実績	
① 受託購買品	
② 買取購買品	
(2) 販売事業取扱実績	
① 受託販売品	
② 買取販売品	
(3) 保管事業取扱実績	
(4) 農業経営事業取扱実績	
(5) 指導事業取扱実績	
(6) その他の事業取扱実績	
IV 経営諸指標	
1. 利益率	52
2. 貯貸率・貯証率	52
3. 職員一人当たり指標	52
4. 一店舗当たり指標	52
V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	53
2. 自己資本の充実度に関する事項	55
3. 信用リスクに関する事項	57
4. 信用リスク削減手法に関する事項	62
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	63
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	63
7. CVAリスクに関する事項	63
8. マーケット・リスクに関する事項	64
9. オペレーショナル・リスクに関する事項	64
10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	64
11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	65
12. 金利リスクに関する事項	65
VI 連結情報	
1. グループの概況	67
(1) グループの事業系統図	
(2) 子会社等の状況	
(3) 連結事業概況（令和7年度）	
(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	
(5) 連結貸借対照表	
(6) 連結損益計算書	
(7) 連結キャッシュ・フロー計算書	
(8) 連結注記表	
(9) 連結剰余金計算書	
(10) 農協法に基づく開示債権	
(11) 連結事業年度の事業別経常収益等	
2. 連結自己資本の充実の状況	91
(1) 自己資本の構成に関する事項	
(2) 自己資本の充実度に関する事項	
(3) 信用リスクに関する事項	
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	
(7) CVAリスクに関する事項	
(8) マーケット・リスクに関する事項	
(9) オペレーショナル・リスクに関する事項	
(10) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	
(11) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	
(12) 金利リスクに関する事項	
【JAの概要】	
1. 機構図	103
2. 役員構成（役員一覧）	104
3. 会計監査人の名称	104
4. 組合員数	104
5. 組合員組織の状況	105
6. 特定信用事業代理業者の状況	105
7. 地区一覧	105

8. 沿革・あゆみ	105
9. 店舗等のご案内	106
法定開示項目掲載ページ一覧	107

ご あ い さ つ

組合員・利用者の皆様には、日頃よりＪＡ事業各般にわたり、ご理解とご協力を賜り心から御礼申し上げます。

昨年度の農業情勢を振り返りますと、当ＪＡの主力である米を取り巻く環境が大きく変化した激動の一年でありました。需給動向や消費者米価に翻弄されるなか、生産者米価の安定は喫緊の重要課題となっております。令和６年・７年産米は価格回復により長年の米価低迷から脱しつつあると思われましたが、全国的な作付面積の増加や政府備蓄米放出の影響により、民間在庫量は過去最高水準に達する見通しであり、依然として予断を許さない先行き不透明な状況が続いております。

この令和の米騒動により国や消費者の農産物価格に対する意識も変化しておりますが、生産現場では、担い手不足や高齢化といった構造的課題が顕在化しております。米の需給環境や食料安全保障の観点から、ＪＡやＪＡグループが果たすべき責務はこれまで以上に重みを増しております。これらの課題に対応するため、当ＪＡでは、米価の安定と農業者所得の向上を第一義とし、現場の声を政策へ反映させる農政活動を展開するとともに、良品質良食味米の生産と卸売業者との販売交渉強化に取り組んでまいります。

園芸・畜産酪農部門においても、積極的に事業を展開してまいりました。「おきたま統一共選」の拡充によりデラウェアや枝豆を中心に販売力を強化し、生誕150周年を迎えた「米沢牛」につきましては、米沢牛販売指定店への販促資材および情報発信、更には海外輸出取り組みの拡大を進めながら、米沢牛ブランド向上に努めてまいりました。

また、国際情勢の混迷を背景に燃料費や生産・物流コストが高騰するなど、農業を取り巻く環境は不安定な状況が続いております。需給の安定と適正な価格形成を実現し、地域農業が持続的に発展出来るよう地域の声を反映した農政活動をより一層強化してまいります。

金融事業においては、特殊詐欺被害防止に向け、警察と連携した啓発活動や店舗での積極的な声かけを継続しております。また、デジタル化の推進やサービス内容の多様化を図りつつ、地域の実情に即した店舗運営と職員のスキル向上に努め、組合員・利用者の皆様の大切な資産を守り抜く体制を維持してまいります。

さて、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当ＪＡに対する理解を一層深めていただくために、当ＪＡの主な事業の内容や組織概要、経営の内容について、皆様のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌を作成いたしました。

皆様が当ＪＡの事業をさらにご利用いただくための一助として、ぜひご一読いただきますようお願い申し上げます。

令和８年７月31日

山形おきたま農業協同組合

代表理事組合長 本 間 仁 一

1. 経営理念

農業の振興によって置賜の大地を守り、組合員の創造と参画による魅力ある事業の展開によって地域社会に貢献します。

2. 経営方針

I 農業所得の増大と農業生産の拡大

- (1) 持続可能な農業の未来づくり
新たな担い手や新規就農者の確保に努めるとともに、デジタル技術を活用した農業生産の普及に取り組みます。
- (2) 農産物の安定生産と農業生産基盤の確保
行政等と連携し効率的な農地集積を進め、農業生産基盤の確保を図ります。
- (3) 高品質米の安定生産と生産指導の強化
需要に応える高品質米の安定供給に取り組み、山形おきたま米のブランド価値向上を図ります。
- (4) 有利販売によるメリット確保
固定需要の確保や直販米の取扱比率の維持に努め、生産者手取りの最大化を図ります。
- (5) C E の効率稼働と運営方法の検討
利用組合およびC E 間の連携を高め効率的運営と施設の機能向上を図るとともに、将来を見据えた運営方法について検討します。
- (6) 園芸作物の生産振興と営農指導の充実
労力軽減対策や所得確保に向けた栽培環境の整備に取り組みます。また、関係指導機関と連携し迅速な情報提供による営農指導の充実を図ります。
- (7) 流通コストの低減と有利販売による生産者手取りの最大化
出荷資材の規格見直しや出荷計画の精度の向上による物流コストの軽減に努めます。また、貯蔵施設を活用した付加価値販売を拡大し、生産者手取りの最大化に努めます。
- (8) 肉用牛の品質向上に向けた生産振興の拡充
品質向上を目指す生産指導を強化するとともに、自給飼料生産拡大によるコスト低減に取り組みます。
- (9) 畜産物の有利販売における消流宣伝の強化
肉用牛の高値取引における農業者所得の向上を図るため、様々な機会を捉えた消流宣伝等の情報発信を行います。
- (10) 農業資材の確保と生産コスト低減に向けた提案
予約購買のスケールメリットを発揮した肥料・農薬の仕入改善に取り組みます。農業機械においては、省力化および効率化に向けたスマート農業への取り組みを推進します。

II 組合員・地域との共生

- (1) 組合員との対話運動の継続
事業や訪問活動等の様々な接点を通じて意見や要望を聴き取り、J A への意思反映と運営参画に取り組みます。
- (2) 地域活性化への貢献
食農教育・地産地消・高齢者福祉等を通じて、地域の活性化に貢献していくとともに、組合員・地域住民との関係性を強化していきます。
- (3) 地域社会に向けた多様な情報発信
広報活動を重要な経営戦略と位置づけ、J A 理解の促進につながる多様な広報手段を活用した情報発信に努めます。

III 経営基盤確立強化戦略

- (1) 組織基盤の確立・強化
組合員の維持および減少抑制に努め、持続可能な組織基盤の強化を図ります。
- (2) 店舗・施設運営の充実と強化
相談機能を強化し店舗機能の充実を図るとともに、システムの積極的な導入による業務の一層の効率化を進めます。
- (3) 経済事業改革
事業効率化に向け農機事業の系統への移管を進め体制整備を図ります。また、効率的な米集荷・検査体制の強化に取り組みます。
- (4) 財務および経営基盤の確保
着実な内部留保の積み増しによる自己資本の充実並びに業務効率化による収益改善に努め、経営基盤の強化を図ります。

(5) 健全経営を支える人材育成

多様なニーズに柔軟に対応できる人材の育成・職員教育を実践するとともに、職員が仕事に対してやりがいを感じ、働きやすい職場環境づくりに取り組みます。

(6) 諸規制等への対応

経営環境の変化や諸規制等の改正を踏まえた経営管理の強化を実践し、将来にわたる経営の安定確保に努めます。

3. 経営管理体制

◇経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 事業の概況（令和7年度）

【生産販売事業】

農業支援

「おきたま農業振興計画」の最終年度として、農業所得の増大と農業生産の拡大を目指し、計画の実践に取り組みました。また、次期おきたま農業振興計画策定に向け、過去3カ年の取り組みを検証し、計画の具体的な実施方策について検討を進めました。

令和7年度の水田農業対策は、再生産価格の維持による農業経営の安定化を図るため、とも補償や市町間調整を活用し、「生産の目安」に沿った作付けを推進しました。また、水田フル活用については、水稻機械・設備を活用した水田活用米穀の作付けと、高収益が見込める園芸作物の導入を推進しました。さらに、大豆・そば等の土地利用型作物に対し関連機械導入を支援し、生産の拡大に努めました。

農業の持続的な発展のため、地域の担い手農家に対し、労力・投資負担軽減による規模拡大を後押しする「担い手を明確にした支援」を継続しました。併せて、置賜管内法人連絡会会員へは、情報交換や経営課題解決を目的とした各種研修会等を開催しました。新規就農者対策は、「新規就農者確保・定着に向けた支援」を継続するとともに、行政等の関係機関と連携し、研修・就農・定着まで一貫した支援を実施しました。

農作業の省力化技術の普及では、スマート農業に関する情報提供に加え、農業機械部門と連携した研修会・実演会を開催しました。また、農業の大規模化に伴う人手不足の課題に対し、農業用求人アプリや農作業受委託の提案等を行い、労働力確保に取り組みました。

おきたまの「食」と「農」の魅力を全国に発信するため行政機関や関係団体と連携し、近隣県や首都圏・近畿圏などでイベントを開催しました。産地PR活動を通じて、おきたまの魅力や置賜産農産物の消費拡大に向けた宣伝活動を積極的に展開しました。

農政活動

記録的な高温と渇水により農畜産物の生育不良・品質低下や収穫量の減少が懸念されたため、JAグループ一体となり県に対し被害軽減に向けた支援策を緊急要請するとともに、高温渇水対策本部を設置しました。さらに、JA独自支援として被害防止資材の購入費や揚水機等の燃料費に対する助成を実施しました。

園芸産地の維持発展については、生産者の高齢化や園芸施設の老朽化等により栽培面積の維持が困難な状況となっており、現場に即した補助事業の採択要件の見直しや要件緩和、および後継者確保対策を国や県、市町へ要請しました。

改正食料・農業・農村基本法および基本計画の実効性を確保し、将来にわたる食料安全保障を確立するためには、初動5年間の農業構造転換集中期間において万全な施策の実施が必要なことから、8月には「JAグループ山形食料・農業・地域政策推進山形県要請集会」において多くの農業者が参加し、取り組みを強力かつ着実に推進するための予算総額確保を政府に対し強く働きかけるよう県選出国議員に要請しました。

米 穀

7年産米については、政府備蓄米の放出や全国的に主食用米の作付けが増加するなか、需給均衡による価格の安定と生産者手取り確保を目的に、生産の目安に沿った作付けおよび水田活用米穀による計画的生産を推進しました。

また、高品質・良食味米の生産を図るため、SNSを活用し栽培ステージに応じた営農技術情報、

異常気象による高温対策や病虫害発生に関する情報を迅速に発信しました。特に、緊急性の高い情報については、ダイレクトメールを併用し注意喚起を促すなど適時適切な生産指導に努めました。

◇生産状況

水稻については、育苗期の気温が平年並みであったものの、降雨による日照不足により圃場が乾かず、耕起の遅れから乾土効果は小さい状況でした。6月中旬以降は高温多照に転じ、葉齢の進展と茎数の増加が見られましたが、7月の記録的な高温少雨により稲体の消耗が進み、葉色は平年より淡く推移したため、緊急に追肥情報を発信しました。

また、用水不足により出穂期の灌水が困難な圃場も見られましたが、8月上旬の降雨により回復しました。

出穂後も高温で経過したことにより刈取時期が例年より早まったことから、集荷・検査も前倒しで対応しましたが、刈取期になると連続的な降雨により圃場がぬかるみ、一部で刈取りを断念する圃場も見られました。

収量については、管内の作況指数は「100」となったものの、「はえぬき」「つや姫」はやや減収といった声が聞かれました。品質面では1等米比率が93.2%と前年を上回りましたが、「はえぬき」では高温の影響から充実度不足による格下げが見られました。

なお、食味ランキングでは置賜産「つや姫」および「雪若丸」が特Aを獲得しました。

◇集荷実績

810,000俵の集荷目標に対し、出荷契約数量は785,969俵にとどまり、他集荷業者との競合激化や販売手法の多様化、生産者による直接販売の拡大等を背景として、契約段階から厳しい集荷環境にありました。

このような状況のもと、生産コストが高止まりするなかで生産者所得の向上を図るべく、早場米の取引状況や他集荷業者の動向も踏まえ、概算金を大幅に引き上げて集荷に取り組みましたが、競合環境の一層の激化に加え、高温渇水による作柄への影響等もあり、当期末の集荷実績は720,413俵となり、目標を達成することができませんでした。

◇販売状況

猛暑による他産地の品質低下やインバウンド需要の増加により、販売は順調に進むと見込んでいましたが、政府備蓄米の大量放出や輸入米の増加の影響で需給が緩和され、収穫期以降、販売の進捗は一転して鈍化しました。

こうした状況を踏まえ、7年産米の追加払いについては、支払時期を延期していましたが、取引先との早期の商談を進め、令和8年4月に支払いました。

◇米穀共乾施設

米穀共乾施設については、行政区域を越えた広域利用による利用率の向上と効率的な稼働を実践し、施設間連携による安定的な運営に取り組みました。

減収等の影響により取扱数量は例年を下回りましたが、機械設備の計画的な更新・修繕を実施し、円滑な稼働と適切な乾燥調整に努めました。

◇土地利用型作物

大豆については、水稻移植作業の遅れや5月下旬から6月初旬の降雨により、平年より播種盛期の遅れが見られたほか、夏期の高温・少雨が影響して圃場の土壌乾燥が進み、一部の圃場で葉の裏返り症状が確認されました。収穫時期も降雨の影響で平年より遅く始まり、刈り遅れによるしわ粒等の被害が多く見られました。

このため、収量は全体として平年並みからやや下回る傾向となり、品質については2等～3等が多い結果となりました。また、一部で小粒化や充実度不足などの影響が見られました。

園芸

冬期間の大雪により各品目で枝折れや施設被害が発生し、特にぶどう棚や樹体の被害が甚大となりました。春先は残雪が例年以上に多く、寒暖差があり日照も不足したことから、生育は遅れて経過しました。その後は、6月中旬以降の高温渇水や8月上旬の大雨と異常気象の影響を大きく受け、生育不良や品質低下が目立ち、園芸作物全般の収穫量が減少しました。

販売については、産地状況に合わせた出荷計画に基づく取引先への情報提供による事前商談の強化や、直接販売および買取販売の拡大に取り組み、多くの品目で高単価を確保しました。

また、消費地においては「おきたまブランド」を発信するため、新たな果実と野菜の消費宣伝を大阪「阪神梅田本店」で実施しました。

営農指導については、栽培講習会や巡回指導に加えてSNSを活用した情報発信による指導を継続して取り組むとともに、新規栽培者の技術向上に向けた研修会を展開しました。

◇果樹部門

「さくらんぼ」と「シャインマスカット」については生産指導と系統出荷への誘導を徹底し、前年並みの出荷量を確保しました。

「もも」については食味と糖度を重視した高付加価値販売に取り組み、「りんご」では取引市場と連携した買取販売を継続して実施しました。「シャインマスカット」は貯蔵品による第1回冬季シャインマスカット品評会を新たに開催し、入賞品については高価格が期待できる年明けの初売りへ出荷を行い、最優秀賞の1房桐箱については高価格で取引され、生産者の所得向上へ繋がりました。

販売面では、消費地において主要取引市場との販売対策会議を定期的に行い、相互の情報共有を徹底しながら有利販売に取り組み、「デラウェア」は過去最高の販売単価を確保し、「りんご」「西洋梨」は前年度を上回る販売単価となりました。

◇野菜部門

「アスパラガス」「きゅうり」を中心に生産指導を充実し出荷誘導に取り組みましたが、天候が要因となり大幅な減収となりました。おきたま園芸ステーションにおいては、「えだ豆」の生育調査等により計画的な搬入や選果を実施し選果品質の向上に努めましたが、品種により搬入数量のばらつきが見られ、次年度の課題となりました。

販売面では、販売先との産地情報の共有と事前の価格交渉を積極的に行い、販売価格の引き上げや取引数量の拡大に取り組みました。異常気象による品質低下の影響により販売に苦慮する状況があったものの、各品目において概ね計画以上の販売価格を確保しました。

◇花卉部門

花卉の販売面では、物価高の影響による末端消費者の買い控えや、冠婚葬祭等の業務需要の減退が要因となり、厳しい販売状況となりました。このようななか、次年度の安定生産と販売対策の強化を図るため、生産者・取引市場・関係機関・肥料農薬メーカーが一堂に会した「栽培講習会」を新たに実施し好評を得ました。

◇直販部門

愛菜館は、全店舗合同のスタンプラリーや各店舗の特色ある売り出しを通じて、集客対策の強化に取り組みました。令和8年1月からは正組合員カードの運用を開始し、月2回の5%割引を行い、3月第2週末には全店舗のお客様を対象とした5%割引イベントを実施しました。

直販事業では、春先の政府備蓄米の放出直前にふるさと納税等の精米受注数が急増し、精米の取り扱い数量が大幅に増加する結果となりました。また、農産物全般に天候の影響による品質低下や収量の減少が見られ数量確保に苦慮したものの、提案価格の値上げや受注数の調整に早期に取り組み、ふるさと宅配便を中心に取引企業と連携した通信販売やふるさと納税など、これまでの取引を継続し生産者所得の向上に努めました。

畜産酪農

畜産酪農経営は、飼料費の高止まりによる生産費の増加が経営を逼迫しています。

この情勢下において、一昨年の子牛価格の下落により全国の繁殖農家が多く離農し、令和7年度は子牛の頭数が不足し高値で取引されました。

◇肉用牛部門

肉用牛の品質向上を目的とする飼養管理、家畜疾病予防および衛生管理指導を実施しました。

米沢牛の肉質向上においては、他産地との肉質検証の取り組みを進めるとともに、米沢牛150年節目の記念市場での情報発信や和牛の美味しさを表す不飽和脂肪酸（MUFA）の研修会を実施しました。併せて新たな販路拡大を目指し、米沢牛の輸出卸業者と連携しました。

また、肉用牛センターについては、運営上の収支を含む「課題・検証」を整理し、将来に向けた事業運営の持続可能性について外部有識者との検討を進めました。

◇酪農部門

酪農振興会では年2回の牛舎巡回を行い、良質な生乳生産と出荷を維持するため、搾乳作業工程の遵守、廃棄事故撲滅、および器具機材の清掃点検を啓蒙しました。

【購買事業】

◇生産資材

生産コストの高止まりが続くなか、「かたらい訪問一斉運動」を中心とした事業を展開しました。肥料では、気候変動がもたらす天候リスクに対処しつつ、高品質米の安定生産を図るため、土づくり肥料の奨励を強化しました。農薬では、担い手直送大型規格において、従来の除草剤に加え水稻箱処理剤を追加し、低コスト資材の選択肢を広げながら普及に努めました。

◇農業機械

農業機械のコスト低減に向け、実演会や展示会を通じてＪＡグループ共同購入機械（コンバイン）やスマート農業機械の情報発信を行いました。また、全農山形で２回目となる「お買得市」に協賛し、低価格農機の紹介を行いました。

全農山形との「農機事業一体運営」については、令和７年度内の組成を目指して協議を進めましたが、「農機重整備センター」建設に関する課題や諸条件の整理に時間を要していることから、実施を延期しました。今後は、令和８年度内の組成に向け、引き続き検討を進めます。

◇生活資材

ＪＡ生活関連資材を幅広く、継続的にご利用いただくことを目的に、７月に開催した「ふれあいフェア」では、従来の商品に加え、新たに開発された県産ジュースのＰＲにも力を入れました。

【福祉介護事業】

◇介護保険事業

「地域の高齢者が住み慣れた地域で、生涯にわたり穏やかに安心して過ごす」ことを目的とし、各種介護保険事業の専門的サービスの充実に努めました。

在宅生活の継続と心身機能の維持を目指すため、有資格者を定着させ、デイサービスの個別機能訓練など専門性を高めた介護サービスの提供に取り組みました。また、ＪＡ施設としての強みである食事の提供については、乳和食の導入に力を入れ、健康を保つ重要な要素である安全・安心な新鮮な食材を使用した食事の提供に努めました。

自立支援推進とＪＡ福祉介護事業の理解度を高める「地域貢献活動」の一環として、組合員組織に出前講座（介護予防体操等）を実施しました。参加組織からは、会議参加率向上や健康に対する前向きな意識向上に繋がったと評価を得ており、本事業の知名度向上に寄与しました。

◇高齢者生活支援事業

介護保険認定前の要支援者に対し、生活支援の介護保険外サービス（通院介助など）や福祉用具の保険外貸出支援を実施したほか、自宅での生活が継続できるよう住宅改修の提案強化に努めました。

◇有料老人ホーム

住宅型有料老人ホーム「愛の郷」では、完全個室でプライバシーを尊重した住環境を提供するとともに、健康寿命の延伸を目指したメリハリのある日課と、入居者様同士の交流を大切にしたアットホームな生活環境づくりに取り組みました。

また、重度化防止の観点から、日頃の体調観察に重点を置き、早期発見・早期対応により重度化リスクを抑止し、ご入居者様およびご家族、また医療機関から信頼を得ることができました。

【金融事業】

総合事業の強みである組合員・利用者の皆様との多様な接点を活かしながら、「つながり・ふれあい」を大切に、農業や暮らし、地域の多様なニーズに対応できる事業を展開しました。

◇貯 金

農産物販売代金の振込をいただいている組合員および法人の皆様を対象に、１０月から２カ月間にわたり「ＪＡ山形おきたま 収穫感謝祭キャンペーン」を実施し、２７億円の契約をいただきました。また、組合員・利用者の皆様の利便性確保のため、非対面チャネル（ＪＡバンクアプリ等）の普及促進やスマホ教室を３地区（南陽・高畠・小国）で開催し、デジタル格差是正や不正利用防止対策などの勉強会を実施することで、安心して暮らせる地域づくりに貢献しました。

年金受給者や予約者向けに年金相談セミナーの開催や充実したサービスの提供を行い、年金口座の普及と貯金残高の増強に努めました。

ＪＡバンクとの連携で、食育教育として管内小学校へ１,９７０冊の教材本を寄贈し、地域の子供たちが地元の農業や食の大切さを学ぶ機会を広げ、環境への意識向上にもつなげました。

◇融 資

地域農業の未来に向け、利子補給の活用および近代化資金の保証料助成事業を通じて、農業者・担い手の経営相談や資金供給にかかるアドバイスをを行いました。

また、担い手支援や農業経営コンサルティング事業の継続、大規模農家・法人向け融資提案など、総合事業体を活かしたワンストップの施策を徹底し、高質な農業金融機能の発揮と農業者の支援を実施しました。

ローンセンターを中心に、出向く渉外体制を強化し、金利上昇のなかでも需要の多い「三大疾病保障付住宅ローン」を中心にライフイベントに対応した提案型融資に取り組みました。

貸出システム（Web受付・融資稟議・電子契約・延滞債権サブシステム）を効果的に活用し、JA内審査時間の短縮など業務の効率化を図りました。

【共済事業】

「ひと・いえ・くるま・農業」の総合的な提案を通じて組合員・利用者の皆様の多様なニーズに応え、「安心」と「満足」の提供に取り組むとともに、3Q活動や「はじまる活動」の実践を通じて、皆様一人ひとりに寄り添った保障点検を行いました。

生存保障の取り組みでは、新がん共済を起点とした20代から50代の現役世代に対し、人生設計や時代の変化を踏まえたニーズ喚起を実施しました。

令和6年度に契約実績が業界No. 1となったことも共済「学資保険＝JA共済」を通じ、次世代との関係性構築（アンパンマンこどもくらぶ等）に向け、子供の成長に寄り添う活動を展開しました。

建物更生共済においては、特に雪害被害が拡大し、約13億円の支払いを行いました。

また、地域貢献活動の一環として、管内の市町に38基、累計で2,402基のカーブミラーを寄贈し、地域の交通安全向上に努めました。

加えて、小国町立小国中学校でのスタントマンによる自転車交通安全教室には145名の生徒の皆さんが参加し、さらに高島町「まほら」で開催した「JA共済交通安全キャラバン」には約660名のご家族に参加いただくなど、地域全体で交通安全への意識を深める機会となりました。

【教育広報活動】

食農教育活動の一環として、JAアグリスクール「ちゃぐりんキッズクラブ」を開催しました。管内の小学3年生から6年生まで49名が参加し、田植えや稲刈り、さくらんぼ・ぶどうの収穫体験のほか、花の寄せ植えやマヨネーズ作りなどを通じて、「食」と「農」への理解を深めました。併せて、米沢市の伝統工芸品「お鷹ぼっぼ」の絵付け体験を実施し、地元の伝統文化に触れることで郷土愛を育む機会を提供しました。

広報活動では、広報誌「みらくる」をリニューアルし、より読みやすい誌面づくりに注力しました。また、日本農業新聞を通じたJA事業や営農情報、組織活動などタイムリーな発信に加え、XやFacebook等のSNSを活用した随時発信にも努めました。昨年10月には「みらくる」と連動したSNSキャンペーンを実施し、地元農畜産物や加工品を贈ることで当JAのPRと「国産国産」の推進を図り、新たなフォロワーの獲得にも成功しました。

【生活文化活動】

JA女性組織3カ年計画『「あい♡からはじまる元気な地域」を みんなの力で』の実践初年度であり、これまでの取り組みの成果を評価し総括するとともに、新たな3カ年計画へ想いをつなげる重要な1年となりました。

女性のつどいでは部員264名が参加し、ダニエル・カール氏を講師に迎え、「がんばっぺ！オラ大好きな日本」をテーマに開催しました。

食を守る活動として定着している「共同購入運動」を年2回実施し、一定金額以上購入された方にプレゼントを進呈しました。

年2回のシーダー研修会では、アトリエフラワー夢宇主宰の宇野智恵子氏によるパンの花ブローチ作り講習や、「家の光」12月号を持ち寄った防災セミナーを実施しました。

フードドライブ運動では、各地区から協力を得て集荷活動を実施しました。集まった品物は、やまがた福わたし（フードバンク活動団体）を通じて、食の支援を必要とする世帯、福祉団体へ提供しました。

【経営管理】

1. 中期経営計画2023の実践と検証

中期経営計画2023の最終年度における実践を通じ、自己資本の充実および財務基盤の強化に努めました。

2. 内部管理体制の充実と強化

職員のコンプライアンス意識向上、規程遵守の徹底、および内部統制の適正運用を目的として、研修の充実と店舗巡回指導の強化を図りました。これにより、リスク管理体制の整備および運用の実効性向上に努めました。

3. 組織基盤の強化

令和6年度の合併30周年記念として、令和7年度に3%の出資配当を実施し、126,023千円を配当しました。また、正組合員カードをはじめとした新たな正組合員メリットを策定し、正組合員加入促進運動を実施しました。

4. 効率的な事業運営

新会計システムやA I ツールの導入により業務のデジタル化を推進し、効率的な事業運営に取り組みました。

5. 農業振興活動

【おきたま農業振興計画（令和5年度～令和7年度）の取り組み】

農業支援

◇持続可能な農業の未来づくり

- ① 新規就農者確保・定着に向けた支援
- ② 担い手を明確にした支援
- ③ デジタル技術を活用した農業生産の取り組み
- ④ 営農指導員の資質向上と担い手訪問
- ⑤ おきたまブランドの確立と知名度向上

◇農産物の安定生産と農業生産基盤の確保

- ① 行政等と連携した農地の集積・集約
- ② 水田フル活用による作物の生産
- ③ 有害鳥獣対策
- ④ 耕畜連携の推進
- ⑤ 営農組織の再編整備

米 穀

◇高品質米の安定生産と生産指導の強化

- ① 需要に応える高品質米の安定生産による産地確立
- ② 営農技術等の迅速な情報発信

◇有利販売によるメリット確保

- ① 取引先との連携強化による有利販売の実施
- ② 集荷・検査の効率化による倉庫機能の整備

◇C Eの効率稼働と運営方法の検討

- ① 利用組合およびC E間連携による効率的稼働の推進
- ② 将来を見据えた今後の方向性の検討

園 芸

◇園芸作物の生産振興と営農指導の充実

- ① 生産振興に向けた栽培環境の整備
- ② 機械化と選果施設利用による労働力軽減
- ③ 園地流動化対策の強化
- ④ 収量確保を目指す営農指導の充実
- ⑤ 省力化・低コスト生産の提案

◇流通コストの低減と有利販売による生産者手取りの最大化

- ① 「おきたま統一共選」の拡充による販売力の強化
- ② 出荷資材規格の見直しや物流コスト低減
- ③ 出荷市場の集約と直接販売の拡充
- ④ 愛菜館の品揃えの充実と集客対策の強化

畜産酪農

◇肉用牛の品質向上に向けた生産指導の拡充

- ① 品質向上を目指す生産指導の強化
- ② 家畜衛生管理指導の強化
- ③ 自給飼料生産拡大によるコスト低減

◇畜産物の有利販売における消流宣伝の強化

- ① 米沢牛ブランド向上における消流宣伝の強化
- ② 子牛高値販売に向けた情報発信の取り組み

生産資材・農業機械

◇農業資材の確保と生産コスト低減に向けた提案

- ① 予約価格による生産資材の安価・安定供給の実践
- ② コスト低減に向けたスマート農機等の提案

【地域密着型金融への取り組み】

(中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況を含む)

- ① 農業者等の経営支援に関する取組方針
- ② 農業者等の経営支援に関する態勢整備
- ③ 地域活性化のための融資を始めとする支援
- ④ 担い手の経営のライフステージに応じた支援
- ⑤ 経営の将来性を見極める融資を始め担い手に適した資金供給の取り組み

6. 地域貢献情報

◇社会貢献活動（社会的責任）

- ① 環境問題への取り組み
 - ・農業用使用済プラスチックの回収
- ② 各種募金活動、公益団体等への寄付
- ③ 犯罪被害者支援活動
- ④ 献血活動

◇地域貢献情報

- ① 安全・安心な地域づくりへの取り組み
 - ・自然災害時に地域住民の安全・安心を確保するため、J Aの施設の一部を一時避難所や救援物資の保管場所として提供する協定の締結
 - ・「J A地域みまもり隊」の設置
 - ・青色回転灯装備車両によるパトロールの実施
- ② 交通安全啓蒙活動
 - ・管内3市5町へのカーブミラーの贈呈（昭和48年度からの累積数量2,402基）
 - ・中高生を対象にした「自転車交通安全教室」の開催
- ③ 地域環境美化の維持活動
 - ・役職員による支店や施設周辺道路、公共施設での清掃ボランティア活動の実施
- ④ 地産地消への取り組み
 - ・毎日朝採りの新鮮で安全・安心な野菜や果物、花・加工品の提供
 - ・学校給食やこども食堂への管内産農畜産物の提供
- ⑤ 食農教育への取り組み
 - ・アグリスクール「ちゃぐりんキッズスクール」の実施
 - ・J A青年部を主体とした食農教育活動の実施
- ⑥ 各種相談会の開催
 - ・無料税務相談、無料法務相談を毎月開催
 - ・年金セミナーの開催
- ⑦ 「おきたまオリジナルブランド商品開発プロジェクト」による商品開発・販売
 - ・第1弾(平成28年発売)：「山形グミ おきたまデラウェア」
 - ・第2弾(平成29年発売)：「山形おきたまデラウェア アルコールフリー」
 - ・第3弾(平成30年発売)：「おきたまデラまめ」
 - ・第4弾(令和2年発売)：「デラ雪」
 - ・第5弾(令和3年発売)：「おしどりミルクケーキ ぶどう味」(コラボ商品)
 - ・第6弾(令和6年発売)：「オランダせんべい枝豆にんにく味」

◇お客さま本位の業務運営に関する取組方針

- ① お客さまへの最適な商品提供
 - ・お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズを最優先に選定します。なお当J Aは、金融商品の組成に携わっておりません。
- ② お客さま本位のご提案と情報提供
 - ・お客さまとの対話を重視し、金融知識・経験・財産、ニーズや運用目的に合わせて、お客さまにとっての選びやすさも考慮しながら、ふさわしい商品をご提案します。
 - ・お客さまの投資判断に資するよう、J Aバンクセレクトファンドマップ等を用いて、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご

提供します。

- ・お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するように、正確に丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

③ 利益相反の適切な管理

- ・お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

④ お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

- ・当ＪＡの教育研修計画に基づき、ＪＡ系統の県域研修や通信教育講座の受講、資格取得の支援を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

◇経営者保証ガイドラインにかかる取組方針

① 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

- ・法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、取引先の意向も踏まえた上で、検討します。

② 経営者保証の契約時の対応について

- ・農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等（どの部分が十分でないために保証契約が必要なのかの個別具体的な内容、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるのかの個別具体的な内容）について丁寧かつ具体的な説明を行います。

③ 既存の保証契約の適切な見直しについて

- ・農業者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて定量的目線および客観的・総合的目線により経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者および保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ・事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて定量的目線および客観的・総合的目線により検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行う。また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、同様の視点にて保証契約の解除について適切に判断します。

④ 経営者保証を履行する時の対応について

- ・経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。

7. リスク管理の状況

◇リスク管理体制等

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当ＪＡではマネロン等対策を重要課題の１つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店管理部に審査課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組ん

でいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するリスクマネジメント委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。金融共済部貯金課は、理事会で決定した運用方針及びリスクマネジメント委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。金融共済部貯金課が行った取引については管理部経営管理課が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピューターシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、コンピューターシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「システムリスク管理マニュアル」を策定しています。

◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を

行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部署、支店にコンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署として管理部リスク管理課を設置し、その進捗管理を行っています。

◇金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

＜当JAの苦情等受付窓口＞

- ・信用事業・共済事業を取り扱っている各支店（P106に記載しております）

- ・本店金融共済部

信用事業（電話：0238-46-3135）

共済事業（電話：0238-46-3020）

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

- ・信用事業

山形県弁護士会談話あっせんセンター（電話：023-635-3648）

仙台弁護士会紛争解決支援センター（電話：022-223-1005）

東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

①の窓口またはJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センターには直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いた上で、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

イ. 現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

ロ. 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行えるわけではありません。具体的内容はJAバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問い合わせください。

- ・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。

①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部

門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の報告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、J Aの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

8. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当J Aでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和8年3月末における自己資本比率は、12.17%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当J Aの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発 行 主 体	山形おきたま農業協同組合
資 本 調 達 手 段 の 種 類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	4, 1 3 3 万円（前年度4, 2 5 9 百万円）

当J Aは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当J Aが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

9. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、J A・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

◇貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

◇為替業務

全国のJ A・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当J Aの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇その他の業務及びサービス

当ＪＡでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取り扱い、全国のＪＡでの貯金のおし入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

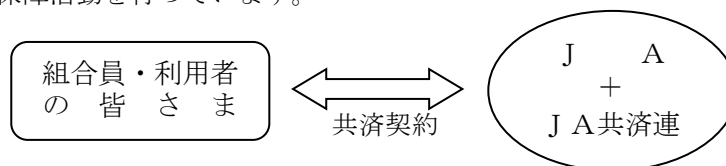
〔共済事業〕

ＪＡ共済は、ＪＡが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆さまの生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

ＪＡ共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

◇ＪＡ共済の仕組み

ＪＡ共済は、平成17年4月1日から、ＪＡとＪＡ共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。ＪＡとＪＡ共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



J A：ＪＡ共済の窓口です。

ＪＡ共済連：ＪＡ共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

〔農業関連事業〕

◇販売事業

生産者から消費者へ新鮮で安全・安心な農畜産物をお届けする事業を行っています。生産者が生産した農畜産物を市場に出荷するほか、当ＪＡ管内において生産された米、野菜、果樹等から特に選りすぐったものを「おきたまブランド」として認証しています。また、「地産地消」の取り組みとして、直売所「愛菜館」を管内4箇所開設し、消費者に直接、農家が持ち寄った地元でとれた農産物の提供を行っています。

さらに、地元農産物の詰まった「ふるさと宅配便」を全国の消費者の方にご利用いただいています。

◇購買事業

グリーンセンター（生産資材店舗）では、農産物の種、苗、肥料、農薬、農具、園芸資材等を販売しています。米や野菜等を出荷している農家向けの品物だけではなく、家庭菜園向けの品物も取り揃えています。店舗では営農指導員が野菜づくりのアドバイスも行っています。

〔営農・生活相談事業〕

◇営農指導相談

◇くらしの相談

◇健康づくり

〔生活関連事業〕

◇高齢者福祉活動（ホームヘルパー）

◇介護保険事業

◇高齢者生活支援事業

◇介護ショップ

(2) 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当ＪＡの貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との２重のセーフティネットで守られています。

◇「ＪＡバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農

林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律)」に則り、ＪＡバンク会員（ＪＡ・信連・農林中金）総意のもと「ＪＡバンク基本方針」に基づき、ＪＡ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「ＪＡバンクシステム」といいます。

「ＪＡバンクシステム」は、ＪＡバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の２つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。具体的には、（１）個々のＪＡ等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（２）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（３）全国のＪＡバンクが拠出した「ＪＡバンク支援基金※」等を活用し、個々のＪＡの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2025年３月末における残高は1,653億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2025年３月末現在で4,861億円となっています。

《貯金商品一覧表》

商品の種類		商 品 内 容		
		預け入れ金額	預け入れ期間	特 徴
当 座 性 貯 金	当 座 貯 金	1円以上	制限なし	・会社や個人事業主の皆様の手形、小切手の決済口座用
	普 通 貯 金	1円以上	制限なし	・給与や年金等の自動受取や公共料金の自動支払口座用 ・キャッシュカードでのお取引や、サイフ代わりに安全・確実な口座
	普通貯金無利息型（決済用）	1円以上	制限なし	・無利息 ・貯金保険制度により、全額保護
	J A教育資金贈与専用口座（※1）	1円以上 1,500万円以下	貯金者が30歳に達した日	・30歳未満の個人で、贈与契約書により直系尊属（曾祖父母、祖父母、父母等）から贈与を受けた教育資金の専用口座
	納 税 準 備 貯 金	1円以上	制限なし	・納税資金の準備口座
	貯 蓄 貯 金	1円以上	制限なし	・金額階層の金利を適用する変動金利型商品
	通 知 貯 金	5万円以上	8日以上	・一週間後にご自由に解約可能な貯金
定期積金	定 期 積 金	1回当りの最低掛金額 1,000円以上	最低6ヶ月 最長10年	・お客様の資産形成をお手伝いする便利な貯蓄商品 ・教育、住宅、旅行等の準備資金
定 期 性 貯 金	期 日 指 定 定 期	1円以上 300万円未満	1年以上 3年以下	・個人の方だけにご利用いただける1年複利定期。1年の据置期間経過後は、解約日を指定すると解約可能な貯金
	ス ー パー 定 期	1円以上	定型方式 1・3・6ヶ月 1・2・3・4・5年 期日指定型方式 1ヶ月超5年未満	・1ヶ月から5年までの預け入れ期間が選択できる定期貯金 ・3、4、5年物の複利型は半年複利の商品
	大 口 定 期	1,000万円以上	同 上	・1,000万円以上のお預け入れの定期貯金
	変 動 金 利 定 期	1円以上	3 年	・ご契約日から半年毎に、金利が自動的に見直される便利な定期貯金
	譲 渡 性 貯 金 （ N C D ）	1,000万円以上	定型方式 1・3・6ヶ月 1・2・3・4・5年 期日指定方式 7日以上 5年未満	・1,000万円以上からお預け入れできる商品 ・期間内に他に譲渡し換金できる
組 み 合 わ せ 商 品	総 合 口 座	・普通貯金と定期貯金を1冊の通帳にセットした、便利で有利な商品 ・普通貯金の残高が不足しても定期貯金の90%（最高200万円）まで自動的にご融資		
	積 立 式 定 期	・毎月一定額をスーパー定期や期日指定定期貯金としてお預かりし、一部支払い・明細支払い・概算金支払いや、契約期間満了後に一括して受取ることもできる商品		
	財 形 貯 金	・毎月の給料（ボーナス）から一定額を天引きで積み立てる勤労者向けの有利な貯蓄商品 ・種類は「一般」、「年金」、「住宅」の3種類があり、「年金」と「住宅」は利子非課税制度（1人550万円まで）の適用を受けることができる		

（※1）新規申込みおよび追加預け入れは、2026年3月末で終了いたしました。

《貸出商品一覧表》

資金の種類	融資限度額	融資期間	資金の内容
住宅ローン (一般型)	2億円	3年以上50年以内	・住宅の新築、購入、増改築、宅地の購入資金、諸費用 ・固定、変動、金利選択型
住宅ローン (100%応援型)	2億円	3年以上50年以内	・住宅の新築、購入、増改築、宅地の購入資金、諸費用 ・固定、変動、金利選択型
住宅ローン (借換応援型)	2億円	3年以上40年以内 (現在借入中の残存期間内)	・他金融機関からの借換資金と諸費用 ・固定、変動、金利選択型
リフォームローン	1,500万円	1年以上20年以内	・住宅の増改築、改装、補修のほか幅広い住宅関連設備資金、空き家解体(10年以内) ・固定、変動、金利選択型
賃貸住宅ローン	4億円	1年以上30年以内 (現在借入中の残存期間内)	・賃貸住宅等の建設、増改築、補修資金 ・他金融機関からの借換資金と諸費用 ・固定、変動、金利選択型
マイカーローン	1,000万円	6ヶ月以上15年以内	・自動車購入、車庫建設等の自動車関連資金
教育ローン	1,000万円	6ヶ月以上15年以内	・大学、短大、高校等の進学に要する一切の資金
多目的ローン	500万円	6ヶ月以上10年以内	・組合員が生活に必要とする資金
カードローン	300万円	1年以内 (更新型)	・生活に要する一切の資金 ・一定の極度額を設定し、その範囲内で随時貸越、約定返済方式
営農ローン	500万円	1年以内 (更新型)	・営農および生活に必要な資金 ・一定の極度額を設定し、その範囲内で随時貸越
農業近代化資金	個人1,800万円 法人2億円	認定農業者15年以内 (据置期間7年以内) 認定農業者以外15年以内 (据置期間3年以内) 認定新規就農者17年以内 (据置期間5年以内)	・農舎、農機具、家畜購入等の幅広い農業関連資金 ・国、県の利子補給がある低利資金
J A農機ハウスローン	1,800万円	1年以上10年以内 (据置期間3年以内)	・農業機械、ハウス施設等の取得資金及び他金融機関の農機具ローンの借換資金
担い手応援ローン	3,000万円	1年以内 (更新型)	・(個人) 農業生産に直結する運転資金 ・(法人等) 農業経営に必要な運転資金 当座貸越
短期事業資金	事業費の範囲内	1年以内	・事業運転資金等短期返済の一般資金
長期事業資金	事業費の範囲内	1年以上30年以内	・設備資金等の長期返済の一般資金
アグリマイティ資金	貸付規則の範囲内	長期：原則10年以内 (据置期間5年以内) 短期：1年以内	・組合員、農業者等が行う営農全般にかかる資金
スーパーS資金	個人500万円 法人2,000万円	1年以内 (5年の範囲内で自動更新)	・農業経営改善計画の達成に必要な運転資金(認定農業者に限定)
これらの他、制度資金・日本政策金融公庫の融資相談、取次業務を行っています。			

《手数料一覧表》

(消費税込)

取 扱 手 数 料 項 目		手数料金額
項 目	細 目	
1. 貸出・貯金等事務共通	(1) 残高証明書発行手数料 随時発行 (1通) 定期発行 (1通) 英文用証明書 (1通) (2) 取引履歴照合表等発行手数料 (1件)	550円 330円 3,300円 550円
2. 貸出事務	(1) 融資証明書 (1通) (2) 貸付金条件変更 (1件) (3) 貸付金繰上償還(住宅ローン) (1件) ①一部繰上償還(固定金利・変動金利特約書無) ②全額繰上償還(固定金利・変動金利特約書無) (4) 固定変動金利選択型住宅ローン(特約書有) ①固定期間再選択 ②固定金利期間中一部繰上償還(選択金利期間中) ③固定金利期間中全額繰上償還(選択金利期間中)	3,300円 5,500円 5,500円 5,500円 22,000円 55,000円
3. 貯金事務	(1) 当座性貯金口座開設手数料 2冊目以降1冊につき(※貯金種目ごと) (2) 未利用口座管理手数料 貯金残高基準1万円未満、2年間利用がない口座 (3) 媒体持込手数料 (1回) (4) 再発行手数料 ①貯金通帳 (1冊) ②貯金証書 (1通) ③キャッシュカード (1枚) (5) マル専当座貯金開設口座 (1口座) (6) 口座振替・振込手数料 (1件) (7) 窓口収納手数料 (1件) (8) 同一店内振込手数料 ①窓口 ア. 振込金額3万円未満 (1件) イ. 振込金額3万円以上 (1件) ②自動化機器(系統カード振込) (1件) ③インターネットバンキング (9) 定時自動送金・自動集金振替振込手数料 別表1のとおり (10) 貯金ネット(ATM)手数料 別表2のとおり	1,100円 1,320円 5,500円 1,100円 1,100円 1,100円 3,300円 個別契約による 個別契約による 110円 330円 110円 無 料
4. 内国為替事務	(1) 内国為替手数料 別表3のとおり	
5. 投資信託窓販事務	(1) 販売手数料 (2) 解約手数料 (3) 非対面販売手数料	目論見書の定めによる 目論見書の定めによる 契約締結前交付書面の定めによる
6. 両替事務	(1) 両替手数料 ① 1枚～ 50枚 ② 51枚～ 500枚 ③ 501枚～1,000枚 ④1,001枚～2,000枚 ⑤2,001枚以上 (2) 金種指定払戻手数料 ① 1枚～ 50枚 ② 51枚～ 500枚 ③ 501枚～1,000枚 ④1,001枚～2,000枚 ⑤2,001枚以上 (3) 硬貨入金手数料 ① 1枚～ 100枚 ② 101枚～ 500枚 ③ 501枚～1,000枚 ④1,001枚～2,000枚 ⑤2,001枚以上	無 料 440円 550円 770円 1,000枚ごとに330円加算 無 料 440円 550円 770円 1,000枚ごとに330円加算 無 料 440円 550円 770円 1,000枚ごとに330円加算

別表1：定時自動送金・自動集金振替振込手数料

(消費税込)

	当組合本・支店あて	系統金融機関あて	他金融機関あて
振替手数料	3万円未満1件につき 110円 3万円以上1件につき 330円		
振込手数料		3万円未満1件につき 110円 3万円以上1件につき 330円	3万円未満1件につき 440円 3万円以上1件につき 660円

別表2：貯金ネット(ATM)手数料

(消費税込)

金融機関等	取引内容	利 用 手 数 料		
		平 日 8:45 ~ 18:00	土 曜 日 9:00 ~ 14:00	平日・土曜日の その他時間帯 日曜日・祝日
J A バ ン ク	入 出 金	無 料	無 料	無 料
コ ン ビ ニ A T M	入 出 金	無 料	無 料	110円
ゆ う ち ょ 銀 行	入 出 金	110円 (入金は無料)	110円 (入金は無料)	220円 (入金は無料)
山 形 銀 行 荘 内 銀 行 き ら や か 銀 行	出 金	110円	220円	220円

(注) 1. コンビニATMは、セブン銀行・ローソンATM・イーネットATM（ファミリーマート等のコンビニに設置されています）になります。

2. 全国J A ・ J F マリンバンクのATMは終日無料でご利用いただけます。

別表3：内国為替手数料

(消費税込)

		当組合本・支店、系統あて		他金融機関あて	
送金手数料		1件につき 440円		普通扱い (送金小切手)	1件につき 660円
振込 手 数 料	窓 口 利 用	電 信 扱 い	3万円未満1件につき 220円	電 信 扱 い	3万円未満1件につき 550円
			3万円以上1件につき 440円		3万円以上1件につき 770円
	文 書 扱 い (県内) ※おきたま 管内は無料	3万円未満1件につき 220円	文 書 扱 い (県外と他 金融機関)	3万円未満1件につき 550円	
		3万円以上1件につき 440円		3万円以上1件につき 770円	
	機 械 利 用	当組合カード	3万円未満1件につき 110円	電 信 扱 い	3万円未満1件につき 440円
		他県・J F マリンカード	3万円以上1件につき 330円		3万円以上1件につき 660円
料	他行カード	3万円未満1件につき 220円	電 信 扱 い	3万円未満1件につき 550円	
		3万円以上1件につき 440円		3万円以上1件につき 770円	
代金取立手数料		個 別 取 立		1通につき 1,210円	
		○送金・振込の組戻料・訂正料	1件につき 660円		
		○不渡手形返却料	1通につき 1,100円		
		○取立手形組戻料	1通につき 1,100円		
		○取立手形店頭呈示料	1通につき 1,100円		

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和6年度 (令和7年3月31日)	令和7年度 (令和8年3月31日)	科 目	令和6年度 (令和7年3月31日)	令和7年度 (令和8年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
1 信用事業資産	140,115,812	145,715,043	1 信用事業負債	153,256,283	159,512,120
(1) 現金	1,134,184	1,116,231	(1) 貯金	152,305,889	158,220,845
(2) 預金	79,572,953	83,940,262	(2) 借入金	41,164	23,027
系統預金	78,987,712	83,389,386	(3) その他の信用事業負債	909,230	1,268,248
系統外預金	585,241	550,876	未払費用	53,438	110,683
(3) 有価証券	7,782,977	8,052,822	その他の負債	855,792	1,157,565
国債	3,398,650	3,479,960	2 共済事業負債	804,305	813,196
地方債	2,686,317	2,557,192	(1) 共済資金	369,615	376,007
政府保証債	397,200	374,280	(2) 未経過共済付加収入	416,497	416,909
社債	1,300,810	1,641,390	(3) 共済未払費用	18,193	20,280
(4) 貸出金	52,095,565	52,812,937	3 経済事業負債	2,417,166	8,014,684
(5) その他の信用事業資産	335,649	524,733	(1) 経済事業未払金	813,787	753,290
未収収益	156,675	291,424	(2) 経済受託債務	1,507,062	7,158,975
その他の資産	178,974	233,309	(3) その他の経済事業負債	96,317	102,419
(6) 貸倒引当金	△ 805,516	△ 731,942	4 雑負債	694,574	730,485
2 共済事業資産	6,731	15,929	(1) 未払法人税等	57,962	58,351
(1) その他の共済事業資産	6,752	15,971	(2) 資産除去債務	288,812	308,230
(2) 貸倒引当金	△ 21	△ 42	(3) その他の負債	347,800	363,904
3 経済事業資産	10,372,426	16,598,007	5 諸引当金	1,348,826	972,365
(1) 経済事業未収金	2,478,928	2,541,716	(1) 賞与引当金	117,982	131,891
(2) 経済受託債権	6,494,590	12,686,518	(2) 退職給付引当金	968,093	601,742
(3) 棚卸資産	1,327,108	1,275,999	(3) 役員退職慰労引当金	34,333	43,732
購買品	1,195,192	1,103,123	(4) 睡眠貯金払戻損失引当金	1,567	1,400
販売品	4,510	6,924	(5) 特例業務負担金引当金	226,851	193,600
生 物	93,359	126,556	6 再評価に係る繰延税金負債	796,541	724,177
その他の棚卸資産	34,047	39,396	負債の部合計	159,317,695	170,767,027
(4) その他の経済事業資産	178,646	214,586	(純資産の部)		
(5) 貸倒引当金	△ 106,846	△ 120,812	1 組合員資本	10,054,322	10,452,115
4 雑資産	306,866	279,389	(1) 出 資 金	4,259,289	4,132,755
5 固定資産	7,683,042	7,348,347	(2) 資本準備金	6,891	6,891
(1) 有形固定資産	7,642,254	7,311,528	(3) 利益剰余金	5,850,113	6,365,983
建物	11,433,810	11,104,958	利益準備金	2,266,027	2,386,027
機械装置	3,414,209	3,581,279	その他利益剰余金	3,584,086	3,979,956
土地	4,858,629	4,613,827	経営安定化積立金	750,000	750,000
その他の有形固定資産	3,503,211	3,530,373	固定資産改修・処分積立金	500,000	500,000
減価償却累計額	△ 15,567,605	△ 15,518,909	農業振興積立金	1,450,000	1,500,000
(2) 無形固定資産	40,788	36,819	米穀販売事業強化積立金	380,000	400,000
6 外部出資	12,110,812	12,109,640	農業経営事業利益積立金	84,410	84,410
(1) 外部出資	12,110,812	12,109,640	雇用安定促進積立金	-	50,000
系統出資	10,992,717	10,992,717	当期末処分剰余金	419,676	695,546
系統外出資	982,516	981,344	(うち当期剰余金)	300,763	462,872
子会社等出資	135,579	135,579	(4) 処分未済持分	△ 61,971	△ 53,514
7 繰延税金資産	399,594	314,261	2 評価・換算差額等	1,623,266	1,161,474
			(1) その他有価証券評価差額金	△ 37,844	△ 320,615
			(2) 土地再評価差額金	1,661,110	1,482,089
			純資産の部合計	11,677,588	11,613,589
資産の部合計	170,995,283	182,380,616	負債及び純資産の部合計	170,995,283	182,380,616

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
	(自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)	(自令和7年4月1日 至令和8年3月31日)
1 事業総利益	3,729,798	3,915,845
事業収益	10,011,317	11,183,532
事業費用	6,281,519	7,267,687
(1) 信用事業収益	1,490,850	1,767,770
資金運用収益	1,369,224	1,622,161
(うち預金利息)	531,622	704,176
(うち有価証券利息)	107,989	119,828
(うち貸出金利)	729,575	798,118
(うちその他受入利息)	38	39
役務取引等収益	58,744	62,146
その他事業直接収益	-	7,055
その他経常収益	62,882	76,408
(2) 信用事業費用	386,581	689,484
資金調達費用	114,828	367,561
(うち貯金利息)	111,751	362,842
(うち給付補填備金繰入)	288	451
(うち借入金利息)	436	255
(うちその他支払利息)	2,353	4,013
役務取引等費用	14,232	16,844
その他事業直接費用	12,283	43,115
その他経常費用	245,238	261,964
(うち貸倒引当金戻入益)	△ 69,208	△ 68,530
信用事業総利益	1,104,269	1,078,286
(3) 共済事業収益	1,239,378	1,248,254
共済付加収入	1,178,509	1,159,320
その他の収益	60,869	88,934
(4) 共済事業費用	122,170	130,466
共済推進費	86,312	93,592
その他の費用	35,858	36,874
(うち貸倒引当金繰入額)	13	20
共済事業総利益	1,117,208	1,117,788
(5) 購買事業収益	4,238,826	4,802,545
購買品供給高	4,060,605	4,639,856
購買手数料	86,891	80,440
修理サービス料	54,618	57,799
その他の収益	36,712	24,450
(6) 購買事業費用	3,699,409	4,193,629
購買品供給原価	3,405,573	3,872,814
購買品供給費	252,992	257,165
修理サービス費	4,177	3,314
その他の費用	36,667	60,336
(うち貸倒引当金繰入額)	-	3,276
(うち貸倒引当金戻入益)	△ 13,864	-
購買事業総利益	539,417	608,916
(7) 販売事業収益	1,810,555	2,151,405
販売品販売高	870,723	1,021,794
受託販売手数料	763,026	960,695
販売手数料	4,730	1,613
その他の収益	172,076	167,303
(8) 販売事業費用	1,049,198	1,221,977
販売品販売原価	801,964	951,157
販売費	107,465	116,986
その他の費用	139,769	153,834
(うち貸倒引当金繰入額)	4,792	11,576
販売事業総利益	761,357	929,428
事業利益	331,315	749,882
3 事業外収益	196,569	201,685
(1) 受取出資配当金	77,773	79,185
(2) 賃貸料	65,884	67,727
(3) 償却債権取立益	2,906	3,637
(4) 雑収入	50,006	51,136
4 事業外費用	27,682	37,858
(1) 寄付金	325	204
(2) 貸与資産費用	17,516	16,775
(3) 雑損失	9,841	20,879
経常利益	500,202	913,709
5 特別利益	33,975	9,341
(1) 固定資産処分益	414	8,381
(2) 一般補助金	32,601	-
(3) 過年度不祥損害額回収利益	960	960
6 特別損失	171,362	350,695
(1) 固定資産処分損	62,234	86,966
(2) 固定資産圧縮損	32,601	-
(3) 減損損失	61,706	262,858
(4) その他の特別損失	14,821	871
税引前当期利益	362,815	572,355
法人税、住民税及び事業税	73,843	74,519
法人税等調整額	△ 11,791	34,964
法人税等合計	62,052	109,483
当期剰余金	300,763	462,872
当期首繰越剰余金	109,194	53,654
再評価差額金取崩額	9,719	179,020
当期末処分剰余金	419,676	695,546

3. 注記表

令和6年度

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）

イ 満期保有目的の債券 : 償却原価法（定額法）

ロ 子会社株式及び
関連会社株式 : 移動平均法による原価法

ハ その他有価証券

・時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

購買品（数量管理品）

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

購買品（農機具製品）

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

購買品（数量管理品及び農機具製品以外）

売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

生物（肉用牛）

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

当組合は、肉用牛センターを経営しており、個別原価計算及び当該月を含む直近12カ月の販売平均額との比較に基づき帳簿価格を算出し、収益性の低下により簿価を切下げています。

販売品及びその他の棚卸資産

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています）。

なお、米沢第2・川西中央・川西中郡・川西東部・長井・白鷹・飯豊カントリーエレベーター、高島北部・高島南部・高島和田・飯豊中津川ライスセンター、高島冷蔵庫、川西・白鷹種子センターに係る資産の償却方法は定額法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

破綻懸念先に係る債権については、債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除し、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、過去の返金実績等を勘案し、将来のキャッシュ・フロー見込額を回収可能額としています。

上記以外の債権については、貸出金等に係る今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績を基礎に、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した管理部等が査定結果を検証しています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取り立て不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は451,135千円です。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生した年度に全額を費用処理しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 睡眠貯金払戻損失引当金

利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。

⑥ 特例業務負担金引当金

旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の令和7年3月現在における令和14年3月までの実負担見込額に基づき計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

イ 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等と

の契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ロ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ハ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

ニ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ホ 農用地利用事業

農地等の所有者から委任を受けて、農地等を貸し付ける事業であり、当組合は利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、農地等の賃貸借料の受払い時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ヘ 福祉介護事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業、住宅型有料老人ホームの運営であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ト 農業経営事業

当組合自らが肉用牛を飼養し肉用牛センターを経営する事業であり、肉用牛を引き渡す義務を負っています。この履行義務は、肉用牛を引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

チ 指導事業

組合員の営農に係る各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており、金額が5百円未満の科目については「0」で表示しています。なお、残高がない項目については「-」で表示しています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 米共同計算

当組合は、生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については販売をJAが行いプール計算を行う「JA共同計算」と、販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」とを合計して、再度共同計算を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

共同計算に係る収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

③ 預託家畜

当組合は、預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育している素牛の購入費用相当額については、当組合から当該組合員への金銭債権を、貸借対照表の信用事業資産貸出金に計上しています。なお、当該素牛の所有権は担保のため当組合に留保しています。

当組合は、当該債権について所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の信用事業収益貸出金利息に計上しています。

素牛の受入高及び供給高は、受託販売品として取り扱っているため、損益計算書では販売品受入高と販売品販売高を相殺し、販売手数料のみ計上しています。

④ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しています。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）399,594千円（繰延税金負債と相殺前の金額は428,524千円です）

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

課税所得の見積り額については、令和5年4月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 61,706千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年4月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌期以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 912,478千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算定方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。

ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

ハ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は4,206,189千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 1,481,872千円 機械装置 1,445,333千円 その他の償却資産 1,278,984千円

(2) 担保に供している資産

定期預金のうち、14,820,000千円をJ Aバンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、6,000,000千円を為替決済の担保に、7,490千円を指定金融機関等の事務取扱の担保にそれぞれ供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額は48,826千円です。

子会社等に対する金銭債務の総額は855,160千円です。

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額は227,676千円です。

理事及び監事に対する金銭債務はありません。

(5) 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は693,008千円、危険債権額は487,384千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権は一千円、貸出条件緩和債権額は43,833千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は

1,224,225千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(6) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

① 再評価を行った年月日 平成11年3月31日

② 再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額

1,511,757千円

③ 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

① 子会社等との取引による収益総額	108,101 千円
うち事業取引高	57,423 千円
うち事業取引以外の取引高	50,678 千円
② 子会社等との取引による費用総額	201,634 千円
うち事業取引高	140,662 千円
うち事業取引以外の取引高	60,972 千円

(2) 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、一般資産については支店を核とした地区単位並びに福祉介護事業用資産、農機センターは単独の資産単位で、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店機能を有する事務所及び共同利用施設（カントリーエレベーター・広域集出荷施設）等の共用資産はJ A全体としたグルーピングの単位としています。

当期に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

地区	物 件	用 途	種 類	そ の 他
長 井	西部農機センター	一 般 資 産	建物	
米沢他	米沢・川西農機センター他2施設	一 般 資 産	土地及び建物	
川西他	旧大塚取次店他5施設	賃貸用固定資産	土地及び建物	業務外固定資産
米沢他	旧三沢支店他20施設	遊 休 資 産	土地及び建物	業務外固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

西部農機センター他3施設は当該施設の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

旧大塚取次店他5施設は賃貸用固定資産として使用されていますが、使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

早期処分対象である旧三沢支店他20施設は遊休資産とされ回収可能価額（正味売却価額）で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

地区	物 件	金 額	内 訳
長 井	西部農機センター	31,161 千円	建物28,368千円、構築物665千円 車両運搬具1,836千円、器具備品292千円
米沢他	米沢・川西農機センター他2施設	10,052 千円	車両運搬具4,752千円、土地5,300千円
川西他	旧大塚取次店他5施設	6,962 千円	器具備品326千円、土地6,636千円
米沢他	旧三沢支店他20施設	13,531 千円	土地13,531千円
合 計		61,706 千円	建物28,368千円、構築物665千円、車両運搬具6,588千円 器具備品618千円、土地25,467千円

④ 回収可能価額の算定方法

イ 西部農機センター他3施設の回収可能価額については使用価値が正味売却価額を下回っているため、正味売却価額を使用しています。

ロ 旧大塚取次店他5施設の回収可能価額については使用価値が正味売却価額を下回っているため、正味売却価額を使用しています。

ハ 遊休固定資産の土地の回収可能価額は正味売却価額を採用しています。

ニ 上記の正味売却価額の時価は路線価、固定資産税評価額を基礎として算定しています。

(3) 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより5,815千円の棚卸評価損が含まれています。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査担当部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築

に努めています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.74%上昇したものと想定した場合には、経済価値が98,602千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	79,572,953	79,384,477	△ 188,476
有価証券			
満期保有目的の債券	245,000	251,383	6,383
その他有価証券	7,537,977	7,537,977	—
貸出金	52,095,565		
貸倒引当金(*1)	△ 805,163		
貸倒引当金控除後	51,290,402	51,409,302	118,900
経済事業未収金	2,478,928		
貸倒引当金(*2)	△ 80,422		
貸倒引当金控除後	2,398,506	2,398,506	—
経済受託債権	6,494,590		
貸倒引当金(*2)	△ 18,185		
貸倒引当金控除後	6,476,405	6,476,405	—
資 産 計	147,521,243	147,458,050	△ 63,193
貯金	152,305,889	151,968,810	△ 337,079
負 債 計	152,305,889	151,968,810	△ 337,079

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(*2) 経済事業未収金及び経済受託債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ

(Overnight Index Swap、以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ 有価証券

債券は、日本証券業協会公表の売買参考統計値によっています。

ハ 貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

ニ 経済事業未収金及び経済受託債権

経済事業未収金及び経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	12,110,812

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円)						
	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	79,572,953	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	15,000	15,000	15,000	—	—	200,000
その他有価証券のうち満期があるもの(※1)	10,000	10,000	105,000	1,300,000	200,000	5,900,000
貸出金(※2・3)	6,160,664	3,443,596	3,109,736	2,811,838	2,526,623	33,187,986
経済事業未収金(※4)	2,391,215	—	—	—	—	—
経済受託債権	6,494,590	—	—	—	—	—
合 計	94,644,422	3,468,596	3,229,736	4,111,838	2,726,623	39,287,986

(※1) 元本(額面)で記載しているため、貸借対照表価額とは一致していません。

(※2) 貸出金のうち、当座貸越2,344,286千円については「1年以内」に含めています。

(※3) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等855,122千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※4) 経済事業未収金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等87,713千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：千円)						
	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金(※)	141,205,650	3,781,226	4,749,170	505,058	2,046,967	17,818

(※) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

種 類		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地 方 債	245,000	251,383	6,383

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価又は償却原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

種 類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	2,056,800	2,005,653	51,147
	地 方 債	1,154,177	1,125,453	28,724
	政府保証債	201,440	199,763	1,677
	社 債	913,350	899,982	13,368
	小 計	4,325,767	4,230,851	94,916
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	1,341,850	1,399,822	△ 57,972
	地 方 債	1,287,140	1,315,889	△ 28,749
	政府保証債	195,760	203,255	△ 7,495
	社 債	387,460	399,180	△ 11,720
	小 計	3,212,210	3,318,146	△ 105,936
合 計		7,537,977	7,548,997	△ 11,020

(※) 上記評価差額から繰延税金負債26,824千円を差し引いた額37,844千円を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

(2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額	売却益	売却損
国 債	86,093 千円	— 千円	12,283 千円
合 計	86,093 千円	— 千円	12,283 千円

(4) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券

当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

(5) 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券

当事業年度中において、5千円(外部出資のうち株式)減損処理を行っています。

市場価格のない株式等の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性等を考慮して減損処理を行っています。

8. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全共連との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

なお、正職員以外の退職給付引当金及び退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,008,486 千円
勤務費用	88,950 千円
利息費用	14,863 千円
数理計算上の差異の発生額	4,040 千円
退職給付の支払額	△ 164,360 千円
期末における退職給付債務	1,951,979 千円

(注) 上記には、簡便法適用職員の退職給付債務が含まれています。

- (3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表
- | | |
|----------------|-------------|
| 期首における年金資産 | 999,873 千円 |
| 期待運用収益 | 13,998 千円 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △ 3,324 千円 |
| 確定給付型年金制度への拠出金 | 35,356 千円 |
| 退職給付の支払額 | △ 62,017 千円 |
| 期末における年金資産 | 983,886 千円 |
- (4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表
- | | |
|------------|--------------|
| 退職給付債務 | 1,951,979 千円 |
| 確定給付型年金制度 | △ 983,886 千円 |
| 貸借対照表計上額純額 | 968,093 千円 |
| 退職給付引当金 | 968,093 千円 |
- (注) 上記には、簡便法適用職員の退職給付引当金が含まれています。
- (5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額
- | | |
|----------------|-------------|
| 勤務費用 | 88,950 千円 |
| 利息費用 | 14,863 千円 |
| 期待運用収益 | △ 13,998 千円 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 7,364 千円 |
| 合 計 | 97,179 千円 |
- (注) 上記には、簡便法適用職員の退職給付費用が含まれています。
- (6) 年金資産の主な内訳
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。
- | | |
|------|-------|
| 一般勘定 | 100 % |
|------|-------|
- (7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。
- (8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項
- | | |
|-----------|--------|
| 割引率 | 0.74 % |
| 長期期待運用収益率 | 1.40 % |
- (9) 特例業務負担金の将来見込額
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金32,272千円を特例業務負担金引当金の取り崩しにより拠出しています。
なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、231,615千円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳
- | | |
|------------------|--------------|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金 | 223,621 千円 |
| 退職給付引当金 | 272,578 千円 |
| 賞与引当金 | 32,504 千円 |
| 特例業務負担金引当金 | 63,886 千円 |
| 減損損失 | 188,916 千円 |
| 資産除去債務 | 81,618 千円 |
| 貸出金不計上未収利息 | 14,111 千円 |
| その他 | 137,518 千円 |
| 繰延税金資産小計 | 1,014,752 千円 |
| 評価性引当額 | △ 586,228 千円 |
| 繰延税金資産合計（A） | 428,524 千円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △ 26,824 千円 |
| その他 | △ 2,106 千円 |
| 繰延税金負債合計（B） | △ 28,930 千円 |
| 繰延税金資産の純額（A）＋（B） | 399,594 千円 |
- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因
- | | |
|----------------------|----------|
| 法定実効税率 | 27.55 % |
| （調整） | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 1.89 % |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △ 2.93 % |
| 住民税均等割額 | 2.92 % |
| 法人税の特別控除 | △ 2.66 % |
| 評価性引当額の増減 | △ 6.78 % |
| 税率変更に伴う影響 | △ 1.96 % |
| その他 | △ 0.93 % |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 17.10 % |
- (3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額
「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.55%から28.26%に変更されました。
この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は7,095千円増加し、その他有価証券評価差額金は674千円減少し、法人税等調整額は7,095千円減少しています。また、再評価に係る繰延税金負債は20,012千円増加し、土地再評価差額金は同額減少しています。

10. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当組合では、置賜地域3市5町において保有する旧支店・施設を賃貸の用に供しています。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時 価
1,306,283	1,446,789

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当期末の時価は、土地については固定資産税評価額に基づいて当組合で算定した金額です。また、建物等減価償却資産については帳簿価額を時価としています。

11. 収益認識に関する注記

(1) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

12. その他の注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

当組合の施設の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の事業用資産に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は2年～25年、割引率は2.00%～2.33%を採用しています。

③ 当期末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	273,464 千円
資産除去債務の発生に伴う増加額	14,815 千円
時の経過による調整額	533 千円
資産除去債務の履行による減少額	— 千円
期末残高	288,812 千円

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）

イ 満期保有目的の債券 : 償却原価法（定額法）

ロ 子会社株式及び

関連会社株式 : 移動平均法による原価法

ハ その他有価証券

・時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

購買品（数量管理品）

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

購買品（農機具製品）

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

購買品（数量管理品及び農機具製品以外）

売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

生物（肉用牛）

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

当組合は、肉用牛センターを経営しており、個別原価計算で帳簿価額を算出し、当該月を含む直近12カ月の販売平均額との比較により帳簿価額を算出し、収益性の低下を認識した場合には、簿価を切下げています。

販売品及びその他の棚卸資産

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています）。

なお、米沢第2・川西中央・川西中郡・川西東部・長井・白鷹・飯豊カントリーエレベーター、高畠北部・高畠南部・高畠和田・飯豊中津川ライスセンター、高畠冷蔵庫、川西・白鷹種子センターに係る資産の償却方法は定額法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

破綻懸念先に係る債権については、債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除し、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、過去の返金実績等を勘案し、将来のキャッシュ・フロー見込額を回収可能額としています。

上記以外の債権については、貸出金等に係る今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績を基礎に、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した管理部等が査定結果を検証しています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取り立て不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は447,498千円です。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生した年度に全額を費用処理しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 睡眠貯金払戻損失引当金

利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。

⑥ 特例業務負担金引当金

旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の令和8年3月現在における令和14年3月までの実負担見込額に基づき計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

イ 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ロ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ハ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

ニ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ホ 農用地利用事業

農地等の所有者から委任を受けて、農地等を貸し付ける事業であり、当組合は利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、農地等の賃貸借料の受払い時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ヘ 福祉介護事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業、住宅型有料老人ホームの運営であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ト 農業経営事業

当組合自らが肉用牛を飼養し肉用牛センターを経営する事業であり、肉用牛を引き渡す義務を負っています。この履行義務は、肉用牛を引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

チ 指導事業

組合員の営農に係る各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(7) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており、金額が500円未満の科目については「0」で表示しています。なお、残高がない項目については「-」で表示しています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 米共同計算

当組合は、生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については販売をJAが行いプール計算を行う「JA共同計算」と、販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」とを合計して、再度共同計算を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

共同計算に係る収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

③ 預託家畜

当組合は、預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育している素牛の購入費用相当額については、当組合から当該組合員への金銭債権を、貸借対照表の信用事業資産貸出金に計上しています。なお、当該素牛の所有権は担保のため当組合に留保しています。

当組合は、当該債権について所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の信用事業収益貸出金利息に計上しています。

素牛の受入高及び供給高は、受託販売品として取り扱っているため、損益計算書では販売品受入高と販売品販売高を相殺し、販売手数料のみ計上しています。

④ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）314,261千円（繰延税金負債と相殺前の金額は321,057千円です）

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

課税所得の見積り額については、令和5年4月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課

税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 262,858千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年4月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌期以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 852,863千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算定方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。

ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

ハ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は4,190,554千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 1,481,872千円 機械装置 1,430,391千円 その他の償却資産 1,278,291千円

(2) 担保に供している資産

定期預金のうち、15,230,000千円をJ Aバンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、6,000,000千円を為替決済の担保に、7,440千円を指定金融機関等の事務取扱の担保にそれぞれ供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額は29,063千円です。

子会社等に対する金銭債務の総額は932,740千円です。

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額は199,678千円です。

理事及び監事に対する金銭債務はありません。

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は670,829千円、危険債権額は551,344千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権は一千円、貸出条件緩和債権額は22,941千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は

1,245,114千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(6) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

① 再評価を行った年月日 平成11年3月31日

② 再評価を行った土地の当期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 1,260,044千円

③ 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

① 子会社等との取引による収益総額	113,777 千円
うち事業取引高	64,351 千円
うち事業取引以外の取引高	49,426 千円
② 子会社等との取引による費用総額	212,925 千円
うち事業取引高	140,528 千円
うち事業取引以外の取引高	72,397 千円

(2) 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、一般資産については支店を核とした地区単位並びに福祉介護事業用資産、農機センターは単独の資産単位で、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店機能を有する事務所及び共同利用施設（カントリーエレベーター・広域集出荷施設）等の共用資産はＪＡ全体としたグルーピングの単位としています。

当期に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

地区	物 件	用 途	種 類	そ の 他
米沢他	米沢・川西農機センター他 3 施設	一 般 資 産	土地及び機械装置	
米 沢	米沢支店（土地賃貸部分）	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
長井他	旧致芳取次店他 4 施設	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
米 沢	米沢支店（2 階・3 階部分）	遊 休 資 産	土地及び建物	業務外固定資産
米沢他	旧三沢支店他 5 施設	遊 休 資 産	土地	業務外固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

米沢・川西農機センター他 3 施設は当該施設の営業収支が 2 期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

米沢支店（土地賃貸部分）および旧致芳取次店他 4 施設は賃貸用固定資産として使用されていますが、使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

米沢支店（2 階・3 階部分）および早期処分対象である旧三沢支店他 5 施設は遊休資産とされ回収可能価額（正味売却価額）で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

地区	物 件	金 額	内 訳
米沢他	米沢・川西農機センター他 3 施設	19,501 千円	構築物98千円、機械装置649千円、車両運搬具347千円 器具備品178千円、土地18,229千円
米 沢	米沢支店（土地賃貸部分）	24,505 千円	土地24,505千円
長井他	旧致芳取次店他 4 施設	4,728 千円	土地4,728千円
米 沢	米沢支店（2 階・3 階部分）	213,426 千円	建物2,584千円、土地210,842千円
米沢他	旧三沢支店他 5 施設	698 千円	土地698千円
合 計		262,858 千円	建物2,584千円、構築物98千円、機械装置649千円 車両運搬具347千円、器具備品178千円、土地259,002千円

④ 回収可能価額の算定方法

イ 米沢・川西農機センター他 3 施設の回収可能価額については使用価値が正味売却価額を下回っているため、正味売却価額を使用しています。

ロ 米沢支店（土地賃貸部分）および旧致芳取次店他 4 施設の回収可能価額については使用価値が正味売却価額を下回っているため、正味売却価額を使用しています。

ハ 遊休固定資産の土地の回収可能価額は正味売却価額を採用しています。

ニ 上記の正味売却価額の時価は路線価、固定資産税評価額を基礎として算定しています。

(3) 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより19,182千円の棚卸評価損が含まれています。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査担当部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類して

いる債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.45%上昇したものと想定した場合には、経済価値が70,146千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	83,940,262	83,691,922	△ 248,340
有価証券			
満期保有目的の債券	230,000	226,414	△ 3,586
その他有価証券	7,822,822	7,822,822	—
貸出金	52,812,937		
貸倒引当金（※1）	△ 727,414		
貸倒引当金控除後	52,085,523	51,743,140	△ 342,383
経済事業未収金	2,541,716		
貸倒引当金（※2）	△ 84,309		
貸倒引当金控除後	2,457,407	2,457,407	—
経済受託債権	12,686,518		
貸倒引当金（※2）	△ 32,985		
貸倒引当金控除後	12,653,533	12,653,533	—
資 産 計	159,189,547	158,595,238	△ 594,309
貯金	158,220,845	157,753,468	△ 467,377
負 債 計	158,220,845	157,753,468	△ 467,377

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（※2）経済事業未収金及び経済受託債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap、以下「O I S」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

ハ 貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

ニ 経済事業未収金及び経済受託債権

経済事業未収金及び経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	12,109,640

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円)						
	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	83,940,262	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	15,000	15,000	—	—	—	200,000
その他有価証券のうち満期があるもの(※1)	10,000	105,000	1,300,000	200,000	600,000	5,900,000
貸出金(※2・3)	6,321,559	3,396,776	3,125,611	2,817,094	2,551,732	33,848,954
経済事業未収金(※4)	2,452,080	—	—	—	—	—
経済受託債権	12,686,518	—	—	—	—	—
合 計	105,425,419	3,516,776	4,425,611	3,017,094	3,151,732	39,948,954

(※1) 元本(額面)で記載しているため、貸借対照表価額とは一致していません。

(※2) 貸出金のうち、当座貸越2,394,729千円については「1年以内」に含めています。

(※3) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等751,211千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※4) 経済事業未収金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等89,636千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：千円)						
	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金(※)	148,649,585	3,802,333	3,402,960	1,250,525	1,102,418	13,024

(※) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

種 類		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地 方 債	30,000	31,074	1,074
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地 方 債	200,000	195,340	△ 4,660
合 計		230,000	226,414	△ 3,586

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価又は償却原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

種 類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	403,160	399,371	3,789
	社 債	228,292	215,000	13,292
	小 計	631,452	614,371	17,081
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	3,076,800	3,207,737	△ 130,937
	地 方 債	2,098,900	2,214,534	△ 115,634
	政府保証債	374,280	402,710	△ 28,430
	社 債	1,641,390	1,699,257	△ 57,867
	小 計	7,191,370	7,524,238	△ 332,868
合 計		7,822,822	8,138,609	△ 315,787

(2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額	売却益	売却損
国 債	1,153,652 千円	7,055 千円	43,115 千円
合 計	1,153,652 千円	7,055 千円	43,115 千円

(4) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券

当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

(5) 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券

当事業年度中において、812千円(外部出資のうち株式)減損処理を行っています。

市場価格のない株式等の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性等を考慮して減損処理を行っています。

7. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全共連との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

なお、正職員以外の退職給付引当金及び退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,951,979 千円
勤務費用	86,397 千円
利息費用	14,445 千円
数理計算上の差異の発生額	△ 290,432 千円
退職給付の支払額	△ 222,562 千円
期末における退職給付債務	1,539,827 千円

(注) 上記には、簡便法適用職員の退職給付債務が含まれています。

- (3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表
- | | |
|----------------|-------------|
| 期首における年金資産 | 983,886 千円 |
| 期待運用収益 | 13,774 千円 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △ 3,041 千円 |
| 確定給付型年金制度への拠出金 | 34,228 千円 |
| 退職給付の支払額 | △ 90,762 千円 |
| 期末における年金資産 | 938,085 千円 |
- (4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表
- | | |
|-----------|--------------|
| 退職給付債務 | 1,539,827 千円 |
| 確定給付型年金制度 | △ 938,085 千円 |
| 貸借対照表計上純額 | 601,742 千円 |
| 退職給付引当金 | 601,742 千円 |
- (注) 上記には、簡便法適用職員の退職給付引当金が含まれています。
- (5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額
- | | |
|----------------|--------------|
| 勤務費用 | 86,397 千円 |
| 利息費用 | 14,445 千円 |
| 期待運用収益 | △ 13,774 千円 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | △ 287,391 千円 |
| 合 計 | △ 200,323 千円 |
- (注) 上記には、簡便法適用職員の退職給付費用が含まれています。
- (6) 年金資産の主な内訳
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。
- | | |
|------|-------|
| 一般勘定 | 100 % |
|------|-------|
- (7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。
- (8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項
- | | |
|-----------|--------|
| 割引率 | 2.75 % |
| 長期期待運用収益率 | 1.40 % |
- (9) 特例業務負担金の将来見込額
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金32,101千円を特例業務負担金引当金の取り崩しにより拠出しています。
なお、同組合より示された令和8年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、199,578千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳
- | | |
|------------------|--------------|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金 | 205,704 千円 |
| 退職給付引当金 | 170,052 千円 |
| 賞与引当金 | 37,272 千円 |
| 特例業務負担金引当金 | 54,711 千円 |
| 減損損失 | 168,234 千円 |
| 資産除去債務 | 87,106 千円 |
| 貸出金不計上未収利息 | 14,227 千円 |
| その他 | 194,545 千円 |
| 繰延税金資産小計 | 931,851 千円 |
| 評価性引当額 | △ 610,794 千円 |
| 繰延税金資産合計（A） | 321,057 千円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △ 4,827 千円 |
| その他 | △ 1,969 千円 |
| 繰延税金負債合計（B） | △ 6,796 千円 |
| 繰延税金資産の純額（A）＋（B） | 314,261 千円 |
- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因
- | | |
|----------------------|----------|
| 法定実効税率 | 27.55 % |
| （調整） | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 1.03 % |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △ 1.89 % |
| 住民税均等割額 | 1.85 % |
| 法人税の特別控除 | △ 1.70 % |
| 評価性引当額の増減 | △ 6.74 % |
| その他 | △ 0.97 % |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 19.13 % |

9. 賃貸等不動産に関する注記

- (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項
当組合では、置賜地域3市5町において保有する旧支店・施設を賃貸の用に供しています。
- (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：千円）

貸借対照表計上額	時 価
1,283,998	1,419,737

（注1）貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

（注2）当期末の時価は、土地については固定資産税評価額に基づいて当組合で算定した金額です。また、建物等減価償却資産については帳簿価額を時価としています。

10. 収益認識に関する注記

(1) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

11. その他の注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

当組合の施設の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の事業用資産に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は2年～25年、割引率は2.00%～2.33%を採用しています。

③ 当期末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	288,812 千円
資産除去債務の見積りの見直しに伴う増加額	39,466 千円
時の経過による調整額	992 千円
資産除去債務の履行による減少額	△ 21,040 千円
期末残高	308,230 千円

4. 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和 6 年度	令和 7 年度
1 当期末処分剰余金	419,676,261	695,545,769
2 剰余金処分額	366,022,646	650,000,000
(1) 利益準備金	120,000,000	300,000,000
(2) 任意積立金	120,000,000	350,000,000
経営安定化積立金	-	50,000,000
農業振興積立金	50,000,000	100,000,000
米穀販売事業強化積立金	20,000,000	100,000,000
農業経営事業利益積立金	-	-
雇用安定促進積立金	50,000,000	100,000,000
(3) 出資配当金	126,022,646	-
3 次期繰越剰余金	53,653,615	45,545,769

- (注) 1. 出資配当金は、年3%の割合とし、期中の増減については月割り計算とします。
2. 任意積立金のうち、各目的積立金の種類・積立目的・積立目標額および明細は別表のとおりです。
3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和 6 年度 16,000 千円 令和 7 年度 24,000 千円

目的積立金の種類・積立目的・積立目標額

(単位：千円)

種 類	積 立 目 的	積立目標額
経営安定化積立金	経営基盤に影響を与える将来的なリスクの発生に備えることを目的とする。	1,000,000
固定資産改修・処分積立金	将来想定される固定資産の会計基準対応、改修工事、解体処分工事、さらに固定資産にかかる高額な経費支出等に備える。	500,000
農業振興積立金	農業の振興、さらに自然環境の変化や社会情勢の激変等に備える。	2,000,000
米穀販売事業強化積立金	施設保管中の事故や安全・安心にかかるリスク等、米穀販売事業の強化対策に備える。	500,000
農業経営事業利益積立金	農業経営規程に基づき農業経営事業の利益相当額を積み立てる。	—
雇用安定促進積立金	人材確保や人事制度の見直し等、安定した雇用確保促進に備える。	300,000

目的積立金の明細

(単位：千円)

種 類	積立目標額	前期繰越額	当期取崩額	当期積立額	積立累計額 (当期分含む)
経営安定化積立金	1,000,000	750,000	—	50,000	800,000
固定資産改修・処分積立金	500,000	500,000	—	—	500,000
農業振興積立金	2,000,000	1,500,000	—	100,000	1,600,000
米穀販売事業強化積立金	500,000	400,000	—	100,000	500,000
農業経営事業利益積立金	—	84,410	—	—	84,410
雇用安定促進積立金	300,000	50,000	—	100,000	150,000

5. 会計監査人の監査

令和6年度及び令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

6. 部門別損益計算書

令和6年度

(単位：百万円)

区 分	計	信 用 業 事 業	共 済 業 事 業	農業関連 事 業	生活その 他 事 業	営農指導 事 業	共 通 管理費等
事 業 収 益 ①	10,011	1,491	1,239	6,755	516	10	
事 業 費 用 ②	6,281	387	122	5,361	327	84	
事 業 総 利 益 ③ (① - ②)	3,730	1,104	1,117	1,394	189	△ 74	
事 業 管 理 費 ④	3,399	847	617	1,554	194	187	
(うち減価償却費) ⑤	(361)	(47)	(17)	(281)	(9)	(7)	
(うち人件費) ⑤'	(2,465)	(660)	(510)	(980)	(153)	(162)	
うち共通管理費 ⑥		162	128	335	33	21	△ 679
(うち減価償却費) ⑦		(4)	(3)	(8)	(1)	(0)	(△ 16)
(うち人件費) ⑦'		(62)	(49)	(129)	(13)	(8)	(△ 261)
事 業 利 益 ⑧ (③ - ④)	331	257	500	△ 160	△ 5	△ 261	
事 業 外 収 益 ⑨	197	46	36	98	10	7	
うち共通分 ⑩		45	36	94	9	6	△ 190
事 業 外 費 用 ⑪	28	7	5	14	1	1	
うち共通分 ⑫		7	5	14	1	1	△ 28
経 常 利 益 ⑬ (⑧ + ⑨ - ⑪)	500	296	531	△ 76	4	△ 255	
特 別 利 益 ⑭	34	0	0	34	0	0	
うち共通分 ⑮		0	0	1	0	0	△ 1
特 別 損 失 ⑯	171	41	32	85	8	5	
うち共通分 ⑰		41	32	85	8	5	△ 171
税 引 前 当 期 利 益 ⑱ (⑬ + ⑭ - ⑯)	363	255	499	△ 127	△ 4	△ 260	
営農指導事業分配賦額 ⑲		49	46	154	11	△ 260	
営農指導事業分配賦後 税 引 前 当 期 利 益 ⑳	363	206	453	△ 281	△ 15		
(⑱ - ⑲)							

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費等

(総支給割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値

(2) 営農指導事業

(総支給割+事業総利益割+見立割)の平均値

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位：%)

区 分	信 用 業 事 業	共 済 業 事 業	農業関連 事 業	生活その 他 事 業	営農指導 事 業	計
共 通 管 理 費 等	24.0	18.8	49.3	4.9	3.0	100
営 農 指 導 事 業	19.0	17.5	59.3	4.2		100

3. 部門別の資産

(単位：百万円)

区 分	計	信 用 業 事 業	共 済 業 事 業	農業関連 事 業	生活その 他 事 業	営農指導 事 業	共通資産
事 業 別 の 総 資 産	170,995	140,116	7	10,114	258	—	20,500
総資産(共通資産配分後)	170,995	145,036	3,861	20,220	1,263	615	
(うち固定資産)	7,683	1,536	1,506	4,103	300	238	

令和7年度

(単位：百万円)

区 分	計	信 用 事 業	共 事 業	農業関連 事 業	生活その 他 事 業	営農指導 事 業	共 通 管理費等
事 業 収 益 ①	11,184	1,768	1,248	7,632	527	9	
事 業 費 用 ②	7,268	690	130	6,017	342	89	
事 業 総 利 益 ③ (① - ②)	3,916	1,078	1,118	1,615	185	△ 80	
事 業 管 理 費 ④	3,166	784	556	1,479	175	172	
(うち減価償却費) ⑤	(411)	(74)	(25)	(292)	(11)	(9)	
(うち人件費) ⑤'	(2,175)	(566)	(441)	(890)	(132)	(146)	
うち共通管理費 ⑥		166	125	346	32	21	△ 690
(うち減価償却費) ⑦		(16)	(12)	(32)	(3)	(2)	(△ 65)
(うち人件費) ⑦'		(50)	(38)	(105)	(10)	(6)	(△ 209)
事 業 利 益 ⑧ (③ - ④)	750	294	562	136	10	△ 252	
事 業 外 収 益 ⑨	202	46	34	107	9	6	
うち共通分 ⑩		44	34	93	9	6	△ 186
事 業 外 費 用 ⑪	38	9	7	19	2	1	
うち共通分 ⑫		9	7	19	2	1	△ 38
経 常 利 益 ⑬ (⑧ + ⑨ - ⑪)	914	331	589	224	17	△ 247	
特 別 利 益 ⑭	9	2	1	5	1	0	
うち共通分 ⑮		2	1	5	1	0	△ 9
特 別 損 失 ⑯	351	85	63	176	16	11	
うち共通分 ⑰		85	63	176	16	11	△ 351
税 引 前 当 期 利 益 ⑱ (⑬ + ⑭ - ⑯)	572	248	527	53	2	△ 258	
営農指導事業分配賦額 ⑲		46	43	158	11	△ 258	
営農指導事業分配賦後 税 引 前 当 期 利 益 ⑳	572	202	484	△ 105	△ 9		

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費等

(総支給割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割) の平均値

(2) 営農指導事業

(総支給割+事業総利益割+見立割) の平均値

2. 配賦割合 (1 の配賦基準で算出した配賦の割合) は、次のとおりです。

(単位：%)

区 分	信 用 事 業	共 事 業	農業関連 事 業	生活その 他 事 業	営農指導 事 業	計
共 通 管 理 費 等	24.1	18.1	50.1	4.6	3.1	100
営 農 指 導 事 業	18.0	16.8	61.2	4.0		100

3. 部門別の資産

(単位：百万円)

区 分	計	信 用 事 業	共 事 業	農業関連 事 業	生活その 他 事 業	営農指導 事 業	共通資産
事 業 別 の 総 資 産	182,381	145,715	16	16,349	249	—	20,052
総資産(共通資産配分後)	182,381	150,548	3,645	26,395	1,171	622	
(うち固定資産)	7,348	1,470	1,440	3,924	286	228	

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認（要請及び取り組み方針）

確 認 書

1. 私は、当JAの令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和8年7月24日

山形おきたま農業協同組合

代表理事組合長 本 間 仁 一

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
経常収益(事業収益)	10,278	10,038	10,009	10,011	11,184
信用事業収益	1,472	1,452	1,412	1,491	1,768
共済事業収益	1,375	1,343	1,286	1,239	1,248
農業関連事業収益	6,847	6,660	6,758	6,755	7,632
その他事業収益	584	583	553	526	536
経常利益	753	641	428	500	914
当期剰余金	124	377	192	301	463
出 資 金 (出資口数)	4,572 (1,524千口)	4,466 (1,489千口)	4,359 (1,452千口)	4,259 (1,419千口)	4,133 (1,377千口)
純 資 産 額	11,698	11,789	11,795	11,678	11,614
総 資 産 額	165,325	165,236	166,790	170,995	182,381
貯金等残高	146,698	146,936	148,203	152,306	158,221
貸出金残高	53,911	54,735	53,152	52,096	52,813
有価証券残高	7,668	7,506	7,084	7,783	8,053
剰余金配当金額	—	—	—	126	—
出資配当額	—	—	—	126	—
事業利用分量配当額	—	—	—	—	—
職 員 数	595	568	546	535	524
単体自己資本比率	11.85 %	12.48 %	12.41 %	12.58 %	12.17 %

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 信託業務の取り扱いはありません。
4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
資金運用収支	1,254	1,255	1
役務取引等収支	45	45	—
その他信用事業収支	△ 195	△ 222	△ 27
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	1,287 (0.89 %)	1,264 (0.86 %)	△ 23 (△ 0.03 %)
事業粗利益 (事業粗利益率)	3,933 (2.26 %)	4,151 (2.28 %)	218 (0.02 %)
事業純益	529	985	456
実質事業純益	534	985	451
コア事業純益	546	1,021	475
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	546	1,021	475

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和 6 年度			令和 7 年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	143,602	1,369	0.95	145,437	1,622	1.12
うち預金	83,600	532	0.64	84,757	704	0.83
うち有価証券	7,082	108	1.52	7,813	120	1.53
うち貸出金	52,920	729	1.38	52,867	798	1.51
資金調達勘定	155,208	115	0.07	160,794	367	0.23
うち貯金・定期積金	155,148	114	0.07	160,759	367	0.23
うち借入金	60	1	0.72	35	0	0.73
総資金利ざや	—	—	0.44	—	—	0.51

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回＋経費率)
2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、中金からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和 6 年度増減額	令和 7 年度増減額
受 取 利 息	89	253
うち 預 金	114	172
うち 有 価 証 券	4	12
うち 貸 出 金	△ 29	69
支 払 利 息	90	252
うち貯金・定期積金	90	253
うち 借 入 金	0	△ 1
差 引	△ 1	1

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の預金には、中金からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高 (単位：百万円, %)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
流 動 性 貯 金	93,178 (60.06)	99,173 (61.69)	5,995
定 期 性 貯 金	61,952 (39.93)	61,550 (38.29)	△ 402
そ の 他 の 貯 金	18 (0.01)	37 (0.02)	19
合 計	155,148 (100.00)	160,760 (100.00)	5,612

- (注) 1. 流動性貯金＝普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高 (単位：百万円, %)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
定 期 貯 金	55,018 (100.00)	56,601 (100.00)	1,583
うち固定金利定期	54,996 (99.96)	56,586 (99.97)	1,590
うち変動金利定期	22 (0.04)	15 (0.03)	△ 7

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高 (単位：百万円, %)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
手 形 貸 付	70 (0.13)	65 (0.12)	△ 5
証 書 貸 付	49,979 (94.44)	50,280 (95.11)	301
当 座 貸 越	2,386 (4.51)	2,522 (4.77)	136
金 融 機 関 貸 付	485 (0.92)	- (0.00)	△ 485
合 計	52,920 (100.00)	52,867 (100.00)	△ 53

- (注) () 内は構成比です。

② 貸出金の金利条件別内訳残高 (単位：百万円, %)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	22,278 (42.76)	22,320 (42.26)	42
変 動 金 利 貸 出	27,312 (52.43)	27,949 (52.92)	637
そ の 他	2,506 (4.81)	2,544 (4.82)	38
合 計	52,096 (100.00)	52,813 (100.00)	717

- (注) () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
貯金・定期積金等	202	201	△ 1
動 産	490	531	41
不 動 産	7,887	7,581	△ 306
そ の 他 担 保 物	324	360	36
小 計	8,903	8,673	△ 230
農業信用基金協会保証	21,563	21,904	341
そ の 他 保 証	19,895	20,128	233
小 計	41,458	42,032	574
信 用	1,735	2,108	373
合 計	52,096	52,813	717

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円，％)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
設 備 資 金	41,737 (80.12)	42,624 (80.71)	887
運 転 資 金	10,359 (19.88)	10,189 (19.29)	△ 170
合 計	52,096 (100.00)	52,813 (100.00)	717

(注) () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円，％)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
農 業 ・ 林 業	11,170 (21.44)	10,819 (20.48)	△ 351
製 造 業	600 (1.15)	845 (1.60)	245
建 設 ・ 不 動 産 業	9,582 (18.39)	1,827 (3.46)	△ 7,755
金 融 ・ 保 険 業	— (—)	— (—)	—
卸売・小売・サービス業・飲食業	1,569 (3.01)	803 (1.52)	△ 766
地 方 公 共 団 体	4,088 (7.85)	3,791 (7.18)	△ 297
そ の 他	25,087 (48.16)	34,728 (65.76)	9,641
合 計	52,096 (100.00)	52,813 (100.00)	717

(注) () 内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
農 業	7,449	7,636	187
穀 作	3,249	2,953	△ 296
野 菜 ・ 園 芸	195	210	15
果樹・樹園農業	409	418	9
工 芸 作 物	1	1	0
養豚・肉牛・酪農	1,129	1,244	115
そ の 他 農 業	2,466	2,810	344
農業関連団体等	—	—	—
合 計	7,449	7,636	187

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2) 資金種別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
プロパー資金	5,221	5,327	106
農業制度資金	2,228	2,309	81
農業近代化資金	1,785	1,948	163
その他制度資金	443	361	△ 82
合 計	7,449	7,636	187

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

該当する取引はありません。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分		債権額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和 6 年度	693	150	41	501	692
	令和 7 年度	671	122	72	477	671
危 険 債 権	令和 6 年度	487	153	157	161	471
	令和 7 年度	551	131	275	130	536
要 管 理 債 権	令和 6 年度	44	3	30	3	36
	令和 7 年度	23	61	65	0	126
三月以上延滞債権	令和 6 年度	-	-	-	-	-
	令和 7 年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和 6 年度	44	3	30	3	36
	令和 7 年度	23	61	65	0	126
小 計	令和 6 年度	1,224	306	228	665	1,199
	令和 7 年度	1,245	314	412	607	1,333
正 常 債 権	令和 6 年度	50,984				
	令和 7 年度	51,688				
合 計	令和 6 年度	52,208				
	令和 7 年度	52,933				

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(開示基準別の債権の分類・保全状況図)

< 自 己 査 定 債 務 者 区 分 >				< 金 融 再 生 法 債 権 区 分 >				
対象債権	信用事業総与信			信用事業 以外 与信	信用事業総与信			信用事業 以外 与信
	貸 出 金	その他の債権			貸 出 金	その他の債権		
	破 綻 先				破産更正債権及び これらに準ずる債権			
	実 質 破 綻 先				危 険 債 権			
	要注意先	破 綻 懸 念 先			要 管 理 債 権	三月以上延滞債権		
要 管 理 先			貸出条件緩和と債権					
そ の 他 要 注 意 先			正 常 債 権					
正 常 先								

●破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

●実質破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者

●破綻懸念先

現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

●要管理先

要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者

i 3カ月以上延滞債権

元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出債権

ii 貸出条件緩和債権

経済的困難に陥った債務者の再建または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●その他の要注意先

要管理先以外の要注意先に属する債務者

●正常先

業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

●破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

●危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権

●三月以上延滞債権

元金又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないもの

●貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないもの

●正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権

- ⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況
該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 (単位：百万円)

区 分	令和 6 年度					令和 7 年度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	142	143	-	142	143	143	125	-	143	125
個 別 貸 倒 引 当 金	733	663	-	733	663	663	607	5	658	607
合 計	875	806	-	875	806	806	732	5	801	732

⑪ 貸出金償却の額 (単位：百万円)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
貸 出 金 償 却 額	-	-

(3) 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種 類		令和 6 年度		令和 7 年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	127	266	131	264
	金 額	73,837	90,465	82,187	93,368
代金取立為替	件 数	0	-	0	-
	金 額	0	-	27	-
雑 為 替	件 数	7	6	5	4
	金 額	5,775	2,585	5,290	2,337
合 計	件 数	134	272	136	268
	金 額	79,612	93,050	87,504	95,705

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高 (単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
国 債	2,925	3,204	279
地 方 債	2,584	2,671	87
政 府 保 証 債	277	403	126
社 債	1,296	1,535	239
合 計	7,082	7,813	731

② 商品有価証券種類別平均残高
該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高 (単位：百万円)

種 類	1 年以下	1 年 超 3 年以下	3 年 超 5 年以下	5 年 超 7 年以下	7 年 超 10 年以下	10 年 超	期間の定め のないもの	合 計
令和 6 年度								
国 債	-	-	310	623	2,207	259	-	3,399
地 方 債	26	146	621	-	1,893	-	-	2,686
政 府 保 証 債	-	-	-	-	397	-	-	397
社 債	-	-	602	407	292	-	-	1,301
令和 7 年度								
国 債	-	304	403	1,267	1,428	78	-	3,480
地 方 債	26	518	212	491	1,310	-	-	2,557
政 府 保 証 債	-	-	-	-	374	-	-	374
社 債	-	594	194	298	556	-	-	1,642

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

[満期保有目的の債権]

(単位：百万円)

種 類		令和 6 年度			令和 7 年度		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地 方 債	245	251	6	30	31	1
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地 方 債	-	-	-	200	195	△ 5
合 計		245	251	6	230	226	△ 4

[その他有価証券]

(単位：百万円)

種 類		令和 6 年度			令和 7 年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価又は償却原価	評価差額	貸借対照表 計上額	取得原価又は償却原価	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	2,057	2,006	51	403	399	4
	地 方 債	1,154	1,125	29	228	215	13
	政府保証債	202	200	2	-	-	-
	社 債	913	900	13	-	-	-
	小 計	4,326	4,231	95	631	614	17
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	1,342	1,400	△ 58	3,077	3,208	△ 131
	地 方 債	1,287	1,316	△ 29	2,099	2,215	△ 116
	政府保証債	196	203	△ 7	375	403	△ 28
	社 債	387	399	△ 12	1,641	1,699	△ 58
	小 計	3,212	3,318	△ 106	7,192	7,525	△ 333
合 計		7,538	7,549	△ 11	7,823	8,139	△ 316

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

(6) 預かり資産の状況

① 投資信託残高

(単位：百万円)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
投 資 信 託 残 高	54	67

(注) 投資信託残高は「約定日基準」に基づく算出です。

② 残高有り投資信託口座数

(単位：口座)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
残高有り投資信託口座数	77	135

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和 6 年度		令和 7 年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
生 命 系	終 身 共 済	26,097	199,162,855	25,528	187,278,430
	定期生命共済	698	5,820,150	759	6,580,890
	養老生命共済	5,860	31,543,083	5,284	27,710,589
	「うちこども共済	3,565	16,439,300	3,430	15,133,600
	医 療 共 済	20,266	2,296,200	19,906	2,091,000
	が ん 共 済	4,625	498,000	4,874	435,000
	定期医療共済	1,248	1,628,700	1,171	1,515,900
	介 護 共 済	2,064	4,206,084	2,155	4,581,833
	認知症共済	205		217	
	生活障害共済	271		338	
	特定重度疾病共済	537		564	
	年 金 共 済	10,089	—	9,829	—
建 物 更 生 共 済		22,429	278,735,198	22,077	275,133,038
合 計		94,389	523,890,270	92,702	505,326,680

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む)を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和 6 年度		令和 7 年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
医 療 共 済		20,266	60,784 1,997,856	19,906	52,258 2,162,854
が ん 共 済		4,625	27,898 —	4,874	22,293 127,060
定 期 医 療 共 済		1,248	6,166	1,171	5,778
合 計		26,139	94,848 1,997,856	25,951	80,329 2,289,914

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和 6 年度		令和 7 年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
介 護 共 済		2,064	6,675,020	2,155	7,294,621
認 知 症 共 済		205	394,600	217	414,100
生活障害共済(一時金型)		162	1,034,100	207	1,296,600
生活障害共済(定期年金型)		109	113,840	131	136,720
特 定 重 度 疾 病 共 済		537	922,500	564	932,600

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和 6 年度		令和 7 年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
年 金 開 始 前		5,776	3,031,301	5,516	2,871,585
年 金 開 始 後		4,313	2,033,670	4,313	2,065,130
合 計		10,089	5,064,971	9,829	4,936,715

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：件、千円)

種 類	令和 6 年度			令和 7 年度		
	件 数	金 額	掛 金	件 数	金 額	掛 金
火 災 共 済	6,422	64,579,460	77,567	6,321	64,594,520	80,907
自 動 車 共 済	31,517		1,446,739	31,233		1,495,654
傷 害 共 済	36,914	187,386,400	125,407	34,795	177,554,400	119,055
賠 償 責 任 共 済	769		2,279	740		2,371
自 賠 責 共 済	13,556		230,479	15,133		258,013
合 計	89,178		1,882,471	88,222		1,956,000

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

(1) 購買事業取扱実績

① 受託購買品

該当する取引はありません。

② 買取購買品

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度		令和 7 年度	
	供 給 高		供 給 高	
生 産 資 材	4,758		5,292	
肥 料	1,279		1,367	
農 薬	1,003		1,016	
飼 料	682		664	
温 床 資 材	145		139	
農 業 機 械	830		1,112	
出 荷 資 材	336		318	
そ の 他	483		676	
生 活 資 材	365		361	
食 品	166		160	
衣 料 品	4		1	
耐 久 消 費 財	1		1	
そ の 他	194		199	
合 計	5,123		5,653	

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 販売事業取扱実績

① 受託販売品

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度
	取 扱 高	取 扱 高
米	11,115	16,539
麦	0	1
豆 ・ 雑 穀	477	507
ぶ ど う	1,828	1,654
り ん ご	196	144
さ く ら ん ぼ	69	71
西 洋 梨	162	98
そ の 他 果 実	57	39
き ゅ う り	209	195
え だ 豆	252	230
ア ス パ ラ ガ ス	107	83
ト マ ト	103	108
そ の 他 野 菜	298	249
花 卉 ・ 花 木	527	482
林 産 物 ・ 山 菜	12	11
生 乳	240	214
肉 用 牛 (販 売)	2,849	3,016
肉 豚 (販 売)	72	65
そ の 他 (販 売)	37	25
肉 用 牛 (導 入)	581	663
そ の 他 (導 入)	19	25
直 売 所 等	460	436
合 計	19,670	24,855

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で受託販売手数料として表示しています。

② 買取販売品

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度
	取 扱 高	取 扱 高
米 穀	540	716
園 芸	347	317
合 計	887	1,033

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(3) 保管事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
収 益	374	409
費 用	252	272
差 引	122	137

(4) 農業経営事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
収 益	78	62
費 用	84	68
差 引	△ 6	△ 6

(5) 指導事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
収 入	10	8
支 出	84	88
差 引	△ 74	△ 80

(6) その他の事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
収 益	769	734
費 用	603	603
差 引	166	131

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
総資産経常利益率	0.29	0.50	0.21
資本経常利益率	4.31	7.82	3.51
総資産当期純利益率	0.17	0.25	0.08
資本当期純利益率	2.60	3.96	1.36

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率

＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

（単位：％）

区 分		令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
貯 貸 率	期 末	34.20	33.38	△ 0.82
	期 中 平 均	34.11	32.89	△ 1.22
貯 証 率	期 末	5.11	5.09	△ 0.02
	期 中 平 均	4.56	4.86	0.30

(注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100

4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

3. 職員一人当たり指標

(単位：百万円)

項 目		令和 6 年度	令和 7 年度
信用事業	貯 金 残 高	285	302
	貸出金残高	97	101
共済事業	長期共済保有高	979	964
経済事業	購買品取扱高	10	11
	販売品取扱高	38	49

(注) 令和6年度職員数535名、令和7年度職員数524名

4. 一店舗当たり指標

(単位：百万円)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
貯 金 残 高	16,923	17,580
貸 出 金 残 高	5,788	5,868
長 期 共 済 保 有 高	58,210	56,147
購 買 品 取 扱 高	569	628

(注) 令和6年度9店舗、令和7年度9店舗

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	9,928	10,452
うち、出資金及び資本準備金の額	4,266	4,140
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	5,850	6,366
うち、外部流出予定額 (△)	126	—
うち、上記以外に該当するものの額	△ 62	△ 54
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	172	165
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	172	165
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	10,100	10,617
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	41	37
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	41	37
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	41	37
自己資本		
自己資本の額 ((イ)－(ロ)) (ハ)	10,059	10,580

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	77,309	84,335
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,651	2,594
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	79,960	86,929
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)／(二))	12.58%	12.17%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳 (単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和 6 年度			令和 7 年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資 本 額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資 本 額 b=a×4%
	現 金	1,134	—	—	1,116	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,414	—	—	3,616	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
	国 際 決 済 銀 行 等 向 け	—	—	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	6,868	—	—	6,722	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
	国 際 開 発 銀 行 向 け	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	200	20	1	200	20	1
	我が国の政府関係機関向け	906	50	2	905	50	2
	地 方 三 公 社 向 け	—	—	—	—	—	—
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	79,592	15,979	639	84,086	16,874	675
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—	—	—	—
	カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	600	120	5	1,003	201	8
	（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	2,142	1,393	56	2,486	1,679	67
	（うちトランザクター向け）	11	5	0	21	9	0
	不 動 産 関 連 向 け	23,130	13,805	552	23,444	12,806	512
	（うち自己居住用不動産等向け）	15,676	4,978	199	16,658	4,794	192
	（うち賃貸用不動産向け）	4,175	4,323	173	3,914	4,057	162
	（うち事業用不動産関連向け）	2,892	4,276	171	2,548	3,763	150
	（うちその他不動産関連向け）	387	228	9	324	192	8
	（うち A D C 向 け）	—	—	—	—	—	—
	劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
	延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	982	387	16	890	328	13
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	296	182	7	285	165	6
	取 立 未 済 手 形	6	1	0	5	1	0
	信用保証協会等による保証付	21,602	2,131	85	21,947	2,165	87
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
	株 式 等	2,110	2,110	84	2,108	2,740	110
	共 済 約 款 貸 付	—	—	—	—	—	—
	上 記 以 外	26,129	41,131	1,645	32,309	47,306	1,892
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	10,001	25,003	1,000	10,001	25,003	1,000
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

信用リスク・アセット				令和 6 年度			令和 7 年度		
				エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資 本 額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資 本 額 b=a×4%
			(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
			(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
			(うち上記以外のエクスポージャー)	16,128	16,128	645	22,308	22,303	892
		証 券 化		—	—	—	—	—	—
			(うち S T C 要件適用分)	—	—	—	—	—	—
			(短期 S T C 要件適用分)	—	—	—	—	—	—
			(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—
			(うち S T C ・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—
		再 証 券 化		—	—	—	—	—	—
		リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		—	—	—	—	—	—
		(うちルックスルー方式)		—	—	—	—	—	—
		(うちマンドート方式)		—	—	—	—	—	—
		(うち蓋然性方式 250%)		—	—	—	—	—	—
		(うち蓋然性方式 400%)		—	—	—	—	—	—
		(うちフォールバック方式)		—	—	—	—	—	—
		他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		—	—	—	—	—	—
		標準的手法を運用するエクスポージャー計		169,111	77,309	3,092	181,122	84,335	3,373
		C V A リスク相当額÷8% (簡便法)		—	—	—	—	—	—
		中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—	—	—	—
		合計 (信用リスク・アセットの額)		169,111	77,309	3,092	181,122	84,335	3,373
		オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
				a		b=a×4%	a		b=a×4%
				2,651		106	2,594		104
		所 要 自 己 資 本 額 計		リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
				a		b=a×4%	a		b=a×4%
				79,960		3,198	86,929		3,477

② オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和 6 年度	令和 7 年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額	2,651	2,594
オペレーショナル・リスクに対する所要自己 資本の額	106	104
B I	1,767	1,729
B I C	212	208

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する I L M は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当 J A では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク(M o o d y ' s)
S & P グローバル・レーティング(S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エ ク ス ポ ー ジ ャ ー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共 部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポ ージャー	R & I、Moody' s、JCR、S & P、 Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R & I、Moody' s、JCR、S & P、 Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R & I、Moody' s、JCR、S & P、 Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高 (単位: 百万円)

			令和 6 年度				令和 7 年度			
			信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー
法人	農業		1,728	1,691	—	73	1,971	1,948	—	47
	林業		4	4	—	—	—	—	—	—
	水産業		—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業		656	585	—	—	901	830	—	—
	鉱業		—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業		614	413	201	15	800	599	201	15
	電気・ガス・熱供給・水道業		100	—	100	—	502	—	502	—
	運輸・通信業		1,121	16	1,105	16	1,121	15	1,106	15
	金融・保険業		85,824	—	300	—	92,792	—	300	—
	卸売・小売・飲食・サービス業		5,779	271	—	93	3,408	343	—	87
	日本国政府・地方公共団体		10,282	4,172	6,110	—	10,338	4,053	6,285	—
	上記以外		327	327	—	3	316	316	—	—
	個人		44,803	44,750	—	1,078	44,930	44,887	—	1,012
その他			17,873	—	—	—	24,043	—	—	—
業種別残高計			169,111	52,229	7,816	1,278	181,122	52,991	8,394	1,176
残存期間別	1年以下		80,390	1,383	—		84,842	1,307	—	
	1年超3年以下		1,719	1,548	171		2,941	1,487	1,454	
	3年超5年以下		3,956	2,445	1,511		3,494	2,692	802	
	5年超7年以下		3,531	2,530	1,001		4,754	2,648	2,106	
	7年超10年以下		8,119	3,281	4,838		7,147	3,214	3,933	
	10年超		38,794	38,499	295		38,895	38,796	99	
	期限の定めのないもの		32,602	2,543	—		39,049	2,847	—	
	残存期間別残高計		169,111	52,229	7,816		181,122	52,991	8,394	

(注) 1. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - 3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和 6 年度					令和 7 年度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	167	172	—	167	172	172	165	—	172	165
個 別 貸 倒 引 当 金	825	741	—	825	741	741	688	5	736	688

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		令和 6 年度						令和 7 年度					
		期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	貸出金 償 却	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	貸出金 償 却
				目 的 使 用	その他					目 的 使 用	その他		
法 人	農 業	65	51	—	65	51	—	51	41	—	51	41	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	14	14	—	14	14	—	14	14	—	14	14	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	45	58	—	45	58	—	58	57	—	58	57	—
	上 記 以 外	6	3	—	6	3	—	3	—	—	3	—	—
	個 人	695	615	—	695	615	—	615	576	5	610	576	—
業 種 別 計		825	741	—	825	741	—	741	688	5	736	688	—

(注) 当 J A では国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項 目	リスク・ ウェイト (%)	令和 6 年度						令和 7 年度					
		CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後		リスク・ ウェイトの 加重平均値	F(=E/(C+D))	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後		リスク・ ウェイトの 加重平均値	F(=E/(C+D))
		オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目			オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目		
		信用リスク・ アセットの額		信用リスク・ アセットの額				信用リスク・ アセットの額		信用リスク・ アセットの額			
現 金	0	1,134	—	1,134	—	0%		1,116	—	1,116	—	0%	
我が国の中央政府 及び中央銀行向け	0	3,414	—	3,414	—	0%		3,616	—	3,616	—	0%	
外国の中央政府及び 中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
我が国の地方公共団体向け	0	6,868	—	6,868	—	#VALUE!		6,722	—	6,722	—	#VALUE!	
外国の中央政府等 以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
地方公共団体金融機構向け	10～20	200	—	200	—	10%		200	—	200	—	10%	
我が国の政府関係機関向け	10～20	906	—	906	—	50	6%	905	—	905	—	50	6%
地 方 三 公 社 向 け	20	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
金融機関、第一種金融 商品取引業者及び保険 会 社 向 け	20～150	79,592	—	79,592	—	15,979	20%	84,086	—	84,086	—	16,874	20%
(うち第一種金融商品取 引業者及び保険会社向け)	20～150	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
法人等向け(特定貸付 債権向けを含む。)	20～150	600	—	600	—	120	20%	1,003	—	1,003	—	201	20%
(うち特定貸付債権向け)	20～150	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
中堅中小企業等向け 及 び 個 人 向 け	45～100	2,117	241	2,010	24	1,393	68%	2,423	633	2,312	63	1,679	71%
(うちトランザクター向け)	45	—	107	—	11	5	45%	—	208	—	21	9	45%

(単位：百万円)

項 目	リスク・ ウェイト (%)	令和 6 年度						令和 7 年度					
		CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値
		オン・バラン	オフ・バラン	オン・バラン	オフ・バラン	信用リスク・		オン・バラン	オフ・バラン	オン・バラン	オフ・バラン	信用リスク・	
		ス資産項目	ス資産項目	ス資産項目	ス資産項目	アセットの額		ス資産項目	ス資産項目	ス資産項目	ス資産項目	アセットの額	
不 動 産 関 連 向 け	20～150	23,130	—	23,031	—	13,805	60%	23,444	—	23,355	—	12,806	55%
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	15,676	—	15,631	—	4,978	32%	16,658	—	16,616	—	4,794	29%
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	4,175	—	4,162	—	4,323	104%	3,914	—	3,906	—	4,057	104%
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	2,892	—	2,852	—	4,276	150%	2,548	—	2,509	—	3,763	150%
（うちその他不動産関連向け）	60	387	—	386	—	228	59%	324	—	324	—	192	59%
（うち A D C 向け）	100～150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣 後 債 権 及 び そ の 他 資 本 性 証 券 等	150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用 不動産等向けを除く。）	50～150	326	2	324	0	387	119%	282	15	280	1	328	117%
自己居住用不動産等向けエ クスポートに係る延滞	100	211	—	211	—	182	86%	213	—	213	—	165	77%
取 立 未 済 手 形	20	6	—	6	—	1	20%	5	—	5	—	1	20%
信用保証協会等による保証付	0～10	21,602	—	21,307	—	2,131	10%	21,942	—	21,656	—	2,165	10%
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式 等	250～400	2,110	—	2,110	—	2,110	100%	2,108	—	2,108	—	2,740	130%
共 済 約 款 貸 付	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
上 記 以 外	100～1250	26,129	—	26,129	—	41,131	157%	32,304	—	32,304	—	47,306	146%
（うち重要な出資のエク スポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対 象資本等調達手段のうち対 象普通出資等及びその他外 部 T L A C 関連調達手段に 該当するもの以外のものに 係るエクスポージャー）	250～400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象 資本調達手段に係るエク スポージャー）	250	10,001	—	10,001	—	25,003	250%	10,001	—	10,001	—	25,003	250%
（うち特定項目のうち調整 項目に算入されない部分に 係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の 百分の十を超える議決権を 保有している他の金融機関 等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に係るエ クスポート）	250	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の 百分の十を超える議決権を 保有していない他の金融機 関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に係るエ クスポート）	150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち右記以外のエクスポ ージャー）	100	16,128	—	16,128	—	16,128	100%	22,303	—	22,303	—	22,303	100%
証 券 化	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち S T C 要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（短期 S T C 要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

項 目		リスク・ ウェイト (%)	令和 6 年度						令和 7 年度					
			CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値
			オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	信用リスク・ アセットの額		オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	(うちSTC・不良債権 証券化適用対象外分)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
再 証 券 化		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし 計算が適用されるエクスポ ージャー		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
未 決 済 取 引		－					－						－	
他の金融機関等の対象資本 調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置によ りリスク・アセットの額に算 入されなかったものの額 (△)		－					－						－	
合 計 (信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト の 額)		－					77,309						84,335	

⑥ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後の
エクスポージャーの額 (単位：百万円)

項 目	令和 6 年度								令和 7 年度																	
	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）								信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）																	
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合 計		0%	20%	50%	100%	150%	その他	合 計											
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,414	—	—	—	—	—	3,414	3,616	—	—	—	—	—	—	3,616											
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—											
国際決済銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—											
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合 計	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合 計										
我が国の地方公共団体向け	6,868	—	—	—	—	—	6,868	6,722	—	—	—	—	—	—	6,722											
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—											
地方公共団体金融機構向け	—	200	—	—	—	—	200	—	200	—	—	—	—	—	200											
我が国の政府関係機関向け	404	502	—	—	—	—	906	404	501	—	—	—	—	0	905											
地 方 三 公 社 向 け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—											
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合 計	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合 計										
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—											
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合 計	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合 計								
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	79,007	566	19	—	—	—	—	0	79,592	83,535	534	17	—	—	—	0	84,086									
（うち、第一種金融商品取 引業者及び保険会社向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—											
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合 計	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合 計								
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—											
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合 計	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合 計						
法 人 等 向 け （特定貸付債権向けを含む。）	600	—	—	—	—	—	—	—	600	1,003	—	—	—	—	—	—	—	—	1,003							
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—											
	100%	150%	250%	400%	その他	合 計	100%	150%	250%	400%	その他	合 計	100%	150%	250%	400%	その他	合 計								
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—											
株 式 等	—	—	2,110	—	—	—	2,110	—	—	2,108	—	—	—	—	2,108											
	45%	75%	100%	その他	合 計	45%	75%	100%	その他	合 計	45%	75%	100%	その他	合 計											
中堅中小企業等向け及び個人向け	11	519	152	1,352	2,034	21	435	127	1,792	2,375																
（うちトランザクター向け）	11	—	—	—	—	11	21	—	—	—	21															
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合 計	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合 計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	9,947	—	26	—	167	—	—	2,728	—	—	1,746	1,017	15,631	10,759	—	23	—	123	—	—	2,703	—	—	879	2,129	16,616
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合 計	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合 計		
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	—	—	—	—	107	—	—	4,055	—	—	4,162	—	—	—	—	—	98	—	—	3,808	—	0	3,906			

(単位：百万円)

項 目	令和 6 年度							令和 7 年度						
	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）							信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）						
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合 計	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合 計
不 動 産 関 連 向 け	—	—	—	—	2,850	1	2,851	—	—	—	—	2,509	—	2,509
うち事業用不動産関連向け														
	60%		その他		合 計			60%		その他		合 計		
不 動 産 関 連 向 け	380		6		386			319		5		324		
うちその他不動産関連向け														
	100%		150%		その他		合 計	100%		150%		その他		合 計
不 動 産 関 連 向 け	—		—		—		—	—		—		—		—
うち A D C 向 け														
	50%	100%	150%	その他	合 計			50%	100%	150%	その他	合 計		
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	63	66	192	3	324			71	45	165	0	281		
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	18	168	—	25	211			16	147	—	50	213		
	0%	10%	20%	100%	その他	合 計		0%	10%	20%	100%	その他	合 計	
現 金	1,134	—	—	—	—	1,134		1,116	—	—	—	—	—	1,116
取 立 未 済 手 形	—	—	6	—	—	6		—	—	5	—	—	—	5
信用保証協会等による保証付	—	21,299	—	—	8	21,307		—	21,650	—	—	6	21,656	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	
共 済 約 款 貸 付	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	

⑦ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表 (単位：百万円)

① 資産（オフ・バランス取引を含む）残高等リスク・ウェイト区分別表（単位：百万円）								
リスク・ウェイト区分	令和 6 年度				令和 7 年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平 均值 (%)	資産の額および与信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平 均值 (%)	資産の額および与信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス	オフ・バランス			オン・バランス	オフ・バランス		
	資産項目	資産項目			資産項目	資産項目		
40%未満	126,055	—	—	125,610	132,875	—	—	132,438
40%～70%	3,430	107	10%	3,441	3,704	208	10%	3,725
75%	2,255	123	10%	2,264	1,277	384	10%	1,314
80%	—	—	—	—	0	0	10%	0
85%	825	—	—	825	1,253	5	10%	1,253
90%～100%	387	0	10%	387	318	9	10%	319
105%～130%	4,068	—	—	4,055	3,816	—	—	3,808
150%	3,085	2	10%	3,043	2,713	14	10%	2,674
250%	2,110	—	—	2,110	2,108	—	—	2,108
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	2	11	10%	3	1	27	10%	3
合 計	142,217	243	10%	141,738	148,065	647	10%	147,642

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外

の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

(単位：百万円)

	令和 6 年度		令和 7 年度	
	適 格 金 融 資 産 担 保	保 証	適 格 金 融 資 産 担 保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	404	—	404
地 方 三 公 社 向 け	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付 債 権 向 け を 含 む。）	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	43	481	38	497
自己居住用不動産等向け	1	13,717	0	15,613
賃 貸 用 不 動 産 向 け	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	1	—	—
延滞等向け（自己居住用 不動産等向けを除く。）	—	3	—	—
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	—	42	—	66
証 券 化	—	—	—	—
中 央 清 算 機 関 関 連	—	—	—	—
上 記 以 外	5	—	5	—
合 計	49	14,648	43	16,580

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

◇CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA—CVA、完全なBA—CVA、限定的なBA—CVA又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要

CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しております。なお、当JAでは該当する取引はありません。

◇CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

8. マーケット・リスクに関する事項

◇当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当JAでは、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

○オペレーショナル・リスク管理手続

オペレーショナル・リスクとは、事務ミス、システム障害等により損失を被るリスク、従業員の不正、コンプライアンス態勢の不備、災害等によりオペレーションが中断して被る損失、さらにそれらに伴う評判低下、訴訟等を受けるリスクのことを指し、当JAでは「リスクマネジメントの基本方針」に基づき「オペレーショナル・リスク管理手続」を制定し、これを遵守しております。

○オペレーショナル・リスクの総合的な管理

オペレーショナル・リスクについては、個別の課・支店単位でモニタリングを行い、リスクマネジメント委員会で全体の状況を把握し、協議・報告を行い、リスクの発生の未然防止・抑制に努めております。

○事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が事務規程等に定められたとおりに事務処理を行うことを怠ること、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいい、当JAでは「事務リスク管理規程」を制定し、事務ミス等の組織的な把握、再発防止に努めております。

○システムリスク管理

システムリスクとは情報システムの不具合や誤作動、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害等により損失を被るリスクをいい、当JAでは「情報セキュリティ基本方針」に基づき「情報セキュリティ基本規程」を制定し、リスクの発生の未然防止・抑制に努めております。

◇BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）該当ありません。

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については、中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するリスクマネジメント委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びリスクマネジメント委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については管理部経営管理課が適切な執行を行っているかどうかチェックし

定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：百万円)

	令和 6 年度		令和 7 年度	
	貸借対照表計上額	時 価 評 価 額	貸借対照表計上額	時 価 評 価 額
上 場	—	—	—	—
非 上 場	12,111	12,111	12,110	12,109
合 計	12,111	12,111	12,110	12,109

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位：百万円)

令和 6 年度			令和 7 年度		
売 却 益	売 却 損	償 却 額	売 却 益	売 却 損	償 却 額
—	—	0	—	—	0

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等) (単位：百万円)

令和 6 年度		令和 7 年度	
評 価 益	評 価 損	評 価 益	評 価 損
—	—	—	—

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等) (単位：百万円)

令和 6 年度		令和 7 年度	
評 価 益	評 価 損	評 価 益	評 価 損
—	—	—	—

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
該当する取引はありません。

12. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当 J A では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続は以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当 J A では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク (I R R B B) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当 J A は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対する I R R B B の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次で I R R B B を計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

該当ありません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は５年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
変動はありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてV a Rで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点）
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

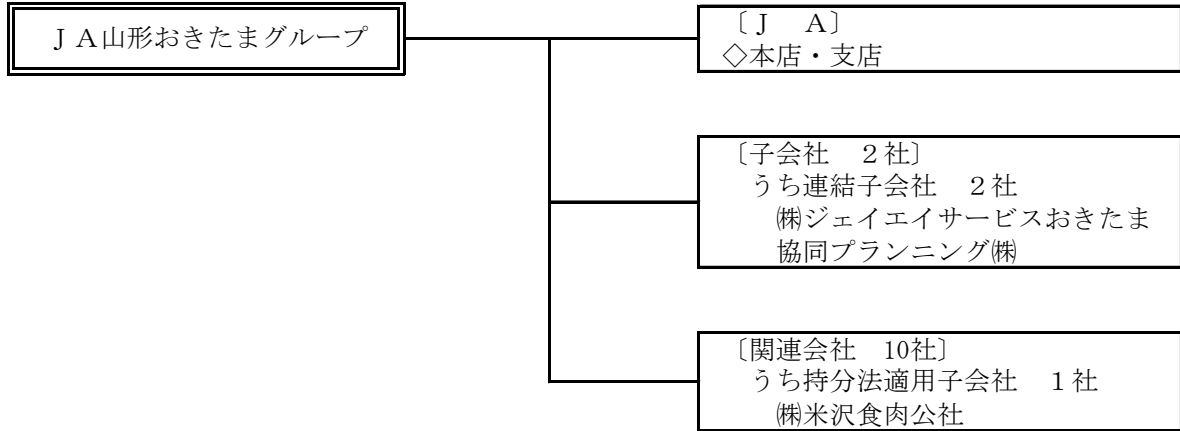
I R R B B 1：金利リスク					
項番		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	0	0	0	2
2	下方パラレルシフト	8	123	48	23
3	ス テ ィ ー プ 化	391	324		
4	フ ラ ッ ト 化	0	0		
5	短 期 金 利 上 昇	0	0		
6	短 期 金 利 低 下	357	312		
7	最 大 値	391	324	48	23
		前期末		当期末	
8	自 己 資 本 の 額	10,059		10,579	

Ⅵ 連結情報

1. グループの概況

(1) グループの事業系統図

J A山形おきたまのグループは、当J A、子会社2社、関連法人等10社で構成されています。
このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は2社です。



(2) 子会社等の状況

① 連結される子会社及び持分法適用の関連法人等

名 称	株式会社 ジェイエイサービスおきたま	協同プランニング 株式会社	株式会社 米沢食肉公社
主たる営業所又は 事業所の所在地	川西町大字上小松1034	川西町大字上小松978-1	米沢市万世町片子5379-15
事 業 の 内 容	石油類・L P G・住宅設備事業、自動車販売・車検整備事業、葬祭事業、J A共済代理店・損保代理店業務ほか	煙草、印紙、切手、塩、医薬品、食料品・日用雑貨の小売、酒類、清涼飲料の販売	米沢牛枝肉セリ市場の開催、と畜解体業務、牛および豚の枝肉・部分肉製造販売、食肉加工品の製造販売
設 立 年 月 日	平成11年10月 1 日	昭和48年 5 月25日	昭和39年 8 月24日
資本金又は出資金	80百万円	10百万円	100百万円
当J Aの議決権比率	100.0%	100.0%	22.2%
他 の 子 会 社 等 の 議 決 権 比 率	－%	－%	－%

② 持分法非適用の関連法人等

(単位：千円)

名 称	令和 6 年度		令和 7 年度		主要な業務内容
	総資産額	純資産額	総資産額	純資産額	
(株) は た フ ァ ー ム	12,491	11,438	11,506	11,317	農作業受託
(株) ア グ リ 川 井	15,435	13,797	19,234	12,005	農作業受託
(株) フ レ ッ シ ュ 絆	32,263	6,976	75,326	37,076	農業経営
(有) ジェイファームおぐに	11,182	11,182	14,144	14,144	農業経営、農作業受託
(有) 小国町農業振興公社	3,141	3,034	3,214	3,387	農産物加工販売
(有) エコプラントめざみ	28,186	25,740	27,765	26,153	有機肥料製造販売
(有) アグリメントなか	54,468	10,699	99,275	33,576	農業経営
(有) アグリサービス安全地帯	4,300	3,500	3,546	3,146	農作業受託
(有) エヌエフファクトリー	3,737	3,737	3,650	3,466	農業経営

(3) 連結事業概況（令和 7 年度）

◇ 連結事業の概況

① 事業の概況

令和 7 年度の当 J A の連結決算は、子会社(株)ジェイエイサービスおきたま、協同プランニング(株)を連結し、関連法人等(株)米沢食肉公社に対して持分法を適用しております。

連結決算の内容は、連結経常利益1,015,722千円、連結当期剰余金482,406千円、連結純資産12,796,665千円、連結総資産183,193,620千円で、連結自己資本比率は13.32%となりました。

② 連結子会社等の事業概況

(株)ジェイエイサービスおきたまは、石油類・L P ガス等の販売、葬祭業、車輛の販売・点検整備、J A 共済代理店・損保代理店業務を営み、売上高は3,020,465千円（前年対比100.5%）、当期剰余金10,351千円（前年対比18.7%）となりました。

協同プランニング(株)は、煙草・印紙・食料品・酒類・日用雑貨等の販売を営み、売上高は514,250千円（前年対比104.0%）、当期剰余金は6,993千円（前年対比129.8%）となりました。

(4) 最近 5 年間の連結事業年度の主要な経営指標

（単位：百万円、%）

項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
連 結 経 常 収 益 （ 事 業 収 益 ）	13,724	13,503	13,348	13,305	14,504
信用事業収益	1,455	1,434	1,394	1,473	1,750
共済事業収益	1,375	1,343	1,286	1,239	1,248
農業関連事業収益	6,847	6,660	6,758	6,755	7,632
その他事業収益	4,047	4,066	3,910	3,838	3,874
連 結 経 常 利 益	931	828	532	617	1,016
連 結 当 期 剰 余 金	241	473	239	364	482
連 結 純 資 産 額	12,655	12,842	12,896	12,841	12,797
連 結 総 資 産 額	166,265	166,115	167,675	171,844	183,194
連 結 自 己 資 本 比 率	12.61%	13.39%	13.52%	14.03%	13.32%

（注）「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

(5) 連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和6年度 (令和7年3月31日)	令和7年度 (令和8年3月31日)	科 目	令和6年度 (令和7年3月31日)	令和7年度 (令和8年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
1 信用事業資産	140,193,215	145,830,618	1 信用事業負債	152,582,556	158,850,075
(1) 現金及び預金	80,784,540	85,172,068	(1) 貯金	151,632,162	157,558,800
(2) 有価証券	7,782,977	8,052,822	(2) 借入金	41,164	23,027
(3) 貸出金	52,095,565	52,812,937	(3) その他の信用事業負債	909,230	1,268,248
(4) その他の信用事業資産	335,649	524,733	2 共済事業負債	804,305	813,196
(5) 貸倒引当金	△ 805,516	△ 731,942	(1) 共済資金	369,615	376,007
2 共済事業資産	6,731	15,929	(2) その他の共済事業負債	434,690	437,189
(1) その他の共済事業資産	6,752	15,971	3 経済事業負債	2,679,742	8,239,794
(2) 貸倒引当金	△ 21	△ 42	(1) 支払手形及び経済事業未払金	1,074,594	976,349
3 経済事業資産	10,605,530	16,809,216	(2) その他の経済事業負債	1,605,148	7,263,445
(1) 受取手形及び経済事業未収金	2,626,586	2,663,075	4 雑負債	644,590	656,415
(2) 棚卸資産	1,414,230	1,371,419	5 諸引当金	1,495,052	1,113,298
(3) その他の経済事業資産	6,673,237	12,901,104	(1) 賞与引当金	145,972	160,333
(4) 貸倒引当金	△ 108,523	△ 126,382	(2) 退職給付に係る負債	1,085,360	712,430
4 雑資産	304,204	291,109	(3) 役員退職慰労引当金	35,302	45,535
5 固定資産	8,245,380	7,841,641	(4) その他の引当金	228,418	195,000
(1) 有形固定資産	8,204,592	7,804,822	6 再評価に係る繰延税金負債	796,541	724,177
建物	11,705,633	11,374,960	負債の部合計	159,002,786	170,396,955
機械装置	3,638,570	3,804,738	(純資産の部)		
土地	5,248,203	4,961,328	1 組合員資本	11,217,684	11,635,191
その他の有形固定資産	3,849,341	3,880,553	(1) 出資金	4,259,289	4,132,755
減価償却累計額	△ 16,237,155	△ 16,216,757	(2) 資本剰余金	6,891	6,891
(2) 無形固定資産	40,788	36,819	(3) 利益剰余金	7,019,475	7,555,059
その他の無形固定資産	40,788	36,819	(4) 処分未済持分	△ 61,971	△ 53,514
6 外部出資	12,025,109	12,025,855	(5) 子会社の所有する親組合出資金	△ 6,000	△ 6,000
(1) 外部出資	12,025,109	12,025,855	2 評価・換算差額等	1,623,266	1,161,474
7 繰延税金資産	463,567	379,252	(1) その他有価証券評価差額金	△ 37,844	△ 320,615
			土地再評価差額金	1,661,110	1,482,089
			純資産の部合計	12,840,950	12,796,665
資産の部合計	171,843,736	183,193,620	負債及び純資産の部合計	171,843,736	183,193,620

(6) 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度 (自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)	令和7年度 (自令和7年4月1日 至令和8年3月31日)	科 目	令和6年度 (自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)	令和7年度 (自令和7年4月1日 至令和8年3月31日)
1 事業総利益	4,530,580	4,696,085	(7) 販売事業収益	1,810,555	2,151,405
事業収益	13,305,129	14,503,963	販売品販売高	870,723	1,021,794
事業費用	8,774,549	9,807,878	販売手数料	767,756	962,308
(1) 信用事業収益	1,473,280	1,750,276	その他の収益	172,076	167,303
資金運用収益	1,369,199	1,622,161	(8) 販売事業費用	1,007,347	1,181,063
(うち預金利息)	531,622	704,176	販売品販売原価	801,964	951,157
(うち有価証券利息)	107,989	119,828	販売費	107,465	116,986
(うち貸出金利息)	729,550	798,118	その他の費用	97,918	112,920
(うちその他受入利息)	38	39	販売事業総利益	803,208	970,342
役務取引等収益	58,744	62,146	(9) その他の事業収益	1,231,709	1,213,559
その他事業直接収益	-	7,055	(10) その他の事業費用	965,273	979,139
その他経常収益	45,337	58,914	その他の事業総利益	266,436	234,420
(2) 信用事業費用	383,949	685,651	2 事業管理費	4,103,267	3,866,480
資金調達費用	114,449	366,183	(1) 人件費	3,033,445	2,750,829
(うち貯金利息)	111,371	361,464	(2) その他の事業管理費	1,069,822	1,115,651
(うち給付補填備金繰入)	289	451	事業利益	427,313	829,605
(うち借入金利息)	436	255	3 事業外収益	216,735	223,599
(うちその他支払利息)	2,353	4,013	(1) 受取雑利息	116	357
役務取引等費用	14,232	16,844	(2) 受取出資配当金	77,777	79,189
その他事業直接費用	12,283	43,115	(3) 持分法による投資益	1,607	1,917
その他経常費用	242,985	259,509	(4) その他の事業外収益	137,235	142,136
信用事業総利益	1,089,331	1,064,625	4 事業外費用	27,502	37,482
(3) 共済事業収益	1,239,125	1,247,769	(1) その他の事業外費用	27,502	37,482
共済付加収入	1,178,256	1,158,835	経常利益	616,546	1,015,722
その他の収益	60,869	88,934	5 特別利益	38,364	10,619
(4) 共済事業費用	114,906	123,288	(1) 固定資産処分益	414	8,381
共済推進費及び共済保全費	80,634	87,458	(2) その他の特別利益	37,950	2,238
その他の費用	34,272	35,830	6 特別損失	194,353	404,649
共済事業総利益	1,124,219	1,124,481	(1) 固定資産処分損	62,234	86,966
(5) 購買事業収益	7,550,460	8,140,954	(2) 減損損失	82,864	316,812
購買品供給高	7,037,889	7,638,478	(3) その他の特別損失	49,255	871
購買手数料	247,434	243,500	税金等調整前当期利益	460,557	621,692
その他の収益	265,137	258,976	法人税、住民税及び事業税	110,777	105,340
(6) 購買事業費用	6,303,074	6,838,737	法人税等調整額	△ 13,757	33,946
購買品供給原価	5,870,762	6,379,733	法人税等合計	97,020	139,286
購買品供給費	309,999	312,935	当期利益	363,537	482,406
その他の費用	122,313	146,069	非支配株主に帰属する当期利益	-	-
購買事業総利益	1,247,386	1,302,217	当期剰余金	363,537	482,406

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和 6 年度	令和 7 年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	488,070	621,854
減価償却費	396,160	446,060
減損損失	82,869	316,812
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 80,039	△ 55,693
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 2,131	14,362
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△ 61,087	△ 362,698
その他引当金等の増減額(△は減少)	△ 35,599	△ 33,418
信用事業資金運用収益	△ 1,369,200	△ 1,622,161
信用事業資金調達費用	114,334	366,182
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 77,777	△ 79,546
有価証券関係損益(△は益)	12,283	36,061
外部出資関係損益(△は益)	-	-
固定資産売却損益(△は益)	61,820	78,585
資産除去債務にかかる増減額(△は減少)	15,515	1,163
圧縮損計上以外一般補助金	△ 2,555	△ 1,278
持分法による投資損益(△は益)	△ 1,607	△ 1,917
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増(△)減	1,054,146	△ 717,372
預金の純増(△)減	1,000,000	△ 2,999,950
貯金の純増減(△)	4,012,466	5,926,638
信用事業借入金の純増減(△)	△ 29,367	△ 18,137
その他の信用事業資産の純増(△)減	△ 50,339	△ 53,979
その他の信用事業負債の純増減(△)	277,323	302,447
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減(△)	47,285	6,392
未経過共済付加収入の純増減(△)	△ 10,402	412
その他共済事業資産の増(△)減	△ 4,209	△ 9,219
その他共済事業負債の増減(△)	△ 443	2,087
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	△ 226,750	△ 36,490
経済受託債権の純増(△)減	△ 1,744,031	△ 6,191,928
棚卸資産の純増(△)減	1,158	42,811
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	66,104	△ 98,245
経済受託債務の純増減(△)	△ 141,810	5,652,195
その他経済事業資産の増(△)減	△ 3,869	△ 35,940
その他経済事業負債の増減(△)	1,012	6,102
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増(△)減	71,288	13,092
その他の負債の純増減(△)	△ 19,374	△ 19,106
未払消費税等の増減額(△は減少)	28,579	△ 2,162
信用事業資金運用による収入	1,354,864	1,487,056
信用事業資金調達による支出	△ 87,225	△ 309,611
小 計	5,137,462	2,671,461
雑利息及び出資配当金の受取額	77,777	79,546
法人税等の支払額	△ 56,009	△ 112,467
事業活動によるキャッシュ・フロー	5,159,230	2,638,540

科 目	令和 6 年度	令和 7 年度
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 1,321,658	△ 2,038,262
有価証券の売却・償還による収入	206,822	1,427,429
補助金の受入れによる収入	36,990	1,278
固定資産の取得による支出	△ 413,379	△ 344,806
固定資産の売却による収入	△ 93,675	△ 74,484
有形固定資産の除却による支出	-	-
外部出資による支出	△ 2,239,540	△ 641
外部出資の売却等による収入	5	1,812
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,824,435	△ 1,027,674
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の受入れによる収入	89,748	177,579
出資の払戻しによる支出	△ 211,044	△ 283,482
持分の取得による支出	26,709	34,947
持分の譲渡による収入	△ 27,024	△ 26,490
出資配当金の支払額	-	△ 125,842
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 121,611	△ 223,288
4 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	1,213,184	1,387,578
5 現金及び現金同等物の期首残高	7,263,599	8,476,783
6 現金及び現金同等物の期末残高	8,476,783	9,864,361

(8) 連結注記表

令和 6 年 度

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記	
(1) 連結の範囲に関する事項	
① 連結される子会社・子法人等……………2社 (株)ジェイエイサービスおきたま、協同プランニング(株)	
② 非連結子会社・子法人等 該当する会社はありません。	
(2) 持分法の適用に関する事項	
① 持分法適用の非連結子会社・子法人等 該当する会社はありません。	
② 持分法適用の関連法人等……………1社 (株)米沢食肉公社	
③ 持分法非適用の非連結子会社・子法人等 該当する会社はありません。	
④ 持分法非適用の関連法人等……………9社 (株)はたファーム、(株)アグリ川井、(株)フレッシュ絆、(有)ジェイファームおぐに、(有)小国町農業振興公社、(有)エコプラントめざみ、(有)アグリメントなか、(有)アグリサービス安全地帯、(有)エヌエフファクトリー 持分法非適用の関連法人等は、当年度純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いています。	
(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項 連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。	
(4) のれん勘定の償却方法及び償却期間 該当事項はありません。	
(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。	
(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲	
① 現金及び現金同等物の資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の現金及び預金のうち、現金及び預金の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。	
② 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	80,784,540 千円
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	△ 72,307,757 千円
現金及び現金同等物	8,476,783 千円
2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記	
(1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法	
① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）	
イ 満期保有目的の債券	：償却原価法（定額法）
ロ 子会社株式及び 関連会社株式	：移動平均法による原価法
ハ その他有価証券	
・時価のあるもの	：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・市場価格のない株式等	：移動平均法による原価法
② 棚卸資産	
購買品（数量管理品）	総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
購買品（農機具・自動車製品）	個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
購買品（数量管理品及び農機具・自動車製品以外）	売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
生物（肉用牛）	個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
	当組合及び子会社等は、肉用牛センターを経営しており、個別原価計算及び当該月を含む直近12カ月の販売平均額との比較に基づき帳簿価額を算出し、収益性の低下により簿価を切下げています。
販売品及びその他の棚卸資産	最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
(2) 固定資産の減価償却の方法	
① 有形固定資産	
	定率法を採用しています（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています）。
	なお、米沢第2・川西中央・川西中部・川西東部・長井・白鷹・飯豊カントリーエレベーター、高島北部・高島南部・高島和田・飯豊中津川ライスセンター、高島冷蔵庫、川西・白鷹種子センターに係る資産の償却方法は定額法を採用しています。
② 無形固定資産	定額法を採用しています。
(3) 引当金の計上基準	
① 貸倒引当金	
	貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
	破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
	破綻懸念先に係る債権については、債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除し、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ

・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、過去の返金実績等を勘案し、将来のキャッシュ・フロー見込額を回収可能額としています。

上記以外の債権については、貸出金等に係る今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績を基礎に、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した管理部等が査定結果を検証しています。

なお、被綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取り立て不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は451,135千円です。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計期負担分を計上しています。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

④ 睡眠貯金払戻損失引当金

利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。

⑤ 特例業務負担金引当金

旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の令和7年3月現在における令和14年3月までの実負担見込額に基づき計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 収益認識関連

当組合及び子会社等の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

イ 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ロ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ハ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

ニ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ホ 農用地利用事業

農地等の所有者から委任を受けて、農地等を貸し付ける事業であり、当組合及び子会社等は利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、農地等の賃貸借料の受払い時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ヘ 福祉介護事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業、住宅型有料老人ホームの運営であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ト 農業経営事業

当組合自らが肉用牛を飼養し肉用牛センターを経営する事業であり、肉用牛を引き渡す義務を負っています。この履行義務は、肉用牛を引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

チ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(7) 連結計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており、金額が5百円未満の科目については「0」で表示しています。

なお、残高がない項目については「－」で表示しています。

(8) その他連結計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合及び子会社等は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。

また、連結損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 米共同計算

当組合及び子会社等は、生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については販売をJAが行いプール計算を行う「JA共同計算」と、販売を当組合及び子会社等が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」とを合計して、再度共同計算を行っています。

共同計算の会計処理については、連結貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立

替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合及び子会社等が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

③ 預託家畜

当組合及び子会社等は、預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育している素牛の購入費用相当額については、当組合及び子会社等から当該組合員への金銭債権を、連結貸借対照表の信用事業資産貸出金に計上しています。なお、当該素牛の所有権は担保のため当組合及び子会社等に留保しています。

当組合及び子会社等は、当該債権について所定の金利を受け取り、利息相当額は連結損益計算書の信用事業収益貸出金利息に計上しています。

素牛の受入高及び供給高は、受託販売品として取り扱っているため、連結損益計算書では販売品受入高と販売品販売高を相殺し、販売手数料のみ計上しています。

④ 当組合及び子会社等が代理人として関与する取引の連結損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合及び子会社等が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合及び子会社等が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

⑤ 退職給付に係る負債又は資産並びに退職給付費用の処理方法

退職給付に係る負債は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計期に発生していると認められる額を計上しています。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生した連結会計期に全額を費用処理しています。

3. 会計方針の変更に関する注記

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日）等を当連結会計年度の期首から適用しています。これによる当連結会計年度の計算書類に与える影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計期の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）463,567千円（繰延税金負債と相殺前の金額は492,632千円です）

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

課税所得の見積り額については、令和5年4月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合及び子会社等が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び当組合及び子会社等の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌連結会計期以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌連結会計期以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当連結会計期の計算書類に計上した金額

減損損失 82,864千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年4月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び当組合及び子会社等の経営状況の影響を受け、翌連結会計期以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

① 当連結会計期の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 914,125千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算定方法

「2 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。

ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

ハ 翌連結会計期に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計期に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は4,232,761千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 1,481,872千円 機械装置 1,446,622千円 その他の償却資産 1,304,267千円

- (2) 担保に供している資産
定期預金のうち、14,820,000千円をJ Aバンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、6,000,000千円を為替決済の担保に、7,490千円を指定金融機関等の事務取扱の担保にそれぞれ供しています。
- (3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務
親組合の役員に対する金銭債権の総額は227,676千円です。
親組合の役員に対する金銭債務はありません。
- (4) 信用事業を行う組合に要求される注記
債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は693,008千円、危険債権額は487,384千円です。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。
債権のうち、三月以上延滞債権は一千円、貸出条件緩和債権額は43,833千円です。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,224,225千円です。
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (5) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価
「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。
- ① 再評価を行った年月日 平成11年3月31日
- ② 再評価を行った土地の当連結会計期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額
1,511,757千円
- ③ 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

6. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合及び子会社等では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、一般資産については支店を核とした地区単位並びに福祉介護事業用資産、農機センターは単独の資産単位で、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店機能を有する事務所及び共同利用施設（カントリーエレベーター・広域集出荷施設）等の共用資産はJ A全体としたグルーピングの単位としています。

当連結会計期に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

地 区	物 件	用 途	種 類	そ の 他
長 井	西部農機センター	一 般 資 産	建 物	
米沢他	米沢・川西農機センター他2施設	一 般 資 産	土地及び建物	
川西他	旧大塚取次店他5施設	賃貸用固定資産	土地及び建物	業務外固定資産
米沢他	旧三沢支店他20施設	遊 休 資 産	土地及び建物	業務外固定資産
J A S	小松給油所他1施設	一 般 資 産	土地及び建物	
J A S	旧吉島給油所他3施設	遊 休 資 産	土 地	業務外固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

西部農機センター他3施設は当該施設の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

旧大塚取次店他5施設は賃貸用固定資産として使用されていますが、使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

早期処分対象である旧三沢支店他20施設は遊休資産とされ回収可能価額（正味売却価額）で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

小松給油所他1施設は当該施設の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

早期処分対象である旧吉島給油所他3施設は遊休資産とされ回収可能価額（正味売却価額）で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

地区	物 件	金 額	内 訳
長 井	西部農機センター	31,161 千円	建物28,368千円、構築物665千円
米沢他	米沢・川西農機センター他2施設	10,052 千円	車両運搬具1,836千円、器具備品292千円
川西他	旧大塚取次店他5施設	6,962 千円	車両運搬具4,752千円、土地5,300千円
米沢他	旧三沢支店他20施設	13,531 千円	器具備品326千円、土地6,636千円
J A S	小松給油所他1施設	20,432 千円	土地13,531千円
J A S	旧吉島給油所他3施設	726 千円	土地20,432千円
	合 計	82,864 千円	建物28,368千円、構築物665千円、車両運搬具6,588千円
			器具備品618千円、土地46,625千円

④ 回収可能価額の算定方法

イ 西部農機センター他3施設と小松給油所他1施設の回収可能価額については使用価値が正味売却価額を下回っているため、正味売却価額を使用しています。

- ロ 旧大塚取次店他5施設と旧吉島給油所他3施設の回収可能価額については使用価値が正味売却価額を下回っているため、正味売却価額を使用しています。
- ハ 遊休固定資産の土地の回収可能価額は正味売却価額を採用しています。
- ニ 上記ロの正味売却価額の時価は路線価、固定資産税評価額を基礎として算定しています。
- (2) 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額
購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、5,822千円の棚卸評価損が含まれています。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合及び子会社等は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合及び子会社等が保有する金融資産は、主として当組管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスクの管理

当組合及び子会社等は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本店に融資審査担当部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ 市場リスクの管理

当組合及び子会社等では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合及び子会社等で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合及び子会社等において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合及び子会社等では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結会計期末現在、指標となる金利が0.74%上昇したものと想定した場合には、経済価値が98,602千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合及び子会社等では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等

当連結会計期末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	79,645,772	79,457,124	△ 188,648
有価証券			
満期保有目的の債券	245,000	251,383	6,383
その他有価証券	7,537,977	7,537,977	—
貸出金	52,095,565		
貸倒引当金（＊１）	△ 805,163		
貸倒引当金控除後	51,290,402	51,409,302	118,900
経済事業未収金	2,626,586		
貸倒引当金（＊２）	△ 80,422		
貸倒引当金控除後	2,546,164	2,546,164	—
経済受託債権	6,494,590		
貸倒引当金（＊２）	△ 18,185		
貸倒引当金控除後	6,476,405	6,476,405	—
資 産 計	147,741,720	147,678,355	△ 63,365
貯金	151,632,162	151,296,574	△ 335,588
負 債 計	151,632,162	151,296,574	△ 335,588

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（＊２）経済事業未収金及び経済受託債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap、以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ 有価証券

債券は、日本証券業協会公表の売買参考統計値によっています。

ハ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

ニ 経済事業未収金及び経済受託債権

経済事業未収金及び経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額
外部出資	12,025,109

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	79,645,772	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	15,000	15,000	15,000	—	—	200,000
その他有価証券のうち満期があるもの(*1)	10,000	10,000	105,000	1,300,000	200,000	5,900,000
貸出金(*2、3)	6,160,664	3,443,596	3,109,736	2,811,838	2,526,623	33,187,986
経済事業未収金(*4)	2,538,873	—	—	—	—	—
経済受託債権	6,476,405	—	—	—	—	—
合 計	94,846,714	3,468,596	3,229,736	4,111,838	2,726,623	39,287,986

(*1) 元本（額面）で記載しているため、連結貸借対照表価額とは一致していません。

(*2) 貸出金のうち、当座貸越2,344,286千円については「1年以内」に含めています。

(*3) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等855,122千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(*4) 経済事業未収金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等87,713千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金(*)	140,531,923	3,781,226	4,749,170	505,058	2,046,967	17,818

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

8. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		連結貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	地 方 債	245,000	251,383	6,383

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価又は償却原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)				
種 類		連結貸借対照表 計 上 額	取 得 原 価 又は償却原価	評価差額(*)
連結貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原価を 超えるもの	国 債	2,056,800	2,005,653	51,147
	地 方 債	1,154,177	1,125,453	28,724
	政府保証債	201,440	199,763	1,677
	社 債	913,350	899,982	13,368
	小 計	4,325,767	4,230,851	94,916
連結貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原価を 超えないもの	国 債	1,341,850	1,399,822	△ 57,972
	地 方 債	1,287,140	1,315,889	△ 28,749
	政府保証債	195,760	203,255	△ 7,495
	社 債	387,460	399,180	△ 11,720
	小 計	3,212,210	3,318,146	△ 105,936
合 計		7,537,977	7,548,997	△ 11,020

(*)上記評価差額から繰延税金負債26,824千円を差し引いた額37,844千円を「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

- (2) 当連結会計中に売却した満期保有目的の債券
当連結会計中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- (3) 当連結会計中に売却したその他有価証券

	売却額	売却益	売却損
国 債	86,093 千円	- 千円	12,283 千円
合 計	86,093 千円	- 千円	12,283 千円

- (4) 当連結会計期中において、保有目的が変更となった有価証券
当連結会計期中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。
- (5) 当連結会計期中において、減損処理を行った有価証券
当連結会計期中において、5千円（外部出資のうち株式）減損処理を行っています。
市場価格のない株式等の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回収可能性等を考慮して減損処理を行っています。

9. 退職給付に関する注記

- (1) 採用している退職給付制度の概要
職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全共連との契約による確定給付型年金制度を採用しています。
なお、正職員以外の退職給付引当金及び退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
- (2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
- | | |
|--------------|--------------|
| 期首における退職給付債務 | 2,252,654 千円 |
| 勤務費用 | 105,875 千円 |
| 利息費用 | 14,863 千円 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 5,444 千円 |
| 退職給付の支払額 | △ 176,193 千円 |
| 期末における退職給付債務 | 2,202,643 千円 |
- (注)上記には、簡便法適用職員の退職給付債務が含まれています。
- (3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表
- | | |
|----------------|--------------|
| 期首における年金資産 | 1,129,934 千円 |
| 期待運用収益 | 15,819 千円 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △ 3,741 千円 |
| 確定給付型年金制度への拠出金 | 41,289 千円 |
| 退職給付の支払額 | △ 66,018 千円 |
| 期末における年金資産 | 1,117,283 千円 |
- (4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表
- | | |
|-----------------------|----------------|
| 退職給付債務 | △ 2,202,643 千円 |
| 確定給付型年金制度 | 1,117,283 千円 |
| 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | △ 1,085,360 千円 |
| 退職給付に係る負債 | △ 1,085,360 千円 |
| 退職給付に係る資産 | - 千円 |
| 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | △ 1,085,360 千円 |
- (注)上記には、簡便法適用職員の退職給付に係る負債が含まれています。
- (5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額
- | | |
|----------------|-------------|
| 勤務費用 | 105,875 千円 |
| 利息費用 | 14,863 千円 |
| 期待運用収益 | △ 15,819 千円 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 9,185 千円 |
| 合 計 | 114,104 千円 |
- (注)上記には、簡便法適用職員の退職給付費用が含まれています。
- (6) 年金資産の主な内訳
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。
- | | |
|------|-------|
| 一般勘定 | 100 % |
|------|-------|
- (7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。
- (8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項
- | | |
|-----------|--------|
| 割引率 | 0.74 % |
| 長期期待運用収益率 | 1.40 % |

(9) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金32,272千円を特例業務負担金引当金の取り崩しにより拠出しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、231,615千円となっています。

10. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	223,621 千円
退職給付引当金	272,578 千円
賞与引当金	32,504 千円
特例業務負担金引当金	63,886 千円
減損損失	188,916 千円
資産除去債務	81,618 千円
貸出金不計上未収利息	14,111 千円
その他	137,518 千円
繰延税金資産小計	1,014,752 千円
評価性引当額	△ 586,228 千円
繰延税金資産合計（A）	428,524 千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 26,824 千円
その他	△ 2,106 千円
繰延税金負債合計（B）	△ 28,930 千円
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	399,594 千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.55 %
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.89 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 2.93 %
住民税均等割額	2.92 %
法人税の特別控除	△ 2.66 %
評価性引当額の増減	△ 6.78 %
税率変更に伴う影響	△ 1.96 %
その他	△ 0.93 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.10 %

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する連結会計年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.55%から28.26%に変更されました。

この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は7,095千円増加し、その他有価証券評価差額金は674千円減少し、法人税等調整額は7,095千円減少しています。また、再評価に係る繰延税金負債は20,012千円増加し、土地再評価差額は同額減少しています。

11. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当組合及び子会社等では、置賜地域3市5町において保有する旧支店・施設を賃貸の用に供しています。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：千円）

連結貸借対照表計上額	時 価
1,306,283	1,446,789

（注1）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

（注2）当連結会計期末の時価は、土地については固定資産税評価額に基づいて当組合及び子会社等で算定した金額です。

また、建物等減価償却資産については帳簿価額を時価としています。

12. 収益認識に関する注記

(1) 収益を理解するための基礎となる情報

「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

13. その他の注記

(1) 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

当組合及び子会社等の施設の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の事業用資産に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は2年～25年、割引率は2.00%～2.33%を採用しています。

③ 当連結会計期末における当該資産除去債務の増減

期首残高	280,785 千円
資産除去債務の発生に伴う増加額	14,815 千円
時の経過による調整額	701 千円
資産除去債務の履行による減少額	- 千円
期末残高	296,301 千円

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結される子会社・子法人等……………2 社
 (株)ジェイエサービスおきたま、協同プランニング(株)
 - ② 非連結子会社・子法人等
 該当する会社はありません。
- (2) 持分法の適用に関する事項
 - ① 持分法適用の非連結子会社・子法人等
 該当する会社はありません。
 - ② 持分法適用の関連法人等……………1 社
 (株)米沢食肉公社
 - ③ 持分法非適用の非連結子会社・子法人等
 該当する会社はありません。
 - ④ 持分法非適用の関連法人等……………9 社
 (株)はたファーム、(株)アグリ川井、(株)フレッシュ絆、(有)ジェイファームおぐに、(有)小国町農業振興公社、(有)エコプラントめざみ、(有)アグリメントなか、(有)アグリサービス安全地帯、(有)エヌエフファクトリー
 持分法非適用の関連法人等は、当年度純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いています。
- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項
 連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。
- (4) のれん勘定の償却方法及び償却期間
 該当事項はありません。
- (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。
- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
 - ① 現金及び現金同等物の資金の範囲
 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の現金及び預金のうち、現金及び預金中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。
 - ② 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	85,172,068 千円
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	△ 75,307,707 千円
現金及び現金同等物	9,864,361 千円

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）
 - イ 満期保有目的の債券 ……：償却原価法（定額法）
 - ロ 子会社株式及び
 関連会社株式 ……：移動平均法による原価法
 - ハ その他有価証券
 - ・時価のあるもの ……：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・市場価格のない株式等 ……：移動平均法による原価法
 - ② 棚卸資産
 - 購買品（数量管理品）
 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - 購買品（農機具・自動車製品）
 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - 購買品（数量管理品及び農機具・自動車製品以外）
 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - 生物（肉用牛）
 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 当組合及び子会社等は、肉用牛センターを経営しており、個別原価計算で帳簿価格を算出し、当該月を含む直近12か月の販売平均額との比較により収益性の低下を認識した場合には、簿価を切下げています。
 - 販売品及びその他の棚卸資産
 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
 定率法を採用しています（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています）。
 なお、米沢第2・川西中央・川西中郡・川西東部・長井・白鷹・飯豊カントリーエレベーター、高島北部・高島南部・高島和田・飯豊中津川ライスセンター、高島冷蔵庫、川西・白鷹種子センターに係る資産の償却方法は定額法を採用しています。
 - ② 無形固定資産
 定額法を採用しています。
- (3) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
 破綻懸念先に係る債権については、債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除し、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、過去の返金実績等を勘案し、将来のキャッシュ・

フロー見込額を回収可能額としています。

上記以外の債権については、貸出金等に係る今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績を基礎に、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した管理部等が査定結果を検証しています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取り立て不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は447,498千円です。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計期負担分を計上しています。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

④ 睡眠貯金払戻損失引当金

利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。

⑤ 特例業務負担金引当金

旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の令和8年3月現在における令和14年3月までの実負担見込額に基づき計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 収益認識関連

当組合及び子会社等の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

イ 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ロ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ハ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

ニ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ホ 農用地利用事業

農地等の所有者から委任を受けて、農地等を貸し付ける事業であり、当組合及び子会社等は利用者との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者に対する履行義務は、農地等の賃貸借料の受払い時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ヘ 福祉介護事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業、住宅型有料老人ホームの運営であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ト 農業経営事業

当組合自らが肉用牛を飼養し肉用牛センターを経営する事業であり、肉用牛を引き渡す義務を負っています。この履行義務は、肉用牛を引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

チ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合及び子会社等は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(7) 連結計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しており、金額が5百円未満の科目については「0」で表示しています。

なお、残高がない項目については「－」で表示しています。

(8) その他連結計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合及び子会社等は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。

また、連結損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 米共同計算

当組合及び子会社等は、生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については販売をJAが行いプール計算を行う「JA共同計算」と、販売を当組合及び子会社等が再委託した全国農業協同組合連合会山形県本部が行い、県域でプール計算を行う「県域共同計算」とを合計して、再度共同計算を行っています。

共同計算の会計処理については、連結貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合及び子会社等が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

③ 預託家畜

当組合及び子会社等は、預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育している素牛の購入費用相当額については、当組合及び子会社等から当該組合員への金銭債権を、連結貸借対照表の信用事業資産貸出金に計上しています。なお、当該素牛の所有権は担保のため当組合及び子会社等に留保しています。

当組合及び子会社等は、当該債権について所定の金利を受け取り、利息相当額は連結損益計算書の信用事業収益貸出金利息に計上しています。

素牛の受入高及び供給高は、受託販売品として取り扱っているため、連結損益計算書では販売品受入高と販売品販売高を相殺し、販売手数料のみ計上しています。

④ 当組合及び子会社等が代理人として関与する取引の連結損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合及び子会社等が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合及び子会社等が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

⑤ 退職給付に係る負債又は資産並びに退職給付費用の処理方法

退職給付に係る負債は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計期に発生していると認められる額を計上しています。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生した連結会計期に全額を費用処理しています。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計期の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）379,252千円（繰延税金負債と相殺前の金額は386,180千円です）

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

課税所得の見積りについては、令和5年4月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合及び子会社等が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び当組合及び子会社等の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌連結会計期以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌連結会計期以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当連結会計期の計算書類に計上した金額

減損損失 316,812千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年4月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び当組合及び子会社等の経営状況の影響を受け、翌連結会計期以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

① 当連結会計期の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 858,433千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算定方法

「2 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。

ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

ハ 翌連結会計期に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌連結会計期に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は4,215,409千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 1,481,872千円 機械装置 1,431,680千円 その他の償却資産 1,301,857千円

(2) 担保に供している資産

定期預金のうち、15,230,000千円をJ Aバンク基本方針に基づく相互援助預金の担保に、6,000,000千円を為替決済の担保に、7,440千円を指定金融機関等の事務取扱の担保にそれぞれ供しています。

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

親組合の役員に対する金銭債権の総額は199,678千円です。

親組合の役員に対する金銭債務はありません。

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は670,829千円、危険債権額は551,344千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権は一千円、貸出条件緩和債権額は22,941千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,245,114千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(5) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

① 再評価を行った年月日 平成11年3月31日

② 再評価を行った土地の当連結会計期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額
1,260,044千円

③ 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合及び子会社等では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、一般資産については支店を核とした地区単位並びに福祉介護事業用資産、農機センターは単独の資産単位で、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店機能を有する事務所及び共同利用施設（カントリーエレベーター・広域集出荷施設）等の共用資産はJ A全体としたグルーピングの単位としています。

当連結会計期に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

地区	物件	用途	種類	その他
米沢他	米沢・川西農機センター他3施設	一般資産	土地及び機械装置	
米沢	米沢支店（土地賃貸部分）	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
長井他	旧致芳取次店他4施設	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
米沢	米沢支店（2階・3階部分）	遊休資産	土地及び建物	業務外固定資産
米沢他	旧三沢支店他5施設	遊休資産	土地	業務外固定資産
J A S	南陽中央給油所	一般資産	土地	
J A S	旧グットカー米沢	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
J A S	旧屋代給油所他2施設	遊休資産	土地	業務外固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

米沢・川西農機センター他3施設は当該施設の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

米沢支店（土地賃貸部分）および旧致芳取次店他4施設は賃貸用固定資産として使用されていますが、使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

米沢支店（2階・3階部分）および早期処分対象である旧三沢支店他5施設は遊休資産とされ回収可能価額（正味売却価額）で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

南陽中央給油所は使用価値が帳簿価格まで達しないため帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

旧グットカー米沢は賃貸用固定資産として使用されていますが、使用価値が帳簿価額まで達しないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

早期処分対象である旧屋代給油所他2施設は遊休資産とされ回収可能価額（正味売却価額）で評価し、その差額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

地区	物件	金額	内訳
米沢他	米沢・川西農機センター他3施設	19,501千円	構築物98千円、機械装置649千円、車両運搬具347千円 器具備品178千円、土地18,229千円
米沢	米沢支店（土地賃貸部分）	24,505千円	土地24,505千円
長井他	旧致芳取次店他4施設	4,728千円	土地4,728千円
米沢	米沢支店（2階・3階部分）	213,426千円	建物2,584千円、土地210,842千円
米沢他	旧三沢支店他5施設	698千円	土地698千円
J A S	南陽中央給油所	52,784千円	土地52,784千円
J A S	旧グットカー米沢	848千円	土地848千円
J A S	旧屋代給油所他2施設	322千円	土地322千円
合 計		316,812千円	建物2,584千円、構築物98千円、機械装置649千円 車両運搬具347千円、器具備品178千円、土地312,956千円

④ 回収可能価額の算定方法

イ 米沢・川西農機センター他3施設と南陽中央給油所の回収可能価額については使用価値が正味売却価額を下回っているため、正味売却価額を使用しています。

ロ 米沢支店（土地賃貸部分）および旧致芳取次店他4施設と旧グットカー米沢の回収可能価額については使用価値が正味売却価額を下回っているため、正味売却価額を使用しています。

ハ 遊休固定資産の土地の回収可能価額は正味売却価額を採用しています。

- ニ 上記ロの正味売却価額の時価は路線価、固定資産税評価額を基礎として算定しています。
- (2) 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額
購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、19,226千円の棚卸評価損が含まれています。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合及び子会社等は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、国債や地方債などの債券の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合及び子会社等が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債権である経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスクの管理

当組合及び子会社等は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本店に融資審査担当部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ 市場リスクの管理

当組合及び子会社等では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合及び子会社等で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合及び子会社等において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合及び子会社等では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結会計期末現在、指標となる金利が0.45%上昇したものと想定した場合には、経済価値が70,146千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合及び子会社等では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等

当連結会計期末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	84,050,408	83,801,742	△ 248,666
有価証券			
満期保有目的の債券	230,000	226,414	△ 3,586
その他有価証券	7,822,822	7,822,822	—
貸出金	52,812,937		
貸倒引当金（※1）	△ 727,414		
貸倒引当金控除後	52,085,523	51,743,140	△ 342,383
経済事業未収金	2,663,075		
貸倒引当金（※2）	△ 84,309		
貸倒引当金控除後	2,578,766	2,578,766	—
経済受託債権	12,686,518		
貸倒引当金（※2）	△ 32,985		
貸倒引当金控除後	12,653,533	12,653,533	—
資 産 計	159,421,052	158,826,417	△ 594,635
貯金	157,558,800	157,093,379	△ 465,421
負 債 計	157,558,800	157,093,379	△ 465,421

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（※2）経済事業未収金及び経済受託債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap、以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ロ 有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

ハ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

ニ 経済事業未収金及び経済受託債権

経済事業未収金及び経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額
外部出資	12,025,855

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	84,050,408	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	15,000	15,000	—	—	—	200,000
その他有価証券のうち満期があるもの（※1）	10,000	105,000	1,300,000	200,000	600,000	5,900,000
貸出金（※2、3）	6,321,559	3,396,776	3,125,611	2,817,094	2,551,732	33,848,954
経済事業未収金（※4）	2,573,439	—	—	—	—	—
経済受託債権	12,686,518	—	—	—	—	—
合 計	105,656,924	3,516,776	4,425,611	3,017,094	3,151,732	39,948,954

（※1）元本（額面）で記載しているため、連結貸借対照表価額とは一致していません。

（※2）貸出金のうち、当座貸越2,394,729千円については「1年以内」に含めています。

（※3）貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等751,211千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（※4）経済事業未収金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等89,636千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金（※）	147,987,540	3,802,333	3,402,960	1,250,525	1,102,418	13,024

（※）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

種 類		連結貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	地 方 債	30,000	31,074	1,074
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	地 方 債	200,000	195,340	△ 4,660
合 計		230,000	226,414	△ 3,586

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価又は償却原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	連結貸借対照表 計 上 額	取 得 原 価 又は償却原価	評価差額(*)
連結貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原価を 超えるもの	国 債 403,160	399,371	3,789
地 方 債 228,292	215,000	13,292	
小 計 631,452	614,371	17,081	
連結貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原価を 超えないもの	国 債 3,076,800	3,207,737	△ 130,937
地 方 債 2,098,900	2,214,534	△ 115,634	
政府保証債 374,280	402,710	△ 28,430	
社 債 1,641,390	1,699,257	△ 57,867	
小 計 7,191,370	7,524,238	△ 332,868	
合 計 7,822,822	8,138,609	△ 315,787	

- (2) 当連結会計中に売却した満期保有目的の債券
当連結会計中に売却した満期保有目的の債券はありません。

- (3) 当連結会計中に売却したその他有価証券

	売却額	売却益	売却損
国 債	1,153,652 千円	7,055 千円	43,115 千円
合 計	1,153,652 千円	7,055 千円	43,115 千円

- (4) 当連結会計期中において、保有目的が変更となった有価証券

当連結会計期中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

- (5) 当連結会計期中において、減損処理を行った有価証券

当連結会計期中において、812千円（外部出資のうち株式）減損処理を行っています。

市場価格のない株式等の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回収可能性等を考慮して減損処理を行っています。

8. 退職給付に関する注記

- (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全共連との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

なお、正職員以外の退職給付引当金及び退職給付費用の計上にあたっては、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

- (2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,202,643 千円
勤務費用	104,624 千円
利息費用	14,445 千円
数理計算上の差異の発生額	△ 282,339 千円
退職給付の支払額	△ 261,074 千円
期末における退職給付債務	1,778,299 千円

(注)上記には、簡便法適用職員の退職給付債務が含まれています。

- (3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,117,283 千円
期待運用収益	15,642 千円
数理計算上の差異の発生額	△ 3,442 千円
確定給付型年金制度への拠出金	40,161 千円
退職給付の支払額	△ 103,775 千円
期末における年金資産	1,065,869 千円

- (4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

退職給付債務	△ 1,778,299 千円
確定給付型年金制度	1,065,869 千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△ 712,430 千円
退職給付に係る負債	△ 712,430 千円
退職給付に係る資産	- 千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△ 712,430 千円

(注)上記には、簡便法適用職員の退職給付に係る負債が含まれています。

- (5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	104,624 千円
利息費用	14,445 千円
期待運用収益	△ 11,906 千円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 289,259 千円
合 計	△ 182,096 千円

(注)上記には、簡便法適用職員の退職給付費用が含まれています。

- (6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。
一般勘定 100 %

- (7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

- (8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	2.75 %
長期期待運用収益率	1.40 %

- (9) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金32,101千円を特例業務負担金引当金の取り崩しにより拠出しています。

なお、同組合より示された令和8年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、199,578千円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	205,704 千円
退職給付引当金	170,052 千円
賞与引当金	37,272 千円
特例業務負担金引当金	54,711 千円
減損損失	168,234 千円
資産除去債務	87,106 千円
貸出金不計上未収利息	14,227 千円
その他	194,545 千円
繰延税金資産小計	931,851 千円
評価性引当額	△ 610,794 千円
繰延税金資産合計 (A)	321,057 千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 4,827 千円
その他	△ 1,969 千円
繰延税金負債合計 (B)	△ 6,796 千円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	314,261 千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.55 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.03 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.89 %
住民税均等割額	1.85 %
法人税の特別控除	△ 1.70 %
評価性引当額の増減	△ 6.74 %
その他	△ 0.97 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.13 %

10. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当組合及び子会社等では、置賜地域3市5町において保有する旧支店・施設を賃貸の用に供しています。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時 価
1,283,998	1,419,737

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当連結会計期末の時価は、土地については固定資産税評価額に基づいて当組合及び子会社等で算定した金額です。

また、建物等減価償却資産については帳簿価額を時価としています。

11. 収益認識に関する注記

(1) 収益を理解するための基礎となる情報

「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

12. その他の注記

(1) 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

当組合及び子会社等の施設の一部は、設置の際に土地所有者との事業用定期借地権契約や不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の事業用資産に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は2年～25年、割引率は2.00%～2.33%を採用しています。

③ 当連結会計期末における当該資産除去債務の増減

期首残高	296,301 千円
資産除去債務の見積もりの見直しに伴う増加額	39,466 千円
時の経過による調整額	1,163 千円
資産除去債務の履行による減少額	△ 21,040 千円
期末残高	315,890 千円

(9) 連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	令和 6 年度	令和 7 年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	7	7
2 資本剰余金増加高	—	—
3 資本剰余金減少高	—	—
4 資本剰余金期末残高	7	7
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	6,646	7,019
2 利益剰余金増加高	373	662
当期剰余金	364	482
3 利益剰余金減少高	—	126
配当金	—	126
4 利益剰余金期末残高	7,019	7,555

(10) 農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
破産更正債権及びこれらに準ずる債権額	693	671	△ 22
危険債権額	487	551	64
要管理債権額	44	23	△ 21
うち三月以上延滞債権額	—	—	0
うち貸出条件緩和債権額	44	23	△ 21
合 計 (A)	1,224	1,245	21
うち担保・保証付債権額 (B)	534	726	192
担保・保証控除後債権額 (C)	690	519	△ 171
個別計上貸倒引当金残高 (D)	662	607	△ 55
差引額 (E) = (C) - (D)	28	△ 88	△ 116
一般計上貸倒引当金残高	143	125	△ 18
正 常 債 権 額	50,984	51,688	704

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と 5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

7. 担保・保証付債権額

農協法に基づく開示債権額のうち、貯金・定期積金、有価証券（上場公社債、上場株式）及び確実な不動産担保付の貸出残高ならびに農業信用基金協会等公的保証機関等による保証付の債権についての当該担保・保証相当額です。

8. 個別計上貸倒引当金残高

農協法に基づく開示債権のうち、すでに個別貸倒引当金に繰り入れた当該引当金の残高です。

9. 担保・保証控除後債権額

農協法に基づく開示債権合計額から、担保・保証付債権額を控除した債権残高です。

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：百万円)

区 分	項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
信 用 事 業	事 業 収 益	1,473	1,750
	経 常 利 益	281	318
	資 産 の 額	145,113	150,664
共 済 事 業	事 業 収 益	1,239	1,248
	経 常 利 益	538	595
	資 産 の 額	3,861	3,645
農 業 関 連 事 業	事 業 収 益	6,755	7,632
	経 常 利 益	△ 76	224
	資 産 の 額	20,220	26,395
そ の 他 事 業	事 業 収 益	3,838	3,874
	経 常 利 益	△ 126	△ 121
	資 産 の 額	2,650	2,490
計	事 業 収 益	13,305	14,504
	経 常 利 益	617	1,016
	資 産 の 額	171,844	183,194

2. 連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和 8 年 3 月末における連結自己資本比率は、13.32%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発 行 主 体	山形おきたま農業協同組合
資 本 調 達 手 段 の 種 類	普通出資
コア資本に係る基礎項目 に 算 入 し た 額	4, 1 2 7 百万円 (前年度 4, 2 5 3 百万円)

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、J Aを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	11,092	11,635
うち、出資金及び資本剰余金の額	4,260	4,134
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	7,020	7,555
うち、外部流出予定額 (△)	126	—
うち、上記以外に該当するものの額	△ 62	△ 54
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	172	170
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	172	170
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	11,264	11,805
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	41	37
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	41	37
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	41	37
自己資本		
自己資本の額 ((イ)－(ロ)) (ハ)	11,223	11,768

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	77,309	85,773
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,648	2,574
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	79,957	88,347
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ)／(ニ))	14.03%	13.32%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する I L Mについては、告示第250条第1第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳 (単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和 6 年度			令和 7 年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資 本 額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資 本 額 b=a×4%
	現 金	1,138	—	—	1,122	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,414	—	—	3,616	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
	国 際 決 済 銀 行 等 向 け	—	—	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	6,868	—	—	6,722	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
	国 際 開 発 銀 行 向 け	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	200	20	1	200	20	1
	我が国の政府関係機関向け	906	50	2	905	50	2
	地 方 三 公 社 向 け	—	—	—	—	—	—
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	79,587	15,965	639	84,636	17,041	682
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—	—	—	—
	カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	600	120	5	1,003	201	8
	（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	2,142	1,393	56	2,486	1,679	67
	（うちトランザクター向け）	11	5	0	21	9	0
	不 動 産 関 連 向 け	23,130	13,805	552	23,444	12,806	512
	（うち自己居住用不動産等向け）	15,676	4,978	199	16,658	4,794	192
	（うち賃貸用不動産向け）	4,175	4,323	173	3,914	4,057	162
	（うち事業用不動産関連向け）	2,892	4,276	171	2,548	3,763	150
	（うち事業用不動産関連向け）	387	228	9	324	192	8
	（うちその他不動産関連向け）	—	—	—	—	—	—
	（うち A D C 向 け ）	—	—	—	—	—	—
	劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
	延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	982	387	16	890	328	13
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	296	182	7	285	165	6
	取 立 未 済 手 形	6	1	0	5	1	0
	信用保証協会等による保証付	21,602	2,131	85	21,947	2,165	87
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
	株 式 等	2,110	2,110	84	2,108	2,740	110
	共 済 約 款 貸 付	—	—	—	—	—	—
	上 記 以 外	28,014	41,130	1,645	32,309	47,306	1,892
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	10,001	25,003	1,000	10,001	25,003	1,000
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

信用リスク・アセット				令和 6 年度			令和 7 年度		
				エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資 本 額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資 本 額 b=a×4%
			(うち総株主等の議決権の百分 の十を超える議決権を保有して いる他の金融機関等に係るそ の他外部 T L A C 関連調達手段に 関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
			(うち総株主等の議決権の百分 の十を超える議決権を保有して いない他の金融機関等に係るそ の他外部 T L A C 関連調達手段 に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
			(うち上記以外のエクスポージャー)	18,013	16,127	645	22,308	22,303	892
		証 券 化		—	—	—	—	—	—
			(うち S T C 要件適用分)	—	—	—	—	—	—
			(短期 S T C 要件適用分)	—	—	—	—	—	—
			(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—
			(うち S T C ・不良債権証券化適 用対象外分)	—	—	—	—	—	—
		再 証 券 化		—	—	—	—	—	—
		リスク・ウェイトのみなし計算 が適用されるエクスポージャー		—	—	—	—	—	—
		(うちルックスルー方式)		—	—	—	—	—	—
		(うちマンドート方式)		—	—	—	—	—	—
		(うち蓋然性方式 250%)		—	—	—	—	—	—
		(うち蓋然性方式 400%)		—	—	—	—	—	—
		(うちフォールバック方式)		—	—	—	—	—	—
		他の金融機関等の対象資本調達手段 に係るエクスポージャーに係る経過 措置によりリスク・アセットの額に 算入されなかったものの額(△)		—	—	—	—	—	—
		標準的手法を運用するエクスポージャー計		170,995	77,294	3,092	181,678	84,502	3,380
		C V A リスク相当額÷8% (簡便法)		—	—	—	—	—	—
		中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—	—	—	—
		合計 (信用リスク・アセットの額)		170,995	77,294	3,092	181,678	84,502	3,380
		オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 < 標準的計測手法 >		オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額		所要自己 資 本 額	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額		所要自己 資 本 額
				a		b=a×4%	a		b=a×4%
				2,648		106	2,574		103
	所 要 自 己 資 本 額 計	リスク・アセット等(分母)計		所要自己 資 本 額			リスク・アセット等(分母)計		所要自己 資 本 額
		a		b=a×4%			a		b=a×4%
		79,942		3,198			87,076		3,483

② オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和 6 年度	令和 7 年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額	2,648	2,574
オペレーショナル・リスクに対する所要自己 資本の額	106	103
B I	1,765	1,716
B I C	212	206

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する I L M は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、J A 以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J A の信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P10)をご参照ください。

(注) 単体の「リスク管理の状況」の項目に記載。

② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(M o o d y ' s)
S & P グローバル・レーティング(S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エ ク ス ポ ー ジ ャ ー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共 部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポ ージャー	R & I, Moody' s, JCR, S & P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R & I, Moody' s, JCR, S & P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R & I, Moody' s, JCR, S & P, Fitch	

③ 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高 (単位:百万円)

			令和 6 年度				令和 7 年度			
			信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー
法人	農業		1,728	1,691	—	73	1,971	1,948	—	47
	林業		4	4	—	—	—	—	—	—
	水産業		—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業		656	585	—	—	901	830	—	—
	鉱業		—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業		614	413	201	15	800	599	201	15
	電気・ガス・熱供給・水道業		100	—	100	—	502	—	502	—
	運輸・通信業		1,121	16	1,105	16	1,121	15	1,106	15
	金融・保険業		85,824	—	300	—	92,792	—	300	—
	卸売・小売・飲食・サービス業		5,779	271	—	93	3,408	343	—	87
	日本国政府・地方公共団体		10,282	4,172	6,110	—	10,338	4,053	6,285	—
	上記以外		327	327	—	3	316	316	—	—
	個人		44,803	44,750	—	1,078	44,930	44,887	—	1,012
業種別残高計			169,111	52,229	7,816	1,278	181,122	52,991	8,394	1,176
残存期間別	1年以下		80,390	1,383	—		84,842	1,307	—	
	1年超3年以下		1,719	1,548	171		2,941	1,487	1,454	
	3年超5年以下		3,956	2,445	1,511		3,494	2,692	802	
	5年超7年以下		3,531	2,530	1,001		4,754	2,648	2,106	
	7年超10年以下		8,119	3,281	4,838		7,147	3,214	3,933	
	10年超		38,794	38,499	295		38,895	38,796	99	
	期限の定めのないもの		32,602	2,543	—		39,049	2,847	—	
	残存期間別残高計		169,111	52,229	7,816		181,122	52,991	8,394	

(注) 1. 当連結グループでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和 6 年度					令和 7 年度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	168	173	—	168	173	173	166	—	173	166
個 別 貸 倒 引 当 金	826	741	0	826	741	741	693	5	736	693

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

		令和 6 年度						令和 7 年度					
		期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	貸出金 償 却	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	貸出金 償 却
				目 的 使 用	その他					目 的 使 用	その他		
法 人	農 業	65	51	—	65	51	—	51	41	—	51	41	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	14	14	—	14	14	—	14	14	—	14	14	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	45	58	—	45	58	—	58	57	—	58	57	—
	上 記 以 外	6	3	—	6	3	—	3	—	—	3	—	—
	個 人	696	615	—	696	615	—	615	576	5	610	576	—
	業 種 別 計	826	741	—	826	741	—	741	688	5	736	688	—

(注) 当連結グループでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

⑥ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項 目	リスク・ ウェイト (%)	令和 6 年度						令和 7 年度					
		CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後		リスク・ ウェイトの 加重平均値	F(=E/(C+D))	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後		リスク・ ウェイトの 加重平均値	F(=E/(C+D))
		オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目			オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目		
現 金	0	1,139	—	1,139	—	0%	0%	1,122	—	1,122	—	0%	0%
我が国の中央政府 及び中央銀行向け	0	3,414	—	3,414	—	0%	0%	3,616	—	3,616	—	0%	0%
外国の中央政府及 び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	6,868	—	6,868	—	0%	0%	6,722	—	6,722	—	0%	0%
外国の中央政府等 以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	200	—	200	—	10%	10%	200	—	200	—	10%	10%
我が国の政府関係機関向け	10～20	906	—	906	—	50	6%	905	—	905	—	50	6%
地 方 三 公 社 向 け	20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融 商品取引業者及び保険 会 社 向 け	20～150	80,172	—	80,172	—	16,142	20%	84,637	—	84,637	—	17,041	20%
(うち第一種金融商品取 引業者及び保険会社向け)	20～150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付 債権向けを含む。)	20～150	600	—	600	—	120	20%	1,003	—	1,003	—	201	20%
(うち特定貸付債権向け)	20～150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

項 目	リスク・ ウェイト (%)	令和 6 年度						令和 7 年度					
		CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値
		オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	信用リスク・ アセットの額		オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	オン・バラン ス資産項目	オフ・バラン ス資産項目	信用リスク・ アセットの額	
中堅中小企業等向け及び 個 人 向 け	45～100	2, 117	241	2, 010	24	1, 393	68%	2, 423	633	2, 312	63	1, 679	71%
（うちトランザクター向け）	45	—	107	—	11	5	45%	—	208	—	21	9	45%
不 動 産 関 連 向 け	20～150	23, 130	—	23, 031	—	13, 805	60%	23, 444	—	23, 355	—	12, 806	55%
（うち自己居住用不動産 等向け）	20～75	15, 676	—	15, 631	—	4, 978	32%	16, 658	—	16, 616	—	4, 794	29%
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	4, 175	—	4, 162	—	4, 323	104%	3, 914	—	3, 906	—	4, 057	104%
（うち事業用不動産関連 向け）	70～150	2, 892	—	2, 852	—	4, 276	150%	2, 548	—	2, 509	—	3, 763	150%
（うちその他不動産関連 向け）	60	387	—	386	—	228	59%	324	—	324	—	192	59%
（う ち A D C 向 け）	100～150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本 性 証 券 等	150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用 不動産等向けを除く。）	50～150	326	2	324	0	387	119%	282	15	280	1	328	117%
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	100	211	—	211	—	182	86%	213	—	213	—	165	77%
取 立 未 済 手 形	20	6	—	6	—	1	20%	5	—	5	—	1	20%
信用保証協会等による保証付	0～10	21, 602	—	21, 307	—	2, 131	10%	21, 942	—	21, 656	—	2, 165	10%
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式 等	250～400	2, 110	—	2, 110	—	2, 110	100%	2, 108	—	2, 108	—	2, 740	130%
共 済 約 款 貸 付	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
上 記 以 外	100～1250	26, 129	0	26, 129	—	41, 131	157%	32, 304	—	32, 304	—	47, 306	146%
（うち重要な出資のエク スポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対 象資本等調達手段のうち対 象普通出資等及びその他外 部T L A C関連調達手段に 該当するもの以外のものに 係るエクスポージャー）	250～400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象 資本調達手段に係るエク スポージャー）	250	10, 001	—	10, 001	—	25, 003	250%	10, 001	—	10, 001	—	25, 003	250%
（うち特定項目のうち調整 項目に算入されない部分に 係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の 百分の十を超える議決権を 保有している他の金融機関 等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係るエク スポージャー）	250	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の 百分の十を超える議決権を 保有していない他の金融機 関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係るエク スポージャー）	150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち右記以外のエクスポ ージャー）	100	16, 128	—	16, 128	—	16, 128	100%	22, 303	—	22, 303	—	22, 303	100%

(単位：百万円)

項 目	リスク・ ウェイト (%)	令和 6 年度						令和 7 年度					
		CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値
		オン・バラン	オフ・バラン	オン・バラン	オフ・バラン	信用リスク・		オン・バラン	オフ・バラン	オン・バラン	オフ・バラン	信用リスク・	
		ス資産項目	ス資産項目	ス資産項目	ス資産項目	アセットの額		ス資産項目	ス資産項目	ス資産項目	ス資産項目	アセットの額	
証 券 化	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC・不良債権 証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
再 証 券 化	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし 計算が適用されるエクスポ ージャー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
未 決 済 取 引	—					—						—	
他の金融機関等の対象資本 調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置によ りリスク・アセットの額に算 入されなかったものの額（△）	—					—						—	
合計（信用リスク・ア セ ッ ト の 額 ）	—					78,452						84,502	

⑦ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後の
エクスポージャーの額 (単位：百万円)

項 目	令和 6 年度								令和 7 年度											
	信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）								信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）											
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合 計	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合 計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,414	—	—	—	—	—	3,414	3,616	—	—	—	—	—	3,616						
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
国 際 決 済 銀 行 向 け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合 計	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合 計				
我が国の地方公共団体向け	6,868	—	—	—	—	—	—	6,868	6,722	—	—	—	—	—	—	6,722				
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
地方公共団体金融機構向け	—	200	—	—	—	—	—	200	—	200	—	—	—	—	—	200				
我が国の政府関係機関向け	404	502	—	—	—	—	—	906	404	501	—	—	—	—	0	905				
地 方 三 公 社 向 け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合 計	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合 計				
国 際 開 発 銀 行 向 け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合 計	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合 計		
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	79,007	566	19	—	—	—	—	0	79,592	83,535	534	17	—	—	—	0	84,086			
（うち、第一種金融商品取 引業者及び保険会社向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合 計	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合 計		
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合 計	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合 計
法 人 等 向 け （特定貸付債権向けを含む。）	600	—	—	—	—	—	—	—	600	1,003	—	—	—	—	—	—	—	—	1,003	
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	100%	150%	250%	400%	その他	合 計			100%	150%	250%	400%	その他	合 計						
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
株 式 等	—	—	2,110	—	—	—	2,110	—	—	2,108	—	—	2,108	—	—	—	2,108	—	—	
	45%	75%	100%	その他	合 計				45%	75%	100%	その他	合 計							
中堅中小企業等向け及び個人向け	11	519	152	1,352	2,034	21	435	127	1,792	2,375										
（うちトランザクター向け）	11	—	—	—	—	11	21	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	21	

(単位：百万円)

項 目	令和 6 年度													令和 7 年度																																		
	信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）													信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）																																		
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合 計	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合 計																						
不 動 産 関 連 向 け うち自己居住用不動産等向け	9,947	－	26	－	167	－	－	2,728	－	－	1,746	1,017	15,631	10,759	－	23	－	123	－	－	2,703	－	－	879	2,129	16,616																						
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合 計	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合 計																								
不 動 産 関 連 向 け うち賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	107	－	－	4,055	－	－	4,162	－	－	－	－	98	－	－	3,808	－	0	3,906																									
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合 計	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合 計																																		
不 動 産 関 連 向 け うち事業用不動産関連向け	－	－	－	－	2,850	1	2,851	－	－	－	－	2,509	－	－	－	－	2,509	－	－	2,509	－	－	2,509																									
	60%				その他				合 計				60%				その他				合 計																											
不 動 産 関 連 向 け うちその他不動産関連向け	380				6				386				319				5				324																											
	100%				150%				その他				合 計				100%				150%				その他				合 計																			
不 動 産 関 連 向 け う ち A D C 向 け	－				－				－				－				－				－				－																							
	50%				100%				150%				その他				合 計				50%				100%				150%				その他				合 計											
延滞等向け（自己居住用 不動産等向けを除く。）	63				66				192				3				324				71				45				165				0				281											
自己居住用不動産等向けエ クスポートに係る延滞	18				168				－				25				211				16				147				－				50				213											
	0%				10%				20%				100%				その他				合 計				0%				10%				20%				100%				その他				合 計			
現 金	1,139				－				－				－				1,139				1,122				－				－				－				－				1,122							
取 立 未 済 手 形	－				－				6				－				6				－				－				5				－				－				5							
信用保証協会等による保証付	－				21,299				－				－				8				21,307				－				21,650				－				－				6				21,656			
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	－				－				－				－				－				－				－				－				－				－				－							
共 済 約 款 貸 付	－				－				－				－				－				－				－				－				－				－				－							

⑧ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表 (単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	令和 6 年度				令和 7 年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平 均值 (%)	資産の額および与信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平 均值 (%)	資産の額および与信 相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス	オフ・バランス			オン・バランス	オフ・バランス		
	資産項目	資産項目			資産項目	資産項目		
40%未満	126,060	—	—	125,614	132,880	—	—	132,444
40%～70%	3,430	107	10%	3,441	3,704	208	10%	3,725
75%	2,255	123	10%	2,264	1,277	384	10%	1,314
80%	—	—	—	—	0	0	10%	0
85%	825	—	—	825	1,253	5	10%	1,253
90%～100%	387	0	10%	387	318	9	10%	319
105%～130%	4,068	—	—	4,055	3,816	—	—	3,808
150%	3,085	2	10%	3,043	2,713	14	10%	2,674
250%	2,110	—	—	2,110	2,108	—	—	2,108
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	2	11	10%	3	1	27	10%	3
合 計	142,222	243	10%	141,742	148,070	647	10%	147,648

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、J Aのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P62）をご参照ください。

(単位：百万円)

	令和 6 年度		令和 7 年度	
	適 格 金 融 資 産 担 保	保 証	適 格 金 融 資 産 担 保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	404	—	404
地 方 三 公 社 向 け	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付 債権向けを含む。）	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	43	481	38	497
自己居住用不動産等向け	1	13,717	0	15,613
貸 貸 用 不 動 産 向 け	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	1	—	—
延滞等向け（自己居住用 不動産等向けを除く。）	—	3	—	—
自己居住用不動産等向けエ クスポートに係る延滞	—	42	—	66
証 券 化	—	—	—	—
中 央 清 算 機 関 関 連	—	—	—	—
上 記 以 外	5	—	5	—
合 計	49	14,648	43	16,580

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) CVAリスクに関する事項

◇CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA—CVA、完全なBA—CVA、限定的なBA—CVA又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要

CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しております。なお、当JAでは該当する取引はありません。

◇CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

(8) マーケット・リスクに関する事項

◇当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

(9) オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及びその手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P11）をご参照ください。

(10) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P64）をご参照ください。

② 出資等または株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価（単位：百万円）

	令和 6 年度		令和 7 年度	
	連結貸借対照表計上額	時 価 評 価 額	連結貸借対照表計上額	時 価 評 価 額
上 場	—	—	—	—
非 上 場	12,025	12,025	12,026	12,026
合 計	12,025	12,025	12,026	12,026

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは連結貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益（単位：百万円）

令和 6 年度			令和 7 年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	0	—	—	0

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分を
その他有価証券としている株式・出資の評価損益等）（単位：百万円）

令和 6 年度		令和 7 年度	
評 価 益	評 価 損	評 価 益	評 価 損
—	—	—	—

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の
評価損益等）（単位：百万円）

令和 6 年度		令和 7 年度	
評 価 益	評 価 損	評 価 益	評 価 損
—	—	—	—

(11) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
該当する取引はありません。

(12) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（P65）をご参照ください。

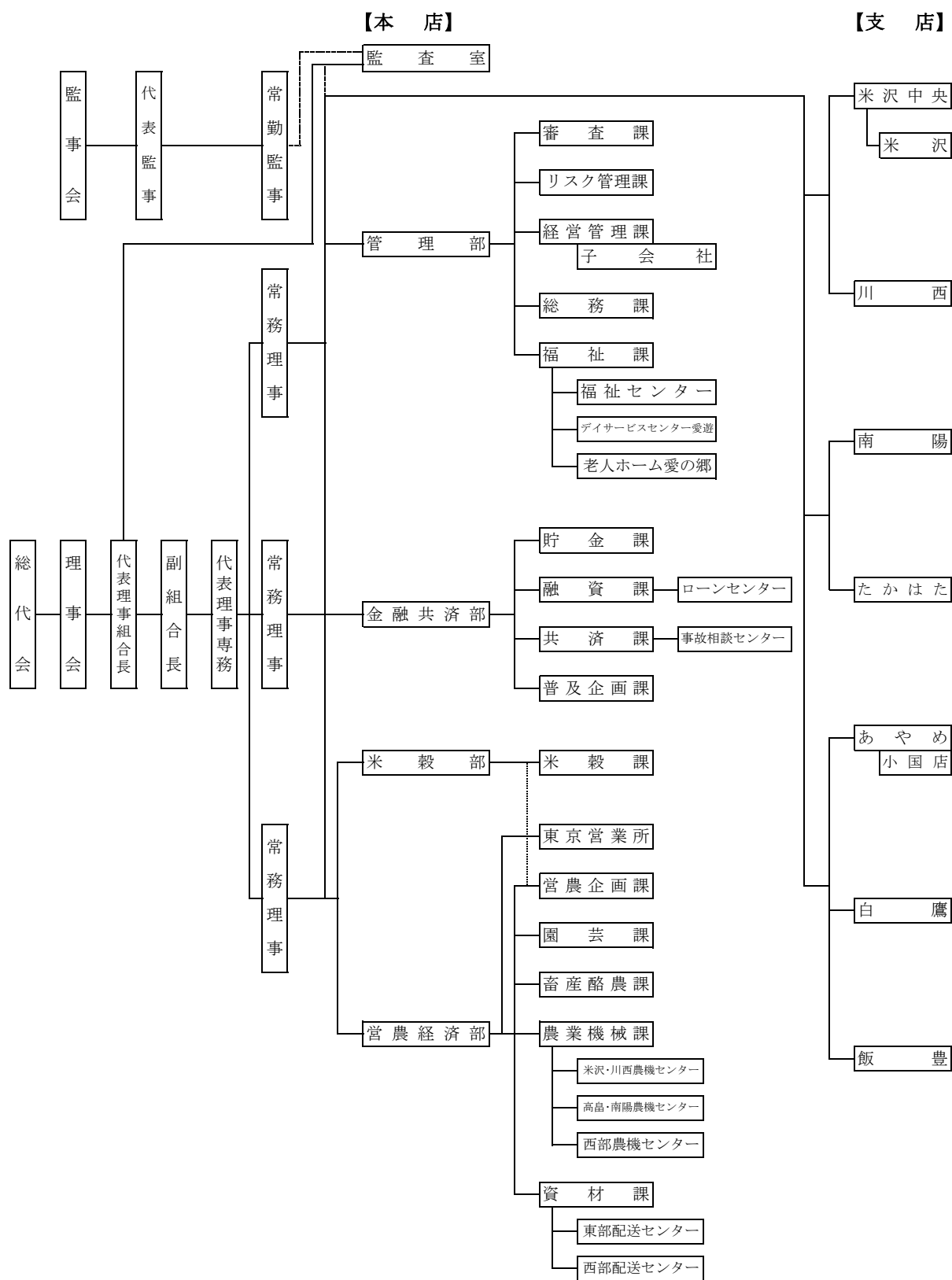
② 金利リスクに関する事項（単位：百万円）

I R R B B 1 : 金利リスク					
項番		△EVE		△N I I	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	0	0	0	2
2	下方パラレルシフト	8	123	48	23
3	ス テ ィ ー プ 化	391	324		
4	フ ラ ッ ト 化	0	0		
5	短 期 金 利 上 昇	0	0		
6	短 期 金 利 低 下	357	312		
7	最 大 値	391	324	48	23
		前期末		当期末	
8	自 己 資 本 の 額	11,223		11,768	

【JAの概要】

1. 機構図

(令和8年4月1日現在)



2. 役員構成（役員一覧）

（令和8年7月末現在）

役 員	氏 名	資 格 要 件	摘 要
会 長 理 事	若 林 英 毅		
代 表 理 事 組 合 長	本 間 仁 一	認 定 農 業 者	
代 表 理 事 専 務	佐 原 弘 之	実 践 的 能 力 者	
常 務 理 事	菅 野 和 弘	実 践 的 能 力 者	管 理 担 当
常 務 理 事	安 達 一 良	実 践 的 能 力 者	経 済 担 当
常 務 理 事	高 橋 孝 二	実 践 的 能 力 者	信 用 事 業 専 任
理 事	菅 野 仁 一		
理 事	古 畑 功 一	認 定 農 業 者	
理 事	遠 藤 嘉 春	認 定 農 業 者	
理 事	長 澤 明	認 定 農 業 者	
理 事	山 田 文 子	女 性 理 事	
理 事	安 部 春 一	認 定 農 業 者	
理 事	佐 藤 剛		
理 事	後 藤 昌 弘	認 定 農 業 者	
理 事	小 関 謙 太 郎	認 定 農 業 者	
理 事	紺 野 喜 一	認 定 農 業 者	
理 事	菅 野 英 一 郎	認 定 農 業 者	
理 事	小 関 和 美	認 定 農 業 者	
理 事	新 野 俊 之	認 定 農 業 者	
理 事	佐 藤 政 和	認 定 農 業 者	
理 事	大 谷 健 人	認 定 農 業 者	
理 事	高 橋 稔	認 定 農 業 者	
理 事	平 博 之	認 定 農 業 者	
理 事	手 塚 房 夫	認 定 農 業 者	
理 事	齋 藤 知 美	女 性 理 事	
理 事	横 山 小 市	認 定 農 業 者	
理 事	村 越 竜 仁	認 定 農 業 者	
理 事	大 竹 茂	認 定 農 業 者	
理 事	丸 川 正 博		
代 表 監 事	青 木 邦 彦		
監 事	遠 藤 俊 一		常 勤 監 事
監 事	藤 巻 陽 一		
監 事	渡 辺 良 則		
監 事	新 関 義 宏		員 外 監 事

3. 会計監査人の名称

みのり監査法人（令和8年7月末現在） 所在地 東京都港区5-29-11

4. 組合員数

（単位：人、団体）

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
正 組 合 員	18,035	18,390	355
個 人	17,863	18,207	344
法 人	172	183	11
准 組 合 員	11,126	10,499	△ 627
個 人	10,403	9,786	△ 617
法 人	723	713	△ 10
合 計	29,161	28,889	△ 272

5. 組合員組織の状況

組 織 名					構 成 員 数
生 産 実 行 組 合					722組合
青 年 部					527 名
女 性 部					406 名
稲 作 振 興 会					2,546 名
果 樹 振 興 会					1,248 名
さ く ら ん ぼ 振 興 部 会					328 名
ぶ ど う 振 興 部 会					387 名
大 粒 ぶ ど う 振 興 部 会					218 名
り ん ご 振 興 部 会					146 名
西 洋 梨 振 興 部 会					126 名
も も 振 興 部 会					43 名
野 菜 振 興 会					510 名
き ゆ う り 振 興 部 会					83 名
ト マ ト 振 興 部 会					30 名
メ ロ ン 振 興 部 会					16 名
ね ぎ 振 興 部 会					33 名
ア ス パ ラ ガ ス 振 興 部 会					185 名
特 産 野 菜 振 興 部 会					35 名
枝 豆 振 興 部 会					108 名
食 用 菊 振 興 部 会					20 名
花 卉 振 興 会					97 名
枝 物 振 興 部 会					33 名
鉢 物 振 興 部 会					5 名
ア ル ス ト ロ メ リ ア 振 興 部 会					10 名
ダ リ ア 振 興 部 会					28 名
り ん ど う 振 興 部 会					21 名
畜 産 振 興 会					188 名
米 沢 牛 振 興 部 会					185 名
養 豚 振 興 部 会					3 名
酪 農 振 興 会					19 名

(注)当 J A の組合員組織を記載しています。

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当する事項はありません。

7. 地区一覧

J A 山形おきたまは、米沢市、南陽市、長井市、高畠町、川西町、白鷹町、飯豊町、小国町の 3 市 5 町からなる 8 行政区管内の広域合併 J A です。

8. 沿革・あゆみ

平成 6 年 4 月 1 日、山形県内、置賜地区の 9 つの総合 J A（旧 J A 米沢市、旧 J A 高畠町、旧 J A 南陽、旧 J A 山形川西、旧 J A ながい、旧 J A 西根、旧 J A 白鷹町、旧 J A 飯豊町、旧 J A 山形小国）と 1 専門 J A（旧 J A 置賜酪農）が合併し、山形おきたま農業協同組合（J A 山形おきたま）を設立しました。

9. 店舗等のご案内

(令和8年7月末現在)

店 舗 名	住 所	電話番号	A T M 設置台数
<本 店>			
本 店	999-0121 川西町大字上小松978-1	0238-46-3135	
<米沢市>			
米 沢 中 央 支 店	992-0005 米沢市窪田町藤泉129-1	0238-36-0211	1 台
米 沢 支 店	992-0012 米沢市金池3-1-55	0238-22-0430	1 台
<高畠町>			
た か は た 支 店	992-0351 高畠町大字高畠398	0238-52-0057	2 台
<南陽市>			
南 陽 支 店	992-0472 南陽市宮内864	0238-45-3001	2 台
<川西町>			
川 西 支 店	999-0121 川西町大字上小松1735-1	0238-42-3125	2 台
<長井市>			
あ や め 支 店	993-0035 長井市時庭1855-3	0238-83-3511	1 台
<白鷹町>			
白 鷹 支 店	992-0832 白鷹町大字荒砥乙726-1	0238-85-2126	
<飯豊町>			
飯 豊 支 店	999-0602 飯豊町大字萩生528	0238-72-2007	1 台
<小国町>			
小 国 店	999-1361 小国町大字栄町44-1	0238-62-2092	1 台

店舗外A T M設置台数23台

市 町	設 置 場 所	市 町	設 置 場 所
米 沢 市	米 沢 愛 菜 館	川 西 町	旧 吉 島 ふ れ あ い セ ン タ ー
米 沢 市	旧 米 沢 南 取 次 店	川 西 町	旧 玉 庭 取 次 店
米 沢 市	館 山 選 果 場	長 井 市	旧 長 井 出 張 所 (2 台)
米 沢 市	旧 米 沢 東 出 張 所	長 井 市	あ や め 支 店 経 済 事 務 所
高 畠 町	旧 屋 代 支 店	長 井 市	旧 西 根 出 張 所
高 畠 町	旧 和 田 取 次 店	白 鷹 町	旧 蚕 桑 支 店
高 畠 町	旧 糠 野 目 出 張 所	白 鷹 町	白 鷹 ふ れ あ い 広 場
南 陽 市	旧 赤 湯 出 張 所	白 鷹 町	旧 鮎 貝 取 次 店
南 陽 市	ヨ ー ク ベ ニ マ ル 南 陽 店	白 鷹 町	東 根 地 区 公 民 館
南 陽 市	ヤ マ ザ ワ 南 陽 店	飯 豊 町	飯 豊 町 あ 一 す
川 西 町	本 店	飯 豊 町	中 津 川 白 川 荘

<組合単体開示項目 農業協同組合施行規則第204条関係>

開 示 項 目	ページ
●概況及び組織に関する事項	
○業務の運営の組織	103
○理事、監事の氏名及び役職名	104
○会計監査人の名称	104
○事務所の名称及び所在地	106
○特定信用事業代理業者に関する事項	105
●主要な業務の内容	
○主要な業務の内容	13～15
●主要な業務に関する事項	
○直近の事業年度における事業の概況	3～8
○直近の5事業年度における主要な業務の状況	
・経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）	42
・経常利益又は経常損失	42
・当期剰余金又は当期損失金	42
・出資金及び出資口数	42
・純資産額	42
・総資産額	42
・貯金等残高	42
・貸出金残高	42
・有価証券残高	42
・単体自己資本比率	42
・剰余金の配当の金額	42
・職員数	42
○直近の2事業年度における事業の状況	
◇主要な業務の状況を示す指標	
・事業粗利益、事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア事業純益及びコア事業純益（投資信託解約損益を除く。）	42
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	42
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	42
・受取利息及び支払利息の増減	43
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	52
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	52
◇貯金に関する指標	
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	43
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	43
◇貸出金等に関する指標	
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	43
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	43
・担保の種類別（貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び債務保証見返額	44
・使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高	44
・主要な農業関係の貸出実績	44～45
・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	44
・貯貸率の期末値及び期中平均値	52
◇有価証券に関する指標	
・商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高	47
・有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。）の残存期間別の残高	47
・有価証券の種類別の平均残高	47
・貯証率の期末値及び期中平均値	52
●業務の運営に関する事項	
○リスク管理の体制	10～11
○法令遵守の体制	11～12
○中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況	9～10
○苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	12

開 示 項 目	ページ
●組合の直近の2事業年度における財産の状況	
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	20～21
	38
○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	45
・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
・危険債権	
・三月以上延滞債権	
・貸出条件緩和債権	
・正常債権	
○元本補てん契約のある信託に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の額	47
○自己資本の充実の状況	53～66
○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
・有価証券	48
・金銭の信託	48
・デリバティブ取引	48
・金融等デリバティブ取引	48
・有価証券店頭デリバティブ取引	48
○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	47
○貸出金償却の額	47
○会計監査人の監査	38

＜連結(組合及び子会社等)に関する開示項目 農業協同組合施行規則第205条関係＞

開 示 項 目	ページ
●組合及びその子会社等の概況	
○組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	67
○組合の子会社等に関する事項	
・名称	67
・主たる営業所又は事業所の所在地	67
・資本金又は出資金	67
・事業の内容	67
・設立年月日	67
・組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	67
・組合の1の子会社等以外の子会社等が有する当該1の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	67
●組合及びその子会社等の主要な業務につき連結したもの	
○直近の事業年度における事業の概況	68
○直近の5連結会計年度における主要な業務の状況	
・経常利益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	68
・経常利益又は経常損失	68
・当期利益又は当期損失	68
・純資産額	68
・総資産額	68
・連結自己資本比率	68
●直近の2連結会計年度における財産の状況につき連結したもの	
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	69～70
	89
○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
・危険債権	
・三月以上延滞債権	
・貸出条件緩和債権	
・正常債権	
○自己資本の充実の状況	91～102
○事業の種類ごとの事業収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの	90

＜自己資本の充実の状況に関する開示項目＞

開 示 項 目	ページ
●単体における事業年度の開示事項	
○自己資本の構成に関する開示事項	53～54
○定性的開示事項	
・自己資本調達手段の概要	13
・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	13
・信用リスクに関する事項	10～11
	57
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	62～63
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	63
・証券化エクスポージャーに関する事項	63
・CVAリスクに関する事項	63～64
・マーケット・リスクに関する事項	64
・オペレーショナル・リスクに関する事項	64
・出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	64～65
・金利リスクに関する事項	65～66
○定量的開示事項	
・自己資本の充実度に関する事項	55～57
・信用リスクに関する事項	57～62
・信用リスク削減手法に関する事項	62～63
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	63
・証券化エクスポージャーに関する事項	63
・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	64～65
・信用リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額	65
・金利リスクに関する事項	65～66
●連結における事業年度の開示事項	
○自己資本の構成に関する開示事項	91～92
○定性的開示事項	
・連結の範囲に関する事項	67
・自己資本調達手段の概要	90
・連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	90
・信用リスクに関する事項	95～96
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	100～101
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	101
・証券化エクスポージャーに関する事項	101
・CVAリスクに関する事項	101
・マーケット・リスクに関する事項	101
・オペレーショナル・リスクに関する事項	101
・出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	102
・金利リスクに関する事項	102
○定量的開示事項	
・自己資本の充実度に関する事項	93～95
・信用リスクに関する事項	95～100
・信用リスク削減手法に関する事項	100～101
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	101
・証券化エクスポージャーに関する事項	101
・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	102
・信用リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額	102
・金利リスクに関する事項	102

山形おきたま農業協同組合

〒999-0121 山形県東置賜郡川西町大字上小松978番地の1

TEL : 0238-46-3111

FAX : 0238-46-3335